

木工車安全施工技術指針 新旧比較表

金都1503目标

社 会 基 本 項 目	内 容	規 定 文 件	適用基準等	重 要 性	項 目	文 字	適用基準等	改訂理由	
								内 容	規 定 文 件
1 4 1 0	工事の施工にあたっては、工事関係者が一休となって安全施工の体制を固めるために、現場の安全管理体制及び安全管理工事を含む工事関係機関との連絡体制を確立しておくこと。	1 4 1 0	1 4 1 0	1 4 1 0	1 4 1 0	工事の施工にあたっては、工事関係者が一休となって安全施工の体制を固めるために、現場の安全管理体制及び安全管理工事を含む工事関係機関との連絡体制を確立しておくこと。	1 4 1 0		
1 4 2	2. 工事内容の周知・徹底	安衛則642の3	1 4 2	1 4 2	2. 工事内容の周知・徹底	安衛則642の3			
1 4 2 0	[2] 施工工事の内容、設計条件、施工条件、工法を工事関係者へ周知・徹底させること。		1 4 2 0	1 4 2 0	[2] 同じ工事の内容、設計条件、施工条件、工法を工事関係者へ周知・徹底させること。				
1 4 3			1 4 3	1 4 3					
1 4 3 0	[3] 施工工事においては、最後までする作業員数を考慮した施工計画を下すとともに、未熟練者に対する監視者に対しては、作業内容、作業場所等を考慮し、適切な配置をすること。		1 4 3 0	1 4 3 0	[3] 施工工事においては、最後までする作業員数を考慮した施工計画を下すとともに、未熟練者に対する監视者に対しては、作業内容、作業場所等を考慮し、適切な配置をすること。				
1 4 3 0 2	作業員の配置については、作業員の業務経験、能力等の範囲をも十分考慮すること。		1 4 3 0 2	1 4 3 0 2	また、作業員の配置については、作業員の業務経験、能力等の範囲をも十分考慮すること。				
1 4 4	4. 適用条件に応じた措置		1 4 4	1 4 4	4. 適用条件に応じた措置				
1 4 4 0	工事中実施の施工工事と施工計画と一緒にしない状況になった場合の施工工事の原因を分析分類し、どのような条件を考慮して対策を立てて置き、適切な施工管理に努めること。		1 4 4 0	1 4 4 0	工事中実施の施工工事と施工計画と一緒にしない状況になった場合の施工工事の原因を分析分類し、どのような条件を考慮して対策を立てて置き、適切な施工管理に努めること。				
1 4 5	5. 累積事故率体制の確立		1 4 5	1 4 5	5. 累積事故率体制の確立				
1 4 5 1	(1) 補体直面裏及び階段工事の隣接者は平素から緊密な連携をもち、緊急時における通報方法の附互確認等の体制を明確にしそれぞれこと。		1 4 5 1	1 4 5 1	(1) 補体直面裏及び階段工事の隣接者は平素から緊密な連携をもち、緊急時における通報方法の附互確認等の体制を明確にしそれぞれこと。				
1 4 5 2	2. 通報責任者を指定しておくこと。		1 4 5 2	1 4 5 2	(2) 通報責任者を指定しておくこと。				
1 4 5 3	(3) 応急連絡表を作成し、緊急連絡先、担当者及び電話番号を記入し、事業所、宿泊所等の見やすい場所に展示しておくこと。		1 4 5 3	1 4 5 3	(3) 応急連絡表を作成し、緊急連絡先、担当者及び電話番号を記入し、事業所、宿泊所等の見やすい場所に展示しておくこと。				
1 4 6	6. 風種の選定		1 4 6	1 4 6	6. 風種の選定				
1 4 6 0	施工中の災害の発生が予想される場合には、直ちに作業を中止するとともに、作業員を退避させ、必要に備蓄連絡を行い、安全対策を講じる等状況に即した適切な措置を行うこと。		1 4 6 0	1 4 6 0	施工中の災害の発生が予想される場合には、直ちに作業を中止するとともに、作業員を退避させ、必要に備蓄連絡を行い、安全対策を講じる等状況に即した適切な措置を行うこと。				
1 4 7	7. 安全管理制度活動		1 4 7	1 4 7	7. 安全管理制度活動				
1 4 7 0	日々の建設事業において、各種の事故を未然に防止するために次に示す方法等により、安全管理活動を推進すること。		1 4 7 0	1 4 7 0	日々の建設事業において、各種の事故を未然に防止するために次に示す方法等により、安全管理活動を推進すること。				
1 4 7 0 2	② 事前打合せ、着手前打合せ、安全工程打合せ		1 4 7 0 2	1 4 7 0 2	② 事前打合せ、着手前打合せ、安全工程打合せ				
1 4 7 0 3	安全点検(全般点検・点検事項等)		1 4 7 0 3	1 4 7 0 3	安全点検(全般点検・点検事項等)				
1 4 7 0 4	安全ミーティング(個別作業の具体的指示、調整)		1 4 7 0 4	1 4 7 0 4	安全ミーティング(個別作業の具体的指示、調整)				
1 4 7 0 6	6. 安全訓練等の実施		1 4 7 0 6	1 4 7 0 6	6. 安全訓練等の実施				
1 4 8	8. 工事関係者による通報の強化		1 4 8	1 4 8	8. 工事関係者による通報の強化				
1 4 8 1	(1) 計算式による計算の正確化を図ること。		1 4 8 1	1 4 8 1	(1) 計算式による計算の正確化を図ること。				
1 4 8 2	けんさく等の施工工事の施工計画においてある施工計画における直角と変化する構造の各部位を常に比較し、不適合がある場合は適切な構造の見直しをすること。		1 4 8 2	1 4 8 2	けんさく等の施工工事の施工計画における直角と変化する構造の各部位を常に比較し、不適合がある場合は適切な構造の見直しをすること。				
2	第1章、安全指揮・監査		2	2	第1章、安全指揮・監査				
2 1	第1節、作業環境への配慮		2 1 1	2 1 1	第1節、作業環境への配慮				
2 1 1	(1) 自燃気の無い場所での必要な措置	安衛則672	2 1 1	1 1 1	(1) 気体の無い場所での必要な措置	安衛則672			
2 1 1 0	運搬しないこと。		2 1 1 0	2 1 1 0	(2) 搬送する際は、荷物を荷下ろす内燃機械を使用するときは、十分な換気装置を設けること。				
2 1 1 2	(3) 分りや荷物を吊るす荷物を荷下ろすこと。特に、軽くしろじを吊るす場合は、荷物器具等を用いること。既せて、現場内の作業環境に記した工法の採用に努めること。	安衛則582 安じん則121	2 1 1 2	1 1 1	(3) 分りや荷物を吊るす荷物を荷下ろすこと。特に、軽くしろじを吊るす場合は、荷物器具等を用いること。既せて、現場内の作業環境に記した工法の採用に努めること。	安衛則582 安じん則121 平生労安部添付資料 化令1722号 付2-22			
2 1 2	2. 強烈な騒音を発生する場所等での必要な措置		2 1 2	2 1 2	2. 強烈な騒音を発生する場所等での必要な措置				
2 1 2 1	(1) 強烈な騒音を発生する場所であることと、明示するとともに作業員への告知をすること。	安衛則583の2	2 1 2 1	2 1 2 1	(1) 強烈な騒音を発生する場所であることと、明示するとともに作業員への告知をすること。	安衛則583の2			
2 1 2 2	(2) 強烈な騒音を発生する場所では、耳栓等の保護具を使用すること。	安衛則595	2 1 2 2	2 1 2 2	(2) 強烈な騒音を発生する場所では、耳栓等の保護具を使用すること。	安衛則595			
2 1 3	3. 特性化した工法の確立に際しての安全確保		2 1 3	2 1 3	3. 特性化した工法の確立に際しての安全確保				
2 1 3 1	(1) 施工範囲の箇所に用意しては、作業空間と被覆動作範囲・作業範囲等を把握し、被覆動作等に十分配慮すること。		2 1 3 1	2 1 3 1	(1) 施工範囲の箇所に用意しては、作業空間と被覆動作範囲・作業範囲等を把握し、被覆動作等に十分配慮すること。				
2 1 3 2	(2) 空間に進行場が複数いる箇所での横断人と人との共用の問題を考慮しては、作業空間と仕事空間の横断人と人との間の作業方法、作業手順等の作業計畫を事前に検討し、安全確保の対策をとること。		2 1 3 2	2 1 3 2	(2) 空間に進行場が複数いる箇所での横断人と人との共用の問題を考慮しては、作業空間と仕事空間の横断人と人との間の作業方法、作業手順等の作業計畫を事前に検討し、安全確保の対策をとること。				

各令3年3月版			改訂(案)			改訂理由				
章	節	項	章	節	項	章	節	項		
2	2	5	1	本文		通用基準等	本文			
(1) 工事着手前に地区自治会等を通じて、周辺住民等に工事目的、工事概要を説明し、聞き取ること。			2	2	5	1	(1) 工事着手前に地区自治会等を通じて、周辺住民等に工事目的、工事概要を説明し、聞き取ること。			
(2) 工事場所がスケルトン構造にある場合には、壁下段柱の工事箇所の高さに応じる監査用橋を工事段階ごとに設置すること。			2	2	5	2	(2) 工事場所がスケルトン構造にある場合には、壁下段柱の工事箇所の高さに応じる監査用橋を工事段階ごとに設置すること。			
(3) 地元住民が容易に理解できるよう工事の進捗状況をめに応じて回覧するか監査作成して掲示する等で、工事に対する理解を深めること。			2	2	5	3	(3) 地元住民が容易に理解できるよう工事の進捗状況をめに応じて回覧するか監査作成して掲示する等で、工事に対する理解を深めること。			
(4) 周辺住民に丁寧に対応する等から苦情又は苦情等があったときは、丁寧に対応し、必要な措置を講じること。			2	2	5	4	(4) 一工事に亘り周辺住民等から苦情又は苦情等があったときは、丁寧に対応し、必要な措置を講じること。			
2	2	6		6. 施設外での交通安全管理			2	2	6	
工事箇所外においても、作業員の運転する自動車等の交通安全に對し、十分に注意を怠り事故の防止に配慮すること。			2	2	6	0	工事箇所外においても、作業員の運転する自動車等の交通安全に對し、十分に注意を怠り事故の防止に配慮すること。			
2	3		第3節 立入り止の基準				第3節 立入り止の基準			
2	3	1		1. 關係者以外の立入り禁止		安全部附S65	2	3	1	
以下のような場所では、関係者以外の立入りを禁止し、具体的な危険の内容を合わせて見やすい順序にその旨を記載すること。				1. 關係者以外の立入り禁止			以下のような場所では、関係者以外の立入りを禁止し、具体的な危険の内容を合わせて見やすい順序にその旨を記載すること。			
2	3	1	0	(1) 關係者が十分に注意を払いながら、危険な作業を行っている		2	3	1		
2	3	1	0	(2) 關係者がいる者があると、作業をしている間に危険が生じるおそれのある場所		2	3	1	0	
2	3	1	0	(3) 有資格な作業所で、人が保護具等の装備をしないで立入る		2	3	1	0	
2	3	1	0	(4) 有資格な作業所で、人が保護具等の装備をしないで立入るおそれのある場所		2	3	1	0	
2	4	1		2. 有資格の作業員の配置			第4節 認証員、認証員等の配置			
2	4	1	1	(1) 周辺住民にあっては、現場の状況、作業の方法に応じて、監視認証員、認証員等を配置すること。			1. 監視員、認証員等の配置			
2	4	1	2	(2) 安視員、認証員には、現場状況、危険防止等について十分留意すること。		2	4	1		
2	4	2		3. 合団、監査等の統一		安全部附I04, I51のA.159	(1) 現場工事における合団等では、作業員と監視員・認証員等との間に、下記監査等についての合団等による、監視等を統一すること。			
2	4	2	1	(1) 現場の下記を行う場合では、作業員と監視員・認証員等との間に、下記監査等についての合団等による、監視等を統一できるよう、合団、監査等を統一すること。		2	4	2		
2	4	2	1	0	(2) クレーン等の運搬についての合団の統一		クレーン附I25, II	2	4	2
2	4	2	1	3	(3) 賃借等の統一		クレーン附I25, II	2	4	2
2	4	2	1	4	(4) 運搬等の現場の監視等方針等の統一		安全部附G39	2	4	2
2	4	2	1	5	(5) その他の監視等		安全部附G42	2	4	2
2	4	2	2	(2) 伝達方式は、複数の移動式電話端末やトランシーバー等の相互通信できることを利⽤する等、現場条件に適した方法をとること。		2	4	2		
2	4	3		4. 各種の監査の実施			(2) 伝達方式は、複数の移動式電話端末やトランシーバー等の相互互通できることを利⽤する等、現場条件に適した方法をとること。			
2	4	3	1	5. 各種の監査の実施			3. 合団、監査等の統一			
2	4	3	1	(1) 新規入場した作業員、監視員、認証員等に対しては、当該作業に適合した合団、監査等について教育すること。			(1) 新規入場した作業員、監視員、認証員等に対しては、当該作業に適合した合団、監査等について教育すること。			
2	4	3	2	(2) 毎日該作業開始前に、定められた合団、監査等についての再教育をすること。		2	4	3		
2	4	3	3	(3) 各種標準合団監査の手帳を作成し、現場内に掲示するとともに小冊子を該監査用橋に掲示する等により周知を図ること。		2	4	3		
2	5		第5節 安全衛生の基準				第5節 安全衛生の基準			
2	5	1		1. 足場構造からの要素危険防止		安全部附I	2	5	1	
2	5	1	1	(1) 高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、足場を確立する等の方法により安全な作業床を設け、手摺は必要に応じて立ちんぐ、横木を取付けけること。		安全部附I58, 519	2	5	1	
2	5	1	2	(2) 作業床、脚立等の踏面が堅く困れなどとき、又は作業の必要から踏面に凹凸等を作り出すときは、防滑を張り、作業員は歩行時に軽度な負担を加えると使用する等の措置を講じること。		安全部附I58, 519	2	5	1	
2	5	1	3	(3) 高さ以上の作業床が堅く困れなどとき、フルハーネス型の脚立等用器具を用いて行う場合は、特別教育を受けたもの行うこと。		安全部附I66	2	5	1	
2	5	1	4	(4) 足場及び紙袋の組立、解体等には、要求仕様を満足する構成が容易に使用出来るよう簡単脚等の設置を設けること。		安全部附I59, 521	2	5	1	

令和3年1月版				改訂(第)				改訂理由				
規則	全	項	文	通用基準等	規則	全	項	文	通用基準等	規則	全	項
2	7	2	4	(4) 工事責任者は、着工時の作業を行った場合は、技術に作業員へ伝達され難い場合はそれを確認すること。	2	7	2	(4) 工事責任者は、着工前の作業を行った場合は、技術に作業員へ伝達され難い場合はそれを確認すること。				
2	7	3	1	(1) 3. 作業の中止、警戒及び各種点検	2	7	3	1	3. 作業の中止、警戒及び各種点検	安衛則522		
2	7	3	2	(2) 天気予報等であらかじめの寒波警戒が予想される場合は、作業を中止せしめて予定を変更しておこなうこと。	2	7	3	(2) 天気予報等であらかじめの寒波警戒が予想される場合は、作業を中止せしめて予定を変更しておこなうこと。	安衛則522			
2	7	3	3	(3) 作業の実施にあたっては、天候の状況で中止すること。	2	7	3	(3) 作業の実施にあたっては、天候の状況で中止すること。	安衛則522			
2	7	3	4	(4) 天氣予報等であらかじめの寒波警戒が予想される場合は、作業を中止せしめて予定を変更しておこなうこと。	2	7	3	(4) 天気予報等であらかじめの寒波警戒が予想される場合は、作業を中止せしめて予定を変更しておこなうこと。	安衛則522			
2	7	3	5	(5) 工事責任者は、必要に応じて2名以上を構成員とする寒波警戒を担当させて巡回警戒を実施すること。	2	7	3	(5) 工事責任者は、必要に応じて2名以上を構成員とする寒波警戒を担当させて巡回警戒を実施すること。	安衛則567			
2	7	3	6	(6) 責任者は、気象の変動及び非常事態に応じて、工事責任者の指示に従い、各部位の作業員(安全監視員、救命、救助、警戒、警戒員等)等を緊急の使用に際して即応できるように準備しておくこと。	2	7	3	(6) 責任者は、気象の変動及び非常事態に応じて、工事責任者の指示に従い、各部位の作業員(安全監視員、救命、救助、警戒、警戒員等)等を緊急の使用に際して即応できるように準備しておくこと。	安衛則567			
2	7	3	7	(7) 安全監視員が寒波警戒を実施する場合には、みまやかに危険箇所に立ち入らないよう防護措置を講じ、その旨を示すこと。	2	7	3	(7) 安全監視員が寒波警戒を実施する場合には、みまやかに危険箇所に立ち入らないよう防護措置を講じ、その旨を示すこと。	安衛則567			
2	7	3	8	(8) 警報及び注意事項の解説、作業を再開する前に、工事場の現状のゆゑみ、危険、船没の危険がないか入念に点検すること。	2	7	3	(8) 警報及び注意事項の解説、作業を再開する前に、工事場の現状のゆゑみ、危険、船没の危険がないか入念に点検すること。	安衛則567			
2	7	3	9	(9) 作業再開まで足場上の作業を行なときは、作業開始までに足場に、其美が認められときとは直ちに解除すること。	2	7	3	(9) 作業再開まで足場上の作業を行なときは、作業開始までに足場に、其美が認められときとは直ちに解除すること。	安衛則567			
2	7	4	1	4. 大雨に対する雨垂(作業現場及び周辺の雨垂)	2	7	4	4. 大雨に対する雨垂(作業現場及び周辺の雨垂)				
2	7	4	1	(1) 作業現場及び周辺の状況を点検し、次のような防災上必要な措置は所持せずとも、必要なに応じて立入禁止の権限と権利を行うこと。	2	7	4	(1) 作業現場及び周辺の状況を点検し、次のような防災上必要な措置は所持せずとも、必要なに応じて立入禁止の権限と権利を行うこと。				
2	7	4	1	(2) 土砂崩れ、がけ崩れ、地すべりが予想される箇所及び土石流の対策を予想される箇所に立ち入ること。	2	7	4	(2) 土砂崩れ、がけ崩れ、地すべりが予想される箇所及び土石流の対策を予想される箇所に立ち入ること。	安衛則151の6,157			
2	7	4	1	(3) 防災用出力の設置箇所の選定	2	7	4	(3) 防災用出力の設置箇所の選定	安衛則151の6,157			
2	7	4	1	(4) 防災用出力の選定	2	7	4	(4) 防災用出力の選定	安衛則151の6,157			
2	7	4	1	(5) 河川の氾濫により流れ出す水のおそれのある箇所	2	7	4	(5) 河川の氾濫により流れ出す水のおそれのある箇所	安衛則151の6,157			
2	7	4	2	(6) 流出のおそれのある熱湯は、安全な場所に移動する等流出防止の措置を講じること。	2	7	4	(6) 流出のおそれのある熱湯は、安全な場所に移動する等流出防止の措置を講じること。	安衛則151の6,157			
2	7	4	3	(7) 大型機械等の運転している場所への冠水流出、地盤のゆるがれなどがある時は、早めに適切な場所への退避又は撤去すること。	2	7	4	(7) 大型機械等の運転している場所への冠水流出、地盤のゆるがれなどがある時は、早めに適切な場所への退避又は撤去すること。	クレーン則31の2,74の3			
2	7	4	4	(8) 地盤にこびり付く油污のそれが他の危険物質は、車めに離れておき、水素から蒸発した水を吹き込み内圧位を離すことを防ぐか、油膜を防ぐか、漏洩するなどの措置を講じること。	2	7	4	(8) 地盤にこびり付く油污のそれが他の危険物質は、車めに離れておき、水素から蒸発した水を吹き込み内圧位を離すことを防ぐか、油膜を防ぐか、漏洩するなどの措置を講じること。	クレーン則31の2,74の3			
2	7	4	5	(9) 土石流、計画では恐れを上回る現象の因縁水に対する安全対策及び警戒体制を確立しておこなうこと。	2	7	4	(9) 土石流、計画では恐れを上回る現象の因縁水に対する安全対策及び警戒体制を確立しておこなうこと。	クレーン則31の2,74の3			
2	7	5	1	(10) 防災用大型機械の止常所での低速、速走防止には十分注意すること。	2	7	5	(10) 防災用大型機械の止常所での低速、速走防止には十分注意すること。	クレーン則31の2,74の3			
2	7	5	1	(11) 防災用大型機械は、クレーン、航行機等のような真直走大で大きな風圧をもつて走らせておこなうこと。	2	7	5	(11) 防災用大型機械は、クレーン、航行機等のような真直走大で大きな風圧をもつて走らせておこなうこと。	クレーン則31の2,74の3			
2	7	5	1	(12) 河川、海岸等での作業の作業場等は、底盤による地盤及び堤防による地盤等のないうろついた場所で行なうこと。	2	7	5	(12) 河川、海岸等での作業の作業場等は、底盤による地盤及び堤防による地盤等のないうろついた場所で行なうこと。	クレーン則31の2,74の3			
2	7	5	1	(13) 地盤の現状の問題が認められないよう、電線類から十分な距離をとって避離させておこなうこと。	2	7	5	(13) 地盤の現状の問題が認められないよう、電線類から十分な距離をとって避離させておこなうこと。	クレーン則31の2,74の3			
2	7	5	3	(14) 河川、海岸等での作業の作業場等は、底盤による地盤及び堤防による地盤等のないうろついた場所で行なうこと。	2	7	5	(14) 河川、海岸等での作業の作業場等は、底盤による地盤及び堤防による地盤等のないうろついた場所で行なうこと。	クレーン則31の2,74の3			
2	7	5	4	(15) 手前がない油汚が吹き飛ばされた場合には、特に高所作業では、作業を一時中断すること。この際の油汚を予想されるときは、飛散防止装置を設置するとともに、安全確保のため、監視員、警戒員を配置すること。	2	7	5	(15) 手前がない油汚が吹き飛ばされた場合には、特に高所作業では、作業を一時中断すること。この際の油汚を予想されるときは、飛散防止装置を設置するとともに、安全確保のため、監視員、警戒員を配置すること。	クレーン則31の2,74の3			
2	7	5	5	(16) 防災用大型機械は2名以上を構成員とする班で行なうこと。	2	7	5	(16) 防災用大型機械は2名以上を構成員とする班で行なうこと。	クレーン則31の2,74の3			
2	7	6	1	6. 雷に対する措置	2	7	6	6. 雷に対する措置				
2	7	6	1	(1) 雷に対する措置は、ボルト、赤旗等の表示を示すためのポール、赤旗の設置等の取扱いを記載すること。	2	7	6	(1) 雷に対する措置は、ボルト、赤旗等の表示を示すためのポール、赤旗の設置等の取扱いを記載すること。	消防法17			
2	7	6	2	(2) 道路、工事用橋脚、斜面、スロープ、通路、作業足場等は、降雪するか又は滑落を防止するための措置を講じること。	2	7	6	(2) 道路、工事用橋脚、斜面、スロープ、通路、作業足場等は、降雪するか又は滑落を防止するための措置を講じること。	消防法17			
2	7	6	3	(3) 雷雨、雷示板等に付着した雷は払い落とし、見やすいものにしておくこと。	2	7	6	(3) 雷雨、雷示板等に付着した雷は払い落とし、見やすいものにしておくこと。	消防法17			
2	7	7	1	7. 雷に対する措置	2	7	7	7. 雷に対する措置				
2	7	7	1	(1) 雷雲、ラジオ等により雷雲の先端や接近の情報を入手したこと。その状況に応じて警戒強度、サイレン等により現地作業員に伝達すること。	2	7	7	(1) 雷雲、ラジオ等により雷雲の先端や接近の情報を入手したこと。その状況に応じて警戒強度、サイレン等により現地作業員に伝達すること。	安衛則522			
2	7	7	2	(2) 雷雲が作業場を行なう場所では、特に警戒強度を確立し、三種(作業中止、速退避)、遅延方法等で、作業中止又は速退避の権限と権利を行うこと。	2	7	7	(2) 雷雲が作業場を行なう場所では、特に警戒強度を確立し、三種(作業中止、速退避)、遅延方法等で、作業中止又は速退避の権限と権利を行うこと。	安衛則522			
2	7	7	3	(3) 雷雲が作業場を行なう場合に、立入禁止の権限と権利を行うこと。	2	7	7	(3) 雷雲が作業場を行なう場合に、立入禁止の権限と権利を行うこと。	安衛則522			
2	7	7	3	(4) 雷雲が作業場を行なう場合には、立入禁止の権限と権利を行うこと。	2	7	7	(4) 雷雲が作業場を行なう場合には、立入禁止の権限と権利を行うこと。	安衛則522			
2	7	8	1	8. 地盤及び浮遊泥に対する措置	2	7	8	8. 地盤及び浮遊泥に対する措置				
2	7	8	1	(1) 地盤及び浮遊泥の発生の防止や根固めの改善の手順を入手したこと。	2	7	8	(1) 地盤及び浮遊泥の発生の防止や根固めの改善の手順を入手したこと。	安衛則522			
2	7	8	2	(2) 地盤及び浮遊泥が発生した時に、工事を再開する場合は、あらじめ被覆物、耐候材、樹脂材、防水紙、電気機器、電気器具及び船体斜面装置等を十分点検すること。	2	7	8	(2) 地盤及び浮遊泥が発生した時に、工事を再開する場合は、あらじめ被覆物、耐候材、樹脂材、防水紙、電気機器、電気器具及び船体斜面装置等を十分点検すること。	クレーン則31の2,74			
2	8	1	1	(1) 火災予防	2	8	1	(1) 火災予防				
2	8	1	1	(2) 火災予防体制の確立	2	8	1	(2) 火災予防体制の確立				
2	8	1	1	(3) 火災予防体制の確立	2	8	1	(3) 火災予防体制の確立				
2	8	1	1	(4) 火災予防体制の確立	2	8	1	(4) 火災予防体制の確立				
2	8	1	1	(5) 火災予防体制の確立	2	8	1	(5) 火災予防体制の確立				
2	8	1	1	(6) 火災予防体制の確立	2	8	1	(6) 火災予防体制の確立				
2	8	1	1	(7) 火災予防体制の確立	2	8	1	(7) 火災予防体制の確立				
2	8	1	1	(8) 火災予防体制の確立	2	8	1	(8) 火災予防体制の確立				
2	8	1	1	(9) 火災予防体制の確立	2	8	1	(9) 火災予防体制の確立				
2	8	1	1	(10) 火災予防体制の確立	2	8	1	(10) 火災予防体制の確立				
2	8	1	1	(11) 火災予防体制の確立	2	8	1	(11) 火災予防体制の確立				
2	8	1	1	(12) 火災予防体制の確立	2	8	1	(12) 火災予防体制の確立				
2	8	1	1	(13) 火災予防体制の確立	2	8	1	(13) 火災予防体制の確立				
2	8	1	1	(14) 火災予防体制の確立	2	8	1	(14) 火災予防体制の確立				
2	8	1	1	(15) 火災予防体制の確立	2	8	1	(15) 火災予防体制の確立				
2	8	1	1	(16) 火災予防体制の確立	2	8	1	(16) 火災予防体制の確立				
2	8	1	1	(17) 火災予防体制の確立	2	8	1	(17) 火災予防体制の確立				
2	8	1	1	(18) 火災予防体制の確立	2	8	1	(18) 火災予防体制の確立				
2	8	1	1	(19) 火災予防体制の確立	2	8	1	(19) 火災予防体制の確立				
2	8	1	1	(20) 火災予防体制の確立	2	8	1	(20) 火災予防体制の確立				
2	8	1	1	(21) 火災予防体制の確立	2	8	1	(21) 火災予防体制の確立				
2	8	1	1	(22) 火災予防体制の確立	2	8	1	(22) 火災予防体制の確立				
2	8	1	1	(23) 火災予防体制の確立	2	8	1	(23) 火災予防体制の確立				
2	8	1	1	(24) 火災予防体制の確立	2	8	1	(24) 火災予防体制の確立				
2	8	1	1	(25) 火災予防体制の確立	2	8	1	(25) 火災予防体制の確立				
2	8	1	1	(26) 火災予防体制の確立	2	8	1	(26) 火災予防体制の確立				
2	8	1	1	(27) 火災予防体制の確立	2	8	1	(27) 火災予防体制の確立				
2	8	1	1	(28) 火災予防体制の確立	2	8	1	(28) 火災予防体制の確立				
2	8	1	1	(29) 火災予防体制の確立	2	8	1	(29) 火災予防体制の確立				
2	8	1	1	(30) 火災予防体制の確立	2	8	1	(30) 火災予防体制の確立				
2	8	1	1	(31) 火災予防体制の確立	2	8	1	(31) 火災予防体制の確立				
2	8	1	1	(32) 火災予防体制の確立	2	8	1	(32) 火災予防体制の確立				
2	8	1	1	(33) 火災予防体制の確立	2	8	1	(33) 火災予防体制の確立				
2	8	1	1	(34) 火災予防体制の確立	2	8	1	(34) 火災予防体制の確立				
2	8	1	1	(35) 火災予防体制の確立	2	8	1	(35) 火災予防体制の確立				
2	8	1	1	(36) 火災予防体制の確立	2	8	1	(36) 火災予防体制の確立				
2	8	1	1	(37) 火災予防体制の確立	2	8	1	(37) 火災予防体制の確立				
2	8	1	1	(38) 火災予防体制の確立	2	8	1	(38) 火災予防体制の確立				
2	8	1	1	(39) 火災予防体制の確立	2	8	1	(39) 火災予防体制の確立				
2	8	1	1	(40) 火災予防体制の確立	2	8	1	(40) 火災予防体制の確立				
2	8	1	1	(41) 火災予防体制の確立	2	8	1	(41) 火災予防体制の確立				
2	8	1	1	(42) 火災予防体制の確立	2	8	1	(42) 火災予防体制の確立				
2	8	1	1	(43) 火災予防体制の確立	2	8	1	(43) 火災予防体制の確立				
2	8	1	1	(44) 火災予防体制の確立	2	8	1	(44) 火災予防体制の確立				
2	8	1	1	(45) 火災予防体制の確立	2	8	1	(45) 火災予防体制の確立				
2	8	1	1	(46) 火災予防体制の確立	2	8	1	(46) 火災予防体制の確立				
2	8	1	1	(47) 火災予防体制の確立	2	8	1	(47)				

11/33

改正令第1号				改正令(案)				改正理由																																									
原	新	項	文	原	新	項	文	原	新	項	文																																						
4	2	1	(1) 個別測定に際しては、被用空間、戸内、搬出作業及び移動等に対する安全性を考慮して選択すること。また、被用空間の状況、無効、無効、搬出等を考慮して選択すること。	適用基準等	4	2	1	(1) 個別測定に際しては、被用空間、戸内、搬出作業及び移動等に対する安全性を考慮して選択すること。また、被用空間の状況、無効、無効、搬出等を考慮して選択すること。	適用基準等																																								
4	2	1	(2) 被用場所に応じて、作業員の安全を確保するため、適切な安全基準を設けること。		4	2	2	(2) 被用場所に応じて、作業員の安全を確保するため、適切な安全基準を設けること。																																									
4	2	1	(3) 電気設備の運転・操作にあたっては、有資格者及び特別の資格を持った者が行うこと。		4	2	3	(3) 電気設備の運転・操作にあたっては、有資格者及び特別の資格を持った者が行うこと。																																									
4	2	2	2	2. 使用取扱規則	4	2	2	2. 使用取扱規則																																									
4	2	2	1	(1) 必要改正のため、作業場所には、必要な耐度を確保すること。		4	2	1	(1) 必要改正のため、作業場所には、必要な耐度を確保すること。																																								
4	2	2	2	(2) 被用場所には、防じん、顕著、高湿、高温等から作業員を保護する装置を設じること。これにより良いときは、作業員を雇用させること。		4	2	2	(2) 被用場所には、防じん、顕著、高湿、高温等から作業員を保護する装置を設じること。これにより良いときは、作業員を雇用させること。																																								
4	2	2	3	(3) 過電流・漏電・短絡・漏電等で火災のおそれがある器具については、よく見直してから使用するものとし、消火器等を装備すること。また、燃焼の危険性は、必ず機械を停止してから行うこと。		4	2	3	(3) 過電流・漏電・短絡・漏電等で火災のおそれがある器具については、よく見直してから使用するものとし、消火器等を装備すること。また、燃焼の危険性は、必ず機械を停止してから行うこと。																																								
4	2	2	4	1	安政法20.24 安政法349	4	2	4	(4) 残務のおそれのある高圧線には、必ず耐圧措置を講じること。防護措置を講じない高圧線の裏下りなどでは又は横断を行う場合は、残導線を配すること。ブーム等は少なくとも電路から次の段の離隔距離をとること。		安政法20.24 安政法349																																						
				電柱・離隔距離				電柱・離隔距離																																									
				■電柱・離隔距離 <table border="1"><tr><td>耐圧耐久性 (kV)</td><td>耐離隔距離 (m)</td></tr><tr><td>10kV以上</td><td>3m以上</td></tr><tr><td>7kV以上</td><td>1.8m以上</td></tr><tr><td>5kV以上</td><td>1.2m以上</td></tr><tr><td>4kV以上</td><td>1.0m以上</td></tr><tr><td>3kV以下</td><td>0.7m以上</td></tr></table>	耐圧耐久性 (kV)	耐離隔距離 (m)	10kV以上	3m以上	7kV以上	1.8m以上	5kV以上	1.2m以上	4kV以上	1.0m以上	3kV以下	0.7m以上				■電柱・離隔距離 <table border="1"><tr><td>耐圧耐久性 (kV)</td><td>耐離隔距離 (m)</td></tr><tr><td>10kV以上</td><td>3m以上</td></tr><tr><td>7kV以上</td><td>1.8m以上</td></tr><tr><td>5kV以上</td><td>1.2m以上</td></tr><tr><td>4kV以上</td><td>1.0m以上</td></tr><tr><td>3kV以下</td><td>0.7m以上</td></tr></table>	耐圧耐久性 (kV)	耐離隔距離 (m)	10kV以上	3m以上	7kV以上	1.8m以上	5kV以上	1.2m以上	4kV以上	1.0m以上	3kV以下	0.7m以上			■電柱・離隔距離 <table border="1"><tr><td>耐圧耐久性 (kV)</td><td>耐離隔距離 (m)</td></tr><tr><td>10kV以上</td><td>3m以上</td></tr><tr><td>7kV以上</td><td>1.8m以上</td></tr><tr><td>5kV以上</td><td>1.2m以上</td></tr><tr><td>4kV以上</td><td>1.0m以上</td></tr><tr><td>3kV以下</td><td>0.7m以上</td></tr></table>	耐圧耐久性 (kV)	耐離隔距離 (m)	10kV以上	3m以上	7kV以上	1.8m以上	5kV以上	1.2m以上	4kV以上	1.0m以上	3kV以下	0.7m以上		
耐圧耐久性 (kV)	耐離隔距離 (m)																																																
10kV以上	3m以上																																																
7kV以上	1.8m以上																																																
5kV以上	1.2m以上																																																
4kV以上	1.0m以上																																																
3kV以下	0.7m以上																																																
耐圧耐久性 (kV)	耐離隔距離 (m)																																																
10kV以上	3m以上																																																
7kV以上	1.8m以上																																																
5kV以上	1.2m以上																																																
4kV以上	1.0m以上																																																
3kV以下	0.7m以上																																																
耐圧耐久性 (kV)	耐離隔距離 (m)																																																
10kV以上	3m以上																																																
7kV以上	1.8m以上																																																
5kV以上	1.2m以上																																																
4kV以上	1.0m以上																																																
3kV以下	0.7m以上																																																
4	2	2	4	2		4	2	4																																									
4	2	2	5	(3) 電気機器については、その特性に応じて被覆物の中に設置する際、裏面に応じて安全な距離を行なうこと。		4	2	5	(5) 電気機器については、その特性に応じて被覆物の中に設置する際、裏面に応じて安全な距離を行なうこと。																																								
4	2	2	6	(6) 高温車掌室等における運送方法、ひぬの蒸度の方法は、分かりやすい表示で示すこと。		4	2	6	(6) 高温車掌室等における運送方法、ひぬの蒸度の方法は、分かりやすい表示で示すこと。																																								
4	2	2	7	(7) 機器の使用時に異常が発生された場合には、直ちに作業を中止し、原因を調べて修理を行うこと。		4	2	7	(7) 機器の使用時に異常が発生された場合には、直ちに作業を中止し、原因を調べて修理を行うこと。																																								
4	2	3	3.	3. 安全管理		4	2	3	3. 安全管理																																								
4	2	3	0	1	安政法35	4	2	3	安政法35																																								
4	2	3	0	(1) 低酸素装置等の該当性及び構成、保護具の性能・遮蔽、吸風方法、非常停止方法		4	2	3	(1) 低酸素装置等の該当性及び構成、保護具の性能・遮蔽、吸風方法、非常停止方法																																								
4	2	3	0	(2) 安全装置の種類・性能・駆動方法		4	2	3	(2) 安全装置の種類・性能・駆動方法																																								
4	2	3	0	(3) 作業手順、操作手順、遮蔽開閉の合図・遮蔽、作業開始時の手順及び必要な措置		4	2	3	(3) 作業手順、操作手順、遮蔽開閉の合図・遮蔽、作業開始時の手順及び必要な措置																																								
4	2	3	0	(4) 障害物の場合の遮蔽停止・遮窓停止、起動装置遮蔽等の手順及び必要な措置		4	2	3	(4) 障害物の場合の遮蔽停止・遮窓停止、起動装置遮蔽等の手順及び必要な措置																																								
4	2	3	0	(5) 非常時、緊急時ににおける応急措置及び運営、運営等		4	2	3	(5) 非常時、緊急時ににおける応急措置及び運営、運営等																																								
4	2	3	0	(6) 管理組織及び担当者の責任、その他の必要な事項		4	2	3	(6) 管理組織及び担当者の責任、その他の必要な事項																																								
4	2	4	1	1. 設置責任者		4	2	4	1. 設置責任者																																								
4	2	4	1	(1) 低酸素装置等から取扱責任者を選任し、指定した取扱者以外の使用者は取扱しないこと。		4	2	4	(1) 取扱者のから取扱責任者を選任し、指定した取扱者以外の使用者は取扱しないこと。																																								
4	2	4	2	(2) 安全運転上、取扱責任者の行うべき事項を定め、それを実行せること。		4	2	4	(2) 安全運転上、取扱責任者の行うべき事項を定め、それを実行せること。																																								
4	2	4	5	5. 直接・修理作業別の安全管理		4	2	5	5. 直接・修理作業別の安全管理																																								
4	2	5	1	(1) 運転停止・遮電停止、起動装置遮蔽等の手順及び必要な措置とすること。		4	2	5	(1) 運転停止・遮電停止、起動装置遮蔽等の手順及び必要な措置とすること。																																								
4	2	5	2	(2) 運転・操作作業時の風量、遮断等を防止するための必要な措置をとること。		4	2	5	(2) 運転・操作作業時の風量、遮断等を防止するための必要な措置をとること。																																								
4	2	5	3	(3) 直接・修理作業を行う場合は、該当者以外の立入りを禁止すること。		4	2	5	(3) 直接・修理作業を行う場合は、該当者以外の立入りを禁止すること。																																								
4	2	5	4	(4) 直接・修理作業は、平田地で避難装置を停止させ行なうこと。やむを得ず耕作地で行なう場合は、機械の足回りに遮止めをして走行をさせ、かつ耕作のおそれがない範囲で行なうこと。		4	2	5	(4) 直接・修理作業は、耕作地で行なうこと。やむを得ず耕作のおそれがない範囲で行なうこと。																																								
4	2	5	5	(5) 避難装置は、運動装置を止め、フレーキ、锁定等のロックを必ず掛けおくこと。		4	2	5	(5) 避難装置は、運動装置を止め、フレーキ、锁定等のロックを必ず掛けおくこと。																																								

令和3年3月版				改訂(一)		本文		改訂理由		
年	セ	章	項	通用基準等	策	第	条	項	通用基準等	
4	4	1	0	1	松葉場所の適否に際しては、供用中の風景、土砂崩落、落石及び倒木、落石等の安全、地盤の必要な防護の確保。設置、撤去工事の際の安全等を考慮して選定すること。	4	4	1	0	松葉場所の適否に際しては、供用中の風景、土砂崩落、落石及び倒木、落石等の安全、地盤の必要な防護の確保。設置、撤去工事の際の安全等を考慮して選定すること。
4	4	2	2	2. 無軸組、回転式等の設置の概要	安則削101	4	4	2	2. 無軸組、回転式等の設置の概要	安則削101
4	4	2	1	(1) 備機の取扱い、回転式、直角等は、重い、高い、スリープ等が付けること。		4	4	2	(1) 備機の取扱い、回転式、直角等は、重い、高い、スリープ等が付けること。	
4	4	2	2	(2) 重量に付する止め金具は、傾き型を使用するか又は覆い式で取扱うこと。		4	4	2	(2) 回転式に付属する止め金具は、傾き型を使用するか又は覆い式で取扱うこと。	
4	5	1	5	第五節 有動式クレーン作業		4	5	1	第五節 有動式クレーン作業	
4	5	1	1	1. 作業位置・移動式クレーンの選定	クレーン則66の2	4	5	1	1. 作業位置・移動式クレーンの選定	クレーン則66の2
4	5	1	1	(1) 移動式クレーンの選定については、その性能、範囲を十分把握しておこなうこと。		4	5	1	(1) 移動式クレーンの選定については、その性能、範囲を十分把握しておこなうこと。	
4	5	1	2	(2) 移動式クレーンの選定の際は、作業位置、荷り上げ荷重、フック重量を設定して往復距離と能力を確認し、十分な力をもつた機械を選定すること。		4	5	1	(2) 移動式クレーンの選定の際は、作業半径、荷り上げ荷重、フック重量を設定し、往復距離と能力を確認し、十分な力をもつた機械を選定すること。	
4	5	1	3	(3) 作業内容をよく理解し、作業箇所等をよく考慮して作業計画を立てること。		4	5	1	(3) 作業内容をよく理解し、作業箇所等をよく考慮して作業計画を立てること。	
4	5	1	4	(4) 運転者の近くでの作業は、純粋用防護着がされていることを確認してから行うこと。		4	5	1	(4) 運転者の近くでの作業は、純粋用防護着がされていることを確認してから行うこと。	
4	5	1	5	(5) 絶縁用防護着の離れていない送配電線の近くでの作業は、安全距離を遵守して行うこと。	第2節2・4)	4	5	1	(5) 絶縁用防護着の離れていない送配電線の近くでの作業は、安全距離を遵守して行うこと。	第2節2・4)
4	5	2	1	2. 設置・操作		4	5	2	2. 設置・操作	
4	5	2	1	(1) 移動式クレーンの作業範囲に障害物がないことを確認すること。障害物がある場合は、あらじめ作業方法によく検討しておくこと。		4	5	2	(1) 移動式クレーンの作業範囲に障害物がないことを確認すること。障害物がある場合は、あらじめ作業方法によく検討しておくこと。	
4	5	2	2	(2) 移動式クレーンを操作するための床面を確認すること。地盤の支持力が不足する場合は、移動式クレーンが転倒しないよう地盤の改良、荷り上げ荷重を下げる等で地盤が強くなるまで確認してから操作した後ではなければ移動式クレーンの操作を行わないこと。	クレーン則70の3.70の4	4	5	2	(2) 移動式クレーンを操作するための床面の強度を確認すること。地盤の支持力が不足する場合は、移動式クレーンが転倒しないよう地盤の改良、荷り上げ荷重を下げる等で地盤が強くなるまで確認してから操作した後ではなければ移動式クレーンの操作は行わないこと。	クレーン則70の3.70の4
4	5	2	3	(3) 移動式クレーンの操作は水面上に設置し、アタリリガは作業半径に応じて、完全に張り出すこと。	クレーン則70の5	4	5	2	(3) 移動式クレーンの操作は水面上に設置し、アタリリガは作業半径に応じて、完全に張り出すこと。	クレーン則70の5
4	5	2	4	(4) 作業直前で荷り上げ能力を確認し、荷り上げ荷重や範囲を確認すること。	クレーン則69	4	5	2	(4) 作業直前で荷り上げ能力を確認し、荷り上げ荷重や範囲を確認すること。	クレーン則69
4	5	2	5	(5) 作業直前に必ず点検を行い、漏洩真珠・安全装置・蓄電池・ブレーキ等の状態を確認すること。	クレーン則78	4	5	2	(5) 作業直前に必ず点検を行い、漏洩真珠・安全装置・蓄電池・ブレーキ等の状態を確認すること。	クレーン則78
4	5	2	6	(6) 連絡開始からしばらくの間は荷物が残ったところで、アタリリガの状況を確認し、荷物が残る場合は停止すること。		4	5	2	(6) 連絡開始からしばらくの間は荷物が残ったところで、アタリリガの状況を確認し、荷物が残る場合は停止すること。	
4	5	3	1	3. 移動式クレーンの構造		4	5	3	3. 移動式クレーンの構造	
4	5	3	1	(1) 合同者は人として、打合せた各回の明確に行うこと。		4	5	3	(1) 合同者は人として、打合せた各回の明確に行うこと。	
4	5	3	2	(2) 全国会員は、吊り荷が見えなく見え、オペレーターからもよく見える範囲で、かつ、作業範囲内に位置して合意を行うこと。		4	5	3	(2) 吊り荷が見えなく見え、オペレーターからもよく見える範囲で、かつ、作業範囲内に位置して合意を行ふこと。合意を行ふ場合、オペレーターから見えてから合意する場合には、合意を行ふ場合に合意が伝わる方法をとること。	
4	5	3	3	(3) 吊り荷の運搬は、介繩ロープを吊り荷の端部に取り付け、合意する全員で確認すること。		4	5	3	(3) 吊り荷の運搬は、介繩ロープを吊り荷の端部に取り付け、合意する全員で確認すること。	
4	5	4	1	4. 新規式クレーンの選定		4	5	4	4. 新規式クレーンの選定	
4	5	4	1	(1) 選定は、荷り上げ荷重により、以下の資本を有するものが行うこと。	クレーン則67.68	4	5	4	(1) 選定は、荷り上げ荷重により、以下の資本を有するものが行うこと。	クレーン則67.68
4	5	4	1	(2) 荷り上げ荷重が1t未満の新規式クレーン		4	5	4	(2) 荷り上げ荷重が1t未満の新規式クレーン	
4	5	4	1	(3) 荷り上げ荷重が1t以上5t未満の新規式クレーン		4	5	4	(3) 荷り上げ荷重が1t以上5t未満の新規式クレーン	
4	5	4	1	(4) 荷り上げ荷重が5t以上10t未満の新規式クレーン		4	5	4	(4) 荷り上げ荷重が5t以上10t未満の新規式クレーン	
4	5	4	1	(5) 荷り上げ荷重が10t以上の新規式クレーン		4	5	4	(5) 荷り上げ荷重が10t以上の新規式クレーン	
4	5	4	2	(6) 移動式クレーンに記載されている安全装置（モーメントリミッター）は、ブームの作業状態とアタリリガの設置状態を正確にセットして作動させること。		4	5	4	(6) 移動式クレーンに記載されている安全装置（モーメントリミッター）は、ブームの作業状態とアタリリガの設置状態を正確にセットして作動させること。	
4	5	4	3	(7) 作業に適職の各部員、真珠、充熱、真氣、真氣動作等が作業に適職であることを確認して、止運び調べ、必要な措置を講じてから作業を実施すること。		4	5	4	(7) 作業に適職の各部員、真珠、充熱、真氣、真氣動作等が作業に適職であることを確認して、止運び調べ、必要な措置を講じてから作業を実施すること。	
4	5	4	4	(8) 吊り荷、フック、玉掛け用真珠吊り荷と含む全体重量が定められたことを確認すること。	クレーン則69	4	5	4	(8) 吊り荷、フック、玉掛け用真珠吊り荷と含む全体重量が定められたことを確認すること。	クレーン則69
4	5	5	5	5. 移動式クレーンの作業		4	5	5	5. 移動式クレーンの作業	
4	5	5	1	(1) 前述とおり吊り上げ荷重は、必ず地面からわずかに荷が浮いた状態で停止し、機体の安定、吊り荷の重心、玉掛けの状況を確認すること。		4	5	5	(1) 前述とおり吊り上げ荷重は、必ず地面からわずかに荷が浮いた状態で停止し、機体の安定、吊り荷の重心、玉掛けの状況を確認すること。	
4	5	5	2	(2) 吊り荷を上げる場合は、必ずフックが吊り荷の重心の真上にくるようにすること。		4	5	5	(2) 吊り荷を上げる場合は、必ずフックが吊り荷の重心の真上にくるようにすること。	

令和3年3月版			改訂(末)		
規 定 項	文 本	改訂理由			
4 5 5 3	(3) 移動式クレーンで荷を吊り上げた際、ブーム等のたわみにより、吊り荷が吊り落とすためフックのはりはたわみを考慮して真直柱の少し内側で作業をすること。	4 5 5 3 (3) 移動式クレーンで荷を吊り上げた際、ブーム等のたわみにより、吊り荷が外側方向に移動するためフックのはりはたわみを考慮して真直柱の少し内側で作業をすること。			
4 5 5 4	(4) 真四を行なう場合は、裏面範囲内に人や障害物のないことを確認すること。	4 5 5 4 (4) 真四を行なう場合は、裏面範囲内に人や障害物のないことを確認すること。			
4 5 5 5	(5) 吊り荷は安全な高さまで吊り上げた後、静かに戻すこと。	4 5 5 5 (5) 吊り荷は安全な高さまで吊り上げた後、静かに戻すること。			
4 5 5 6	(6) オペレーターは各面の指示によって運転し、常にブームの先端の動きや吊り荷の位置に注意すること。	4 5 5 6 (6) オペレーターは各面の指示によって運転し、常にブームの先端の動きや吊り荷の位置に注意すること。			
4 5 5 7	(7) 荷物は一気に吊るさず、荷物直下で一旦停止し、着床場所の状況や荷の位置を確認した後、静かに卸すこと。	4 5 5 7 (7) 荷物は一気に吊るさず、荷物直下で一旦停止し、着床場所の状況や荷の位置を確認した後、静かに卸すこと。			
4 5 5 8	(8) オペレーターは、荷を吊り上げたままで運転席を離れないこと。	4 5 5 8 (8) オペレーターは、荷を吊り上げたままで運転席を離れないこと。			
4 5 6	6. 作業終了後の位置	4 5 6 6. 作業終了後の位置			
4 5 6 1	(1) 作業終了後は、フックを安全な位置に吊り上げて必要な位置を確認すること。なお、走行時刻にセッタした場合は、各部の固定シール等を確実に戻すすること。	4 5 6 1 (1) 作業終了後は、フックを安全な位置に吊り上げて必要な位置を確認すること。なお、走行時刻にセッタした場合は、各部の固定シール等を確実に戻すことを。			
4 5 6 2	(2) 走行時は、隣回ブレーキロッド、ウインチドラムロックを行うこと。	4 5 6 2 (2) 走行時は、隣回ブレーキロッド、ウインチドラムロックを行うこと。			
4 5 6 3	(3) 隣回操作のスイッチは全て“切”にしておくこと。	4 5 6 3 (3) 隣回操作のスイッチは全て“切”にしておくこと。			
4 5 7	7. 玉掛け作業	4 5 7 7. 玉掛け作業			
4 5 7 1	(1) 玉掛け作業は、吊り上げ作業が1以上の移動式クレーンの場合には、吊り荷を終了した者と1未満の移動式クレーンの場合には特別扱いを終了した者がそれぞれ違うこと。	4 5 7 1 (1) 玉掛け作業は、吊り上げ作業が1以上の移動式クレーンの場合には、吊り荷を終了した者と1未満の移動式クレーンの場合には特別扱いを終了した者がそれぞれ違うこと。			
4 5 7 2	(2) 吊り荷に見合った玉掛け用具をあらかじめ用意点検し、ワイヤーロープをねりこませ、わじりがるものはない取り替えるか又は2種類以上使用すること。	4 5 7 2 (2) 吊り荷に見合った玉掛け用具をあらかじめ用意点検し、ワイヤーロープをねりこませ、わじりがるものはない取り替えるか又は2種類以上使用すること。			
4 5 7 3	(3) 玉掛け用具は、吊り荷が直線で吊るせる場合防げるため保管場所へ搬送する。搬送する場合には、海岸・海上の風浪等は、船員を行なうこと。	4 5 7 3 (3) 玉掛け用具は、吊り荷が直線で吊るせる場合防げるため保管場所へ搬送する。搬送する場合には、海岸・海上の風浪等は、船員を行なうこと。			
4 5 7 4	(4) 移動式クレーンのフックは吊り荷の重心に 맞準し、吊り角と水平面とのなす角度は60°以内にすること。	4 5 7 4 (4) 移動式クレーンのフックは吊り荷の重心に 맞準し、吊り角と水平面とのなす角度は60°以内にすること。			
4 5 7 5	(5) ロープが滑らない角度である、玉掛け装置等、荷を吊つときの安全を特に確認すること。	4 5 7 5 (5) ロープが滑らない角度である、玉掛け装置等、荷を吊つときの安全を特に確認すること。			
4 5 7 6	(6) 玉掛け装置等、特殊な吊り方をする場合には、事前にそれぞれのロープから荷重を算定して、安全を確認すること。	4 5 7 6 (6) 玉掛け装置等、特殊な吊り方をする場合には、事前にそれぞれのロープから荷重を算定して、安全を確認すること。			
4 5 7 7	(7) 荷を巻き取つりの方法として2段吊り掛け吊りは、つり両の規定がいたため、玉掛け用ワイヤーはしないよう適切な措置を取ること。	4 5 7 7 (7) 荷を巻き取つりの方法として2段吊り掛け吊りは、つり両の規定がいたため、玉掛け用ワイヤーはしないよう適切な措置を取ること。			
4 5 7 8	(8) バイブ類などの滑りやすいものを吊りときは、あだ毛、目隠し、手袋、又はハマモを使用し、絶縁防止の確認を視ること。また、吊り物の重心と吊り物の重心と近いとのときはそれを分けし、逆さまで吊せならないこと。	4 5 7 8 (8) バイブ類などの滑りやすいものを吊るときは、あだ毛、目隠し、手袋、又はハマモを使用し、絶縁防止の確認を視すこと。また、吊り物の重心と吊り物の重心と近いとのときはそれを分けし、逆さまで吊せならないこと。			
4 5 7 9	(9) わじ延長装置等は、荷役及び吊り下げに付ける等、荷役用ワイヤーロープ以外のもので嵩張る等、抜け落ち防止の措置を行なうこと。	4 5 7 9 (9) わじ延長装置等は、荷役及び吊り下げに付ける等、荷役用ワイヤーロープ以外のもので嵩張る等、抜け落ち防止の措置を行なうこと。			
4 5 7 10	(10) 早菅用角ランプ等の小物は、吊り荷等を用いて作業を行うこと。	4 5 7 10 (10) 早菅用角ランプ等の小物は、吊り荷等を用いて作業を行うこと。			
4 5 8	8. 入井止水場所の指定、鋼製錨の設置	4 5 8 8. 入井止水場所の指定、鋼製錨の設置			
4 5 8 1	(1) 鋼製錨等の設置場所は、吊り荷の直下のほか、吊り荷の移動範囲内に、吊り荷の直下による危険のある場所への入り口を禁止すること。	4 5 8 1 (1) 鋼製錨等の設置場所は、吊り荷の直下のほか、吊り荷の移動範囲内に、吊り荷の直下による危険のある場所への入り口を禁止すること。			
4 5 8 2	(2) 立入りを禁止した場所には、錆板、錆板等を設置し、作業員に周知させること。	4 5 8 2 (2) 立入りを禁止した場所には、錆板、錆板等を設置し、作業員に周知させること。			
4 6	第6章 質量確保等の使用	4 6 第6章 質量確保等の使用			
4 6 1	1. 質量確保の使用するいわゆる建設機械の貸出の場合	4 6 1 1. 質量確保の使用するいわゆる建設機械の貸出の場合			
4 6 1 1	(1) 建設機械の貸出を行なう場合には、高級監査証明書、使用登録の資格等を確認すること。	4 6 1 1 (1) 質量確保のあいだは貸し出し場所を使用する場合には、高級監査証明書、使用登録の資格等を確認すること。			
4 6 1 2	(2) 質量確保のあいだは貸し出し場所を使用する場合には、建設機械等の所有権者等への通知、運送者と品質担当員との忠志確認の実績によること。	4 6 1 2 (2) 質量確保のあいだは貸し出し場所を使用する場合には、建設機械等の所有権者等への通知、運送者と品質担当員との忠志確認の実績によること。			
4 6 1 3	(3) 使用機械が日々変化する場合は、機械の登録状況、安全基準の実績、その正規動作と適宜対応すること。	4 6 1 3 (3) 使用機械が日々変化する場合は、機械の登録状況、安全基準の実績、その正規動作と適宜対応すること。			
4 6 2	2. 通常行き機械を使用する作業の場合	4 6 2 2. 通常行き機械を使用する作業の場合			

令和3年3月版			改訂(末)		
規 定 項	文 本	改訂理由			
4 6 2 1	(1) クレーン作業、コンクリートポンプ打設作業、植栽回収作業、運搬作業等の吊り上げ機械を使用する作業については、作業指示書を作成し、現場作業監査等の監査結果を参考して、各部に適して施工を行なうこと。	4 6 2 1 (1) クレーン作業、コンクリートポンプ打設作業、植栽回収作業、運搬作業等の吊り上げ機械を使用する作業については、作業指示書を作成し、現場作業監査等の監査結果を参考して、各部に適して施工を行なうこと。			
4 6 2 2	(2) 施工用荷台車等の必要事項を確認するとともに、作業開始前に作業員はそれを確認するための手合せを行なうこと。	4 6 2 2 (2) 施工用荷台車等の必要事項を確認するとともに、作業開始前に作業員はそれを確認するための手合せを行なうこと。			
5	第5章 施設工事	5 第5章 施設工事			
5 1	第1節 一般事項	5 1 第1節 一般事項			
5 1 1	1. 工事内容の把握	5 1 1 1. 工事内容の把握			
5 1 1 0	(1) 作業内容に応じて工事予定場所の調査を行い、必要な事項を把握すること。	5 1 1 0 (1) 作業内容に応じて工事予定場所の調査を行い、必要な事項を把握すること。			
5 1 2	2. 施工条件の把握	5 1 2 2. 施工条件の把握			
5 1 2 1	(1) 施工計画は十分に検討・把確し、施工計画に反映させるよう十分考慮すること。	5 1 2 1 (1) 施工計画は十分に検討・把確し、施工計画に反映させるよう十分考慮すること。			
5 1 2 2	(2) 当該工事に関する立地条件を施設工事計画に反映するよう十分考慮すること。	5 1 2 2 (2) 当該工事に関する立地条件を施設工事計画に反映するよう十分考慮すること。			
5 1 2 3	(3) 当該工事のみならず他の工事を行なっている工事または行われる工事との間の障害を把握すること。	5 1 2 3 (3) 当該工事のみならず他の工事を行なっている工事または行われる工事との間の障害を把握すること。			
5 1 2 4	(4) 施設工事の工事前準備は、各部に適して施工を行なうこと。	5 1 2 4 (4) 施設工事の工事前準備は、各部に適して施工を行なうこと。			
5 1 3	3. 施設構造調査	5 1 3 3. 施設構造調査			
5 1 3 0	施設、器具、給排水管等による施設工場両面の土地、建物、道幅、横断面、排水状況に対する影響及び井戸戻し等を把握するため、事前に十分な現況調査を行い、資料を整理すること。また、施設工事のための工事機材の選定及び施工計画について十分検討すること。	5 1 3 0 施設、器具、給排水管等による施設工場両面の土地、建物、道幅、横断面、排水状況に対する影響及び井戸戻し等を把握するため、事前に十分な現況調査を行い、資料を整理すること。また、施設工事のための工事機材の選定及び施工計画について十分検討すること。			
5 1 4	4. 地下構造物の調査	5 1 4 4. 地下構造物の調査			
5 1 4 1	(1) 地下構造物に係る影響及び井戸戻し等を把握する。	5 1 4 1 (1) 地下構造物に係る影響及び井戸戻し等を把握する。			
5 1 4 2	(2) 施工用機材に対する調査を行うこと。	5 1 4 2 (2) 施工用機材に対する調査を行うこと。			
5 1 5	5. 施工計画	5 1 5 5. 施工計画			
5 1 5 0	1. 施工計画に準ずること。	5 1 5 0 1. 施工計画に準ずること。			
5 1 6 1	6. 工事施工部位の内容把握	5 1 6 1 6. 工事施工部位の内容把握			
5 1 6 1 1	(1) 仮設工事計画の作成があつたっては、工事目的別の各施工部位の内容を十分把握すること。	5 1 6 1 1 (1) 仮設工事計画の作成があつたっては、工事目的別の各施工部位の内容を十分把握すること。			
5 1 6 2	(2) 仮設工事計画における施工部位の安全基準、品質、実績、工費、経済性等について十分検討すること。	5 1 6 2 (2) 仮設工事計画における施工部位の安全基準、品質、出来形、実績、工費、経済性等について十分検討すること。			
5 1 7	7. 施設工事内容の全般把握	5 1 7 7. 施設工事内容の全般把握			
5 1 7 1	(1) 各仮設工事のうち、個々の工事目的の施工に直接的に使われるものの（直接被施工）、各工事目的別の施工に共通して使用するものの（共通被施工）を区分して、全般的施工計画にあつたること。	5 1 7 1 (1) 各仮設工事のうち、個々の工事目的の施工に直接的に使われるものの（直接被施工）、各工事目的別の施工に共通して使用するものの（共通被施工）を区分して、全般的施工計画にあつたること。			
5 1 7 2	(2) 施設工事と共通被施工について、工事に間に隔てることより十分把握して、工事の安全性を重視した計画で施工すること。	5 1 7 2 (2) 施設工事と共通被施工について、工事に間に隔てることより十分把握して、工事の安全性を重視した計画で施工すること。			
5 1 7 3	(3) 施設工事に含む仮設工事と仮設工事の区分を把握して、全体の施工計画にあつたること。	5 1 7 3 (3) 施設工事に含む仮設工事と仮設工事の区分を把握して、全体の施工計画にあつたること。			
5 1 8 1	(1) 施設工事の計画にあつては、各仮設物の目的を十分把握すること。	5 1 8 1 (1) 施設工事の計画にあつては、各仮設物の目的を十分把握すること。			
5 1 8 2	(2) 施設工事での各仮設物の形式や配置計画が重要なので、安全かつ組立のよき施工が可能となる各仮設物の形式、配置及び貯蔵空間等を施工工事に記載すること。	5 1 8 2 (2) 施設工事での各仮設物の形式や配置計画が重要なので、安全かつ組立のよき施工ができるよう各仮設物の形式、配置及び貯蔵空間等を施工工事に記載すること。			
5 1 8 3	(3) 施設工事に使用する荷物の形状（寸法）、材質、強度は、工事の完全性を実現したものであること。	5 1 8 3 (3) 施設工事に使用する荷物の形状（寸法）、材質、強度は、工事の完全性を実現したものであること。			
5 1 8 4	(4) リース料金を既知する場合は、材質、規格等に異常がないものと想定すること。	5 1 8 4 (4) リース料金を既知する場合は、材質、規格等に異常がないものと想定すること。			
5 2 1	6. 施設工事の施工	5 2 1 6. 施設工事の施工			
5 2 1 1	(1) 施設工事を行なう場合は、施設物所並びにその周辺の状況を考慮し、開拓の実態、土質、地下水位、作用する土圧等を十分に検討したうえで、必端に応じて土圧計測の計画を含めること。	5 2 1 1 (1) 施設工事を行なう場合は、施設物所並びにその周辺の状況を考慮し、開拓の実態、土質、地下水位、作用する土圧等を十分に検討したうえで、必端に応じて土圧計測の計画を含めること。			
5 2 1 2	(2) 初正面に、その箇所の土質に見合った勾配を設けて範囲す。	5 2 1 2 (2) 初正面に、その箇所の土質に見合った勾配を設けて範囲す。			
5 2 1 3	(3) 土質・支保工は、更替や粒度混在により、安全性が損なわるよう十分注意するとともに、十分な強度を有するものとす。	5 2 1 3 (3) 土質・支保工は、更替や粒度混在により、安全性が損なわるよう十分注意するとともに、十分な強度を有するものとす。			

令和3年3月版					改訂(案)			改訂理由		
章	節	項	文	通用基準等	第	第	文	通用基準等		
5	4	3	(1) 作業材の実装、取りはずし、受渡し等の作業には幅40cm以上の足場板を設け、作業員に要求性絶縁制止用器具を使用させること。	安衛則554	5	4	3	(1) 足場板の実装、取りはずし、受渡し等の作業には幅40cm以上の足場板を設け、作業員に要求性絶縁制止用器具を使用せること。	安衛則554	
5	4	3	(2) 電気線に押近して足場を設けるときは、電路の移設又は電線に機械防護具を設置すること。	安衛則349, 570	5	4	3	(2) 電気線に押近して足場を設けるときは、電路の移設又は電線に機械防護具を設置すること。	安衛則349, 570	
5	4	3	(3) 材料・器具、工具等の上げ下ろし時には、つり網、つり袋を使用すること。	安衛則554	5	4	3	(3) 材料・器具、工具等の上げ下ろし時には、つり網、つり袋を使用すること。	安衛則554	
5	4	4	4. 機械部品の表示		5	4	4	4. 機械部品の表示		
5	4	4	(1) 作業場所に於いて、作業員の最大積載荷重を定め、か	安衛則562	5	4	4	(1) 作業場所に於いて、作業員の最大積載荷重を定め、か	安衛則562	
5	4	4	(2) 特別高圧足場に沿して作業を行なう場合には、当該充電電圧に対する接觸界限距離を保つため、見やすいやすい箇所に標識等を設けること。	安衛則349	5	4	4	(2) 特別高圧足場に沿して作業を行なう場合には、当該充電電圧に対する接觸界限距離を保つため、見やすいやすい箇所に標識等を設けること。	安衛則349	
5	4	5	5. 高所		5	4	5	5. 高所		
5	4	5	(1) 材料及び器具、工具等を吊し、不良品を取り除くこと。		5	4	5	(1) 材料及び器具、工具等を吊し、不良品を取り除くこと。	安衛則556	
5	4	5	(2) 叉車等の運転、手推車、手運搬車、手押し車及び中さん車の取りはずし及び運搬の方法について、その日の作業を開始する前に点検し、異常を認めた時は直ちに修理すること。		5	4	5	(2) 叉車等の運転、手推車、手運搬車、手押し車及び中さん車の取りはずし及び運搬の方法について、その日の作業を開始する前に点検し、異常を認めた時は直ちに修理すること。	安衛則556	
5	4	6	6. 脱糞の制度		5	4	6	6. 脱糞の制度		
5	4	6	高所作業車を用いた作業を行う場合の運転は、有資格者によるものとし、責任者から指示された者は外は運転しないこと。	安衛則20, 安衛則36	5	4	6	高所作業車を用いた作業を行う場合の運転は、有資格者によるものとし、責任者から指示された者は外は運転しないこと。	安衛則20, 安衛則36	
5	5	1	第五節 運送・搬運設備・機械等		5	5	1	第五節 運送・搬運設備・機械等		
5	5	1	1. 安全運送の規定		5	5	1	1. 安全運送の規定		
5	5	1	(1) 作業場に運送し及ぼす作業場内には、作業員が使用するための安全な運送手段を設けること。	安衛則540	5	5	1	(1) 作業場に運送し及ぼす作業場内には、作業員が使用するための安全な運送手段を設けること。	安衛則540	
5	5	1	(2) 高さ又は深さ5mをこえる箇所には安全な脚踏板を設けること。	安衛則526	5	5	1	(2) 高さ又は深さ5mをこえる箇所には安全な脚踏板を設けること。	安衛則526	
5	5	2	2. 井戸口・溝蓋・路		5	5	2	2. 井戸口・溝蓋・路		
5	5	2	(1) 作業員が井戸口や溝蓋の上に立ち入ることなく、安全な手すりを設けること。	安衛則546	5	5	2	(1) 作業員が井戸口や溝蓋の上に立ち入ることなく、安全な手すりを設けること。	安衛則546	
5	5	2	(2) 亂暴な操作又は機械部品のうちの一つは、屋外に設けること。	安衛則547	5	5	2	(2) 亂暴な操作又は機械部品のうちの一つは、屋外に設けること。	安衛則547	
5	5	2	(3) 亂暴な操作又は機械部品のうちの一つは、屋外に設けること。	安衛則548	5	5	2	(3) 亂暴な操作又は機械部品のうちの一つは、屋外に設けること。	安衛則548	
5	5	3	3. 作業場所の立入り禁止		5	5	3	3. 作業場所の立入り禁止		
5	5	3	(1) 第三者に立入り禁止すること。	安衛則349	5	5	3	(1) 第三者に立入り禁止すること。	安衛則349	
5	5	3	(2) 特別高圧足場に近接して作業を行なう場合には、当該充電電圧に対する接觸界限距離を保つため、見やすいやすい箇所に標識等を設けること。		5	5	3	(2) 特別高圧足場に近接して作業を行なう場合には、当該充電電圧に対する接觸界限距離を保つため、見やすいやすい箇所に標識等を設けること。		
5	5	4	4. 高所		5	5	4	4. 高所		
5	5	4	(1) 作業員が5m以上に立てるところ。	安衛則564	5	5	4	(1) 作業員が5m以上に立てるところ。	安衛則564	
5	5	4	(2) 跌落・転倒の危険のある箇所で、床面に滑り止めを設けること。	安衛則564	5	5	4	(2) 跌落・転倒の危険のある箇所で、床面に滑り止めを設けること。	安衛則564	
5	5	4	(3) 跌落・転倒の危険がある箇所で、床面に滑り止めを設けること。	安衛則564	5	5	4	(3) 跌落・転倒の危険がある箇所で、床面に滑り止めを設けること。	安衛則564	
5	5	5	5. 第6節 作業用・作業台		5	6	1	5. 第6節 作業用・作業台		
5	6	1	1. 作業用		5	6	1	1. 作業用		
5	6	1	(1) あらかじめの作業所での作業及びスレード・床板等の裏板の上の作業においては作業員を監視すること。	安衛則518, 524	5	6	1	(1) あらかじめの作業所での作業及びスレード・床板等の裏板の上の作業においては作業員を監視すること。	安衛則518, 524	
5	6	1	(2) 作業所に於ける危険のある箇所には手すりを設けることとし、材料・機械等の運搬がないものとすること。	安衛則563	5	6	2	(1) 作業所に於ける危険のある箇所には手すりを設けることとし、材料・機械等の運搬がないものとすること。	安衛則563	
5	6	2	(2) 手すりは、高さ40cm以上の手すりまたは同高等以上に設けること。	安衛則552	5	6	2	(2) 手すりは、高さ40cm以上の手すりまたは同高等以上に設けること。	安衛則552	
5	6	3	2. 作業台		5	6	3	2. 作業台		
5	6	3	(1) 第三者との立入り禁止すること。	安衛則545	5	6	3	(1) 第三者との立入り禁止すること。	安衛則545	
5	6	3	(2) 作業所の高さに応じて手すりを設けること。	安衛則564	5	6	3	(2) 作業所の高さに応じて手すりを設けること。	安衛則564	
5	6	4	3. 高所		5	6	4	3. 高所		
5	6	4	(1) 第三者との立入り禁止すること。	安衛則545	5	6	4	(1) 第三者との立入り禁止すること。	安衛則545	
5	6	4	(2) 跌落・転倒の危険性の高い箇所で、床面に滑り止めを設けること。	安衛則564	5	6	4	(2) 跌落・転倒の危険性の高い箇所で、床面に滑り止めを設けること。	安衛則564	
5	6	4	(3) 手すり・脚踏板を定め、作業員に周知すること。	安衛則562	5	6	4	(3) 手すり・脚踏板を定め、作業員に周知すること。	安衛則562	
5	6	4	(4) 脚体・床面の凹凸及び隙間を当該作業員に周知すること。	安衛則564	5	6	4	(4) 脚体・床面の凹凸及び隙間を当該作業員に周知すること。	安衛則564	
5	6	5	4. 第6節 作業用・作業台		5	6	5	4. 第6節 作業用・作業台		
5	6	6	1	1. 作業用		5	6	6	1. 作業用	
5	6	6	(1) あらかじめの作業所での作業及びスレード・床板等の裏板の上の作業においては作業員を監視すること。	安衛則518, 524	5	6	6	(1) あらかじめの作業所での作業及びスレード・床板等の裏板の上の作業においては作業員を監視すること。	安衛則518, 524	
5	6	6	(2) 作業所に於ける危険のある箇所には手すりを設けることとし、材料・機械等の運搬がないものとすること。	安衛則563	5	6	6	(2) 作業所に於ける危険のある箇所には手すりを設けることとし、材料・機械等の運搬がないものとすること。	安衛則563	
5	6	6	(3) 手すりは、高さ40cm以上の手すりまたは同高等以上に設けること。	安衛則552	5	6	6	(3) 手すりは、高さ40cm以上の手すりまたは同高等以上に設けること。	安衛則552	
5	6	6	2	2. 作業台		5	6	6	2	2. 作業台
5	6	6	(1) 第三者との立入り禁止のこと。	公災防(土) 15	5	6	6	(1) 第三者との立入り禁止のこと。	公災防(土) 15	
5	6	6	(2) 作業用・作業台の構造、取扱い等の監視すること。	公災防(土) 28	5	6	6	(2) 作業用・作業台の構造、取扱い等の監視すること。	公災防(土) 28	
5	6	6	(3) 作業用・作業台の構造、取扱い等の監視すること。	公災防(土) 29	5	6	6	(3) 作業用・作業台の構造、取扱い等の監视すること。	公災防(土) 29	
5	6	6	(4) 実験・操作を防ぐとともに、保護衣を着けることにより交通事故が生じるなどの場合は、金網などを透けて見えるものとすること。	公災防(土) 29	5	6	6	(4) 実験・操作を防ぐとともに、保護衣を着けることにより交通事故が生じるなどの場合は、金網などを透けて見えるものとすること。	公災防(土) 29	
5	6	6	(5) 作業用・作業台の構造、取扱い等の監視すること。	公災防(土) 29	5	6	6	(5) 作業用・作業台の構造、取扱い等の監視すること。	公災防(土) 29	
5	6	6	3	3. 高所		5	6	6	3	3. 高所
5	6	6	(1) 作業所の高さに応じて、脚踏板の高さ・幅・形状及び手すり・床板等の裏板の高さに応じて手すりを設けること。	公災防(土) 15	5	6	6	(1) 作業所の高さに応じて、脚踏板の高さ・幅・形状及び手すり・床板等の裏板の高さに応じて手すりを設けること。	公災防(土) 15	
5	6	6	(2) 作業所に於ける危険のある箇所には手すりを設けることとし、材料・機械等の運搬がないものとすること。	公災防(土) 28	5	6	6	(2) 作業所に於ける危険のある箇所には手すりを設けることとし、材料・機械等の運搬がないものとすること。	公災防(土) 28	
5	6	6	(3) 手すりは、高さ40cm以上の手すりまたは同高等以上に設けること。	公災防(土) 29	5	6	6	(3) 手すりは、高さ40cm以上の手すりまたは同高等以上に設けること。	公災防(土) 29	
5	6	6	4	4. 脚体・床面・壁面・床止止め		5	6	6	4	4. 脚体・床面・壁面・床止止め
5	6	6	(1) 工木・土木・地盤・草木止めの手すり・脚踏板を設けること。	公災防(土) 29	5	6	6	(1) 工木・土木・地盤・草木止めの手すり・脚踏板を設けること。	公災防(土) 29	
5	6	6	(2) 地盤・草木止めの手すり・脚踏板を設けること。	公災防(土) 29	5	6	6	(2) 地盤・草木止めの手すり・脚踏板を設けること。	公災防(土) 29	
5	6	6	(3) 地盤・草木止めの手すり・脚踏板を設けること。	公災防(土) 29	5	6	6	(3) 地盤・草木止めの手すり・脚踏板を設けること。	公災防(土) 29	
5	6	6	5	5. 作業台の組立		5	6	6	5. 作業台の組立	
5	6	6	(1) 作業用・作業台・洗下水防護装置の組立に必要な手すり・脚踏板・床止止めを設けること。	安衛則575, 606	5	6	6	(1) 作業用・作業台・洗下水防護装置の組立に必要な手すり・脚踏板・床止止めを設けること。	安衛則575, 606	
5	6	6	(2) 材料・器具・工具等を上げ下ろすときは、手すりを設けること。	安衛則575, 602	5	6	6	(2) 材料・器具・工具等を上げ下ろすときは、手すりを設けること。	安衛則575, 602	
5	6	6	(3) 手すりは、高さ40cm以上の手すりまたは同高等以上に設けること。	安衛則575, 606	5	6	6	(3) 手すりは、高さ40cm以上の手すりまたは同高等以上に設けること。	安衛則575, 606	
5	6	6	6	6. 高所		5	6	6	6. 高所	
5	6	6	1	1. 第6節 作業用・作業台		5	6	6	1. 第6節 作業用・作業台	
5	6	7	1	1. 領域の划分		5	7	1	1. 領域の划分	
5	6	7	1	(1) 領域の划分、建立、解体は作業指導者の指揮のもとに行なうこと。	クレンケル 33, 118, 191	5	7	1	(1) 領域の划分、建立、解体は作業指導者の指揮のもとに行なうこと。	クレンケル 33, 118, 191
5	6	7	1	(2) 領域は、水平な基礎面に設け、下さを防止するため、必要に応じて脚踏板・鉄骨等を使用すること。構造的に上に施付ける場合は、斜面に応じて構造的に下に必要な構造を設けること。		5	7	1	(2) 領域は、水平な基礎面に設け、下さを防止するため、必要に応じて脚踏板・鉄骨等を使用すること。構造的に上に施付ける場合は、斜面に応じて構造的に下に必要な構造を設けること。	
5	6	7	1	(3) 領域の划分は、作業員の見やすい箇所で行なうこと。	クレンケル 101	5	7	1	(3) 領域の划分は、作業員の見やすい箇所で行なうこと。	クレンケル 101
5	6	7	1	(4) 領域の划分は、作業員の見やすい箇所で行なうこと。	クレンケル 118	5	7	1	(4) 領域の划分は、作業員の見やすい箇所で行なうこと。	クレンケル 118
5	6	7	1	(5) クレンケル、テリック、ウインチ等の機械は、定格荷重等を明示しておこう。	クレンケル 17, 240, 2,64, 700, 104, 181	5	7	1	(5) クレンケル、テリック、ウインチ等の機械は、定格荷重等を明示しておこう。	クレンケル 17, 240, 2,64, 700, 104, 181
5	6	7	2	2. 運搬作業		5	7	2	2. 運搬作業	
5	6	7	2	(1) 作業員の取扱主任者又は係員を定め、その氏名を見やすい箇所に記すこと。	安衛則18	5	7	2	(1) 作業員の取扱主任者又は係員を定め、その氏名を見やすい箇所に記すこと。	安衛則18
5	6	7	2	(2) 作業員の取扱主任者又は係員を定め、その氏名を見やすい箇所に記すこと。	安衛則26	5	7	2	(2) 作業員の取扱主任者又は係員を定め、その氏名を見やすい箇所に記すこと。	安衛則26
5	6	7	2	(3) 通路は、通路の端に於ける箇所で、通路に障害物がある場合は、通路を迂回する。	安衛則104	5	7	2	(3) 通路は、通路の端に於ける箇所で、通路に障害物がある場合は、通路を迂回する。	安衛則104
5	6	7	2	(4) 通路は、通路の端に於ける箇所で、通路に障害物がある場合は、通路を迂回する。	安衛則118	5	7	2	(4) 通路は、通路の端に於ける箇所で、通路に障害物がある場合は、通路を迂回する。	安衛則118
5	6	7	2	(5) ブランダーの取扱主任者は、必ず手袋を定められた大きさのものを使用すること。	安衛則518	5	7	2	(5) ブランダーの取扱主任者は、必ず手袋を定められた大きさのものを使用すること。	安衛則518
5	6	7	2	(6) ブランダー一括中央には必ず保護服を使用し、必要に応じて防じんマスクを使用すること。	安衛則518	5	7	2	(6) ブランダー一括中央には必ず保護服を使用し、必要に応じて防じんマスクを使用すること。	安衛則518

令和3年3月版			改訂(本)			改訂理由		
章	節	項	本文	通用基準等	変更	章	節	項
5	7	2	(7) 検査の実行前に、次の事項について適宜点検し、整備する こと。	5 2 2 7 1 (7) 検査の実行前に、次の事項について適宜点検し、整備すること。				
5	7	2	(8) 清掃、給油の状況 ・機械の有無	5 2 2 7 2 (8) 清掃、給油の状況 ・機械の有無				
5	7	2	(9) 運転装置の操作、機械の有無	5 2 2 7 3 (9) 運転装置の操作、機械の有無				
5	7	2	(10) 車両の荷物の有無	5 2 2 7 4 (10) 車両の荷物の有無				
5	7	2	(11) 油漏などの有無	5 2 2 7 5 (11) 油漏などの有無				
5	7	2	(12) ブレーキ、クラッチ等の操作	5 2 2 7 6 (12) ブレーキ、クラッチ等の操作				
5	7	2	(13) 路面標、記号等の表示の有無	5 2 2 7 7 (13) 路面標、記号等の表示の有無				
5	7	2	(14) 作業用ブレーキまたは占道打の作動	5 2 2 7 8 (14) 作業用ブレーキまたは占道打の作動				
5	7	2	(15) 周辺の警報装置	5 2 2 7 9 (15) 周辺の警報装置				
5	8	1	第6章 一般技術基準	5 8 1 1 第6章 一般技術基準				
5	8	1	(1) 絶縁又は絶縁装置の充電電圧に近づく場合で、工作物の属性等の作業を行う場合には、次の推度を講じること。	5 8 1 0 1 (1) 絶縁又は絶縁装置の充電電圧に近づく場合で、工作物の属性等の作業を行う場合には、次の推度を講じること。				
5	8	1	(2) 作業の前に運転を停止したうえで、純粋用防具の着脱を確実に実施すること。	安衛則341～349	5 8 1 1 (1) 作業の前に運転を停止したうえで、純粋用防具の着脱を確実に実施すること。	安衛則341～349		
5	8	1	(3) 定期的に絶縁抵抗、接地抵抗を測定し、安全を確認すること。	電技14, 15	5 8 1 2 (2) 定期的に絶縁抵抗、接地抵抗を測定し、安全を確認すること。	電技14, 15		
5	8	2	2. 機器・材料・車両	5 8 2 2 2 (2) 機器・材料・車両				
5	8	2	(1) 工事用電気器具は、電気設備の技術基準に基づいて設置、取扱い、貯蔵する。	安衛則350	5 8 2 2 1 (1) 工事用電気器具は、電気設備の技術基準に基づいて設置、取扱い、貯蔵する。	安衛則350		
5	8	2	(2) 作業を行なうとし、その作業にあたっては、次の事項についておこなうこと。	安衛則350	5 8 2 2 2 (2) 作業を行なうとし、その作業にあたっては、次の事項についておこなうこと。	安衛則350		
5	8	2	(3) 作業の方法、順序	5 8 2 2 3 (3) 作業の方法、順序				
5	8	2	(4) 作業場所、位置、治具の作業許容強度	5 8 2 2 4 (4) 作業場所、位置、治具の作業許容強度				
5	8	2	(5) 作業用機器、東西の位置	5 8 2 2 5 (5) 作業用機器、東西の位置				
5	8	2	(6) 作業者自身の位置	5 8 2 2 6 (6) 作業者自身の位置				
5	8	2	(7) 電気電子装置は、絶縁用防具の基準の認定、検査を行なう。	安衛則339, 342, 343, 347	5 8 2 2 7 (7) 電気電子装置は、絶縁用防具の基準の認定、検査を行なう。	安衛則339, 342, 343, 347		
5	9	1	第9章 溶接作業	5 9 1 1 第9章 溶接作業				
5	9	1	1. 電気溶接作業	5 9 1 2 1. 電気溶接作業				
5	9	1	(1) 電気溶接の作業をするときは、溶接機のフレームに極端にアースを取付けること。また、使用前に必ず確認すること。	5 9 1 1 (1) 電気溶接の作業をするときは、溶接機のフレームに極端にアースを取付けること。また、使用前に必ず確認すること。				
5	9	1	(2) 記載の部品が構成していないかを調べ、漏出していた修理してから作業を行うこと。	安衛則336	5 9 1 2 (2) 記載の部品が構成していないかを調べ、漏出していた修理してから作業を行うこと。	安衛則336		
5	9	1	(3) 高温部、保冷手袋、エプロン等の器具を被ること。幼い作業員には内歯や外歯を見えないよう指導すること。	安衛則593	5 9 1 3 (3) 高温部、保冷手袋、エプロン等の器具を被ること。幼い作業員には内歯や外歯を見えないよう指導すること。	安衛則593		
5	9	1	(4) ハルダは工具に十分接触を行い、作業中止の場合は必ず所定のサックに納める。	安衛則331	5 9 1 4 (4) ハルダは工具に十分接触を行い、作業中止の場合は必ず所定のサックに納める。	安衛則331		
5	9	1	(5) 交流アース接続には自己遮断装置を使うこと。	安衛則332	5 9 1 5 (5) 交流アース接続には自己遮断装置を使うこと。	安衛則332		
5	9	1	(6) 電気溶接した後は、絶縁用防具の基準の認定、検査を行なう。	5 9 1 6 (6) 電気溶接した後は、絶縁用防具の基準の認定、検査を行なう。				
5	9	1	(7) 雨天あるいは梅雨時の作業では特に注意すること。	5 9 1 7 (7) 雨天あるいは梅雨時の作業では特に注意すること。				
5	9	2	2. アセチレン溶接作業	5 9 2 2 2. アセチレン溶接作業				
5	9	2	(1) アセチレン溶接の作業は、ガス溶接作業主任者免許の所持者、又はガス溶接技術修習修了者に行なわること。	安衛則61	5 9 2 1 (1) アセチレン溶接等の作業は、ガス溶接作業主任者免許の所持者、又はガス溶接技術修習修了者に行なわること。	安衛則61		
5	9	2	(2) 溶接の部品が漏れでておらず手触りで見分けられないとき、火薬を觸れておこなうこと。	安衛則312	5 9 2 2 (2) 溶接の部品が漏れでておらず手触りで見分けられないとき、火薬を触れておこなうこと。	安衛則312		
5	9	2	(3) 引火性、又は燃焼性の作業は、火薬を触れておこなうこと。	安衛則279	5 9 2 3 (3) 引火性、又は燃焼性の作業は、火薬を触れておこなうこと。	安衛則279		
5	9	2	(4) ポンプの取扱いにおいては、火薬を触れておこなうこと。	安衛則263	5 9 2 4 (4) ポンプの取扱いにおいては、火薬を触れておこなうこと。	安衛則263		
5	9	2	(5) 压力計、口金は過熱機器を受け、完全なものを使うこと。	5 9 2 5 (5) 压力計、口金は過熱機器を受け、完全なものを使うこと。				
5	9	2	(6) 引火性、又は燃焼性の材料を入れたことのある容器を溶接又は溶解するときは、容器を洗浄してから作業すること。	安衛則285	5 9 2 6 (6) 引火性、又は燃焼性の材料を入れたことのある容器を溶接又は溶解するときは、容器を洗浄してから作業すること。	安衛則285		
5	9	2	(7) ガス漏れの部品は石けん水等を使い、火薬は使わないこと。	安衛則315	5 9 2 7 (7) ガス漏れの部品は石けん水等を使い、火薬は使わないこと。	安衛則315		
5	9	2	(8) 作業をするときはあらかじめ吹管、ホース、滅灰弁を点検すること。	安衛則262	5 9 2 8 (8) 作業をするときはあらかじめ吹管、ホース、滅灰弁を点検すること。	安衛則262		
5	9	2	(9) 清掃のおそれがあるときは、雨漏れや湿氣の多いところに置かないこと。口金や滅灰弁が満った時は温湯を用いて触解し、湿性火薬を使用しないこと。	安衛則315	5 9 2 9 (9) 清掃のおそれがあるときは、雨漏れや湿氣の多いところに置かないこと。口金や滅灰弁が満った時は温湯を用いて触解し、湿性火薬を使用しないこと。	安衛則315		
5	9	2	(10) 作業者は抵抗感、作業手袋、エプロン等を使うこと。	安衛則593	5 9 2 10 (10) 作業者は抵抗感、作業手袋、エプロン等を使うこと。	安衛則593		
5	9	2	(11) 搾氣装置の悪い低い室内等で作業を行う場合には、特に力を入れて注意すること。	5 9 2 11 (11) 搾氣装置の悪い低い室内等で作業を行う場合には、特に力を入れて注意すること。				
5	9	2	(12) 溶解アセチレン容器は立てておくこと。	安衛則263	5 9 2 12 (12) 溶解アセチレン容器は立てておくこと。	安衛則263		

21/77

令和3年3月版			改訂(本)			改訂理由		
章	節	項	本文	通用基準等	変更	章	節	項
5	9	2	(13) 製品の温度は40度以下に保つこと。	5 9 2 13 (13) 製品の温度は40度以下に保つこと。				
5	9	2	(14) 延側の工具のない場合は工具を持たずすること。	5 9 2 14 (14) 延側の工具のない場合は工具を持たずすること。				
5	9	2	(15) 車輪には空気の表示を行い、区画を明瞭にすること。	5 9 2 15 (15) 車輪には空気の表示を行い、区画を明瞭にすること。				
5	9	2	(16) 帽番は、電気装置のアース端子の付近に置かないこと。	5 9 2 16 (16) 帽番は、電気装置のアース端子の付近に置かないこと。				
6	1	1	第6章 通常工	6 1 1 第6章 通常工				
6	1	1	1. 工事範囲の範囲	6 1 1 1. 工事範囲の範囲				
6	1	1	(1) 第1章と第2章に記載すること。	6 1 1 0 (1) 第1章と第2章に記載すること。				
6	1	1	(2) 第3章と第4章に記載すること。	6 1 1 1 (2) 第3章と第4章に記載すること。				
6	1	1	(3) 第5章と第6章に記載すること。	6 1 1 2 (3) 第5章と第6章に記載すること。				
6	1	1	(4) 第7章と第8章に記載すること。	6 1 1 3 (4) 第7章と第8章に記載すること。				
6	1	1	(5) 第9章と第10章に記載すること。	6 1 1 4 (5) 第9章と第10章に記載すること。				
6	1	1	(6) 第11章と第12章に記載すること。	6 1 1 5 (6) 第11章と第12章に記載すること。				
6	1	1	(7) 第13章と第14章に記載すること。	6 1 1 6 (7) 第13章と第14章に記載すること。				
6	1	1	(8) 第15章と第16章に記載すること。	6 1 1 7 (8) 第15章と第16章に記載すること。				
6	1	1	(9) 第17章と第18章に記載すること。	6 1 1 8 (9) 第17章と第18章に記載すること。				
6	1	1	(10) 第19章と第20章に記載すること。	6 1 1 9 (10) 第19章と第20章に記載すること。				
6	1	1	(11) 第21章と第22章に記載すること。	6 1 1 10 (11) 第21章と第22章に記載すること。				
6	1	1	(12) 第23章と第24章に記載すること。	6 1 1 11 (12) 第23章と第24章に記載すること。				
6	1	1	(13) 第25章と第26章に記載すること。	6 1 1 12 (13) 第25章と第26章に記載すること。				
6	1	1	(14) 第27章と第28章に記載すること。	6 1 1 13 (14) 第27章と第28章に記載すること。				
6	1	1	(15) 第29章と第30章に記載すること。	6 1 1 14 (15) 第29章と第30章に記載すること。				
6	1	1	(16) 第31章と第32章に記載すること。	6 1 1 15 (16) 第31章と第32章に記載すること。				
6	1	1	(17) 第33章と第34章に記載すること。	6 1 1 16 (17) 第33章と第34章に記載すること。				
6	1	1	(18) 第35章と第36章に記載すること。	6 1 1 17 (18) 第35章と第36章に記載すること。				
6	1	1	(19) 第37章と第38章に記載すること。	6 1 1 18 (19) 第37章と第38章に記載すること。				
6	1	1	(20) 第39章と第40章に記載すること。	6 1 1 19 (20) 第39章と第40章に記載すること。				
6	1	1	(21) 第41章と第42章に記載すること。	6 1 1 20 (21) 第41章と第42章に記載すること。				
6	1	1	(22) 第43章と第44章に記載すること。	6 1 1 21 (22) 第43章と第44章に記載すること。				
6	1	1	(23) 第45章と第46章に記載すること。	6 1 1 22 (23) 第45章と第46章に記載すること。				
6	1	1	(24) 第47章と第48章に記載すること。	6 1 1 23 (24) 第47章と第48章に記載すること。				
6	1	1	(25) 第49章と第50章に記載すること。	6 1 1 24 (25) 第49章と第50章に記載すること。				
6	1	1	(26) 第51章と第52章に記載すること。	6 1 1 25 (26) 第51章と第52章に記載すること。				
6	1	1	(27) 第53章と第54章に記載すること。	6 1 1 26 (27) 第53章と第54章に記載すること。				
6	1	1	(28) 第55章と第56章に記載すること。	6 1 1 27 (28) 第55章と第56章に記載すること。				
6	1	1	(29) 第57章と第58章に記載すること。	6 1 1 28 (29) 第57章と第58章に記載すること。				
6	1	1	(30) 第59章と第60章に記載すること。	6 1 1 29 (30) 第59章と第60章に記載すること。				
6	1	1	(31) 第61章と第62章に記載すること。	6 1 1 30 (31) 第61章と第62章に記載すること。				
6	1	1	(32) 第63章と第64章に記載すること。	6 1 1 31 (32) 第63章と第64章に記載すること。				
6	1	1	(33) 第65章と第66章に記載すること。	6 1 1 32 (33) 第65章と第66章に記載すること。				
6	1	1	(34) 第67章と第68章に記載すること。	6 1 1 33 (34) 第67章と第68章に記載すること。				
6	1	1	(35) 第69章と第70章に記載すること。	6 1 1 34 (35) 第69章と第70章に記載すること。				
6	1	1	(36) 第71章と第72章に記載すること。	6 1 1 35 (36) 第71章と第72章に記載すること。				
6	1	1	(37) 第73章と第74章に記載すること。	6 1 1 36 (37) 第73章と第74章に記載すること。				
6	1	1	(38) 第75章と第76章に記載すること。	6 1 1 37 (38) 第75章と第76章に記載すること。				
6	1	1	(39) 第77章と第78章に記載すること。	6 1 1 38 (39) 第77章と第78章に記載すること。				
6	1	1	(40) 第79章と第80章に記載すること。	6 1 1 39 (40) 第79章と第80章に記載すること。				
6	1	1	(41) 第81章と第82章に記載すること。	6 1 1 40 (41) 第81章と第82章に記載すること。				
6	1	1	(42) 第83章と第84章に記載すること。	6 1 1 41 (42) 第83章と第84章に記載すること。				
6	1	1	(43) 第85章と第86章に記載すること。	6 1 1 42 (43) 第85章と第86章に記載すること。				
6	1	1	(44) 第87章と第88章に記載すること。	6 1 1 43 (44) 第87章と第88章に記載すること。				
6	1	1	(45) 第89章と第90章に記載すること。	6 1 1 44 (45) 第89章と第90章に記載すること。				
6	1	1	(46) 第91章と第92章に記載すること。	6 1 1 45 (46) 第91章と第92章に記載すること。				
6	1	1	(47) 第93章と第94章に記載すること。	6 1 1 46 (47) 第93章と第94章に記載すること。				
6	1	1	(48) 第95章と第96章に記載すること。	6 1 1 47 (48) 第95章と第96章に記載すること。				
6	1	1	(49) 第97章と第98章に記載すること。	6 1 1 48 (49) 第97章と第98章に記載すること。				
6	1	1	(50) 第99章と第100章に記載すること。	6 1 1 49 (50) 第99章と第100章に記載すること。				
6	1	1	(51) 第101章と第102章に記載すること。	6 1 1 50 (51				

23 / 77

令和3年1月版			本文			改訂(新)			本文			改訂理由				
通用基準年			通用基準年			通用基準年			通用基準年			通用基準年				
6	5	1	(1) 路面は、計画通りに基づき真面直角に施工して適切なものとし、路線の総合的な施工をすること。	6	5	1	(1) 路面は、計画通りに基づき真面直角に施工して適切なものとし、路線の総合的な施工をすること。	6	5	1	(1) 路面は、計画通りに基づき真面直角に施工して適切なものとし、路線の総合的な施工をすること。	6	5	1	（1）路面は、計画通りに基づき真面直角に施工して適切なものとし、路線の総合的な施工をすること。	
6	5	1	(2) 道路の砂利、砂利等で造成されているものは、まくら木及みかづ木等の交通安全に配慮するため、舗装を十分につなげ、かつ排水溝を設置すること。	安南則200	6	5	(2) 道路の砂利、砂利等で造成されているものは、まくら木及みかづ木等の交通安全に配慮するため、舗装を十分につなげ、かつ排水溝を設置すること。	安南則200	6	5	(2) 道路の砂利、砂利等で造成されているものは、まくら木及みかづ木等の交通安全に配慮するため、舗装を十分につなげ、かつ排水溝を設置すること。	安南則200	6	5	（2）道路の砂利、砂利等で造成されているものは、まくら木及みかづ木等の交通安全に配慮するため、舗装を十分につなげ、かつ排水溝を設置すること。	
6	5	1	(3) 作業場面に応じて作業員の安全を考慮するため、車両荷物による遮蔽等による視界障害を防ぐこと。	安南則222	6	5	(3) 作業場面に応じて作業員の安全を考慮するため、車両荷物による遮蔽等による視界障害を防ぐこと。	安南則222	6	5	(3) 作業場面に応じて作業員の安全を考慮するため、車両荷物による遮蔽等による視界障害を防ぐこと。	安南則222	6	5	（3）作業場面に応じて作業員の安全を考慮するため、車両荷物による遮蔽等による視界障害を防ぐこと。	
6	5	1	(4) レールの崩落等は、遮蔽板を用い、滑走を行うとともに、木板等の堅密な固定すること。	安南則197, 198	6	5	(4) レールの崩落等は、遮蔽板を用い、滑走を行うとともに、木板等の堅密な固定すること。	安南則197, 198	6	5	(4) レールの崩落等は、遮蔽板を用い、滑走を行うとともに、木板等の堅密な固定すること。	安南則197, 198	6	5	（4）レールの崩落等は、遮蔽板を用い、滑走を行うとともに、木板等の堅密な固定すること。	
6	5	1	(5) 保護柵を設置し、隨時レール及び路面の状態を見回り、高橋接觸警報を行うこと。	安南則232	6	5	(5) 保護柵を設置し、随時レール及び路面の状態を見回り、高橋接觸警報を行うこと。	安南則232	6	5	(5) 保護柵を設置し、随時レール及び路面の状態を見回り、高橋接觸警報を行うこと。	安南則232	6	5	（5）保護柵を設置し、随時レール及び路面の状態を見回り、高橋接觸警報を行うこと。	
6	5	1	(6) 車両直進走行する危険性のある場合には、逃走防止装置を設置すること。	安南則204	6	5	(6) 車両直進走行する危険性のある場合には、逃走防止装置を設置すること。	安南則204	6	5	(6) 車両直進走行する危険性のある場合には、逃走防止装置を設置すること。	安南則204	6	5	（6）車両直進走行する危険性のある場合には、逃走防止装置を設置すること。	
6	5	1	(7) 路面には、落葉、ブリード等の雪草長葉、前照灯、及び運転者に対する明示灯を設けること。	安南則209	6	5	(7) 路面には、落葉、ブリード等の雪草長葉、前照灯、及び運転者に対する明示灯を設けること。	安南則209	6	5	(7) 路面には、落葉、ブリード等の雪草長葉、前照灯、及び運転者に対する明示灯を設けること。	安南則209	6	5	（7）路面には、落葉、ブリード等の雪草長葉、前照灯、及び運転者に対する明示灯を設けること。	
6	5	1	(8) 人間には、直い及び両開口、座席、運転席等を設けること。	安南則211	6	5	(8) 人間には、直い及び両開口、座席、運転席等の設置を設けること。	安南則211	6	5	(8) 人間には、直い及び両開口、座席、運転席等の設置を設けること。	安南則211	6	5	（8）人間には、直い及び両開口、座席、運転席等の設置を設けること。	
6	5	1	(9) 既設車両等にて試験走行を行い、不真合、安全性上の問題があれば改善すること。	安南則216	6	5	(9) 既設車両等にて試験走行を行い、不真合、安全性上の問題があれば改善すること。	安南則216	6	5	(9) 既設車両等にて試験走行を行い、不真合、安全性上の問題があれば改善すること。	安南則216	6	5	（9）既設車両等にて試験走行を行い、不真合、安全性上の問題があれば改善すること。	
6	5	2	1	（1）車両の運転は、特別教育を受けた者が行うこと。	安南則36	6	5	2	1	（1）車両の運転は、特別教育を受けた者が行うこと。	安南則36	6	5	2	1	（1）車両の運転は、特別教育を受けた者が行うこと。
6	5	2	1	(2) オペレーター、会合組、保育係は、運転者に対する明示灯ダイヤ、運転用自動車両の標準合意の方法等、運転に必要な事項について十分教育し、かつ実用に供せること。なお、その他の運転者も自らから必要な注意を記入して置くこと。	安南則220	6	5	2	1	(2) オペレーター、会合組、保育係は、運転者に対する明示灯ダイヤ、運転用自動車両の標準合意の方法等、運転に必要な事項について十分教育し、かつ実用に供せること。なお、その他の運転者も自らから必要な注意を記入して置くこと。	安南則220	6	5	2	1	（2）オペレーター、会合組、保育係は、運転者に対する明示灯ダイヤ、運転用自動車両の標準合意の方法等、運転に必要な事項について十分教育し、かつ実用に供せること。なお、その他の運転者も自らから必要な注意を記入して置くこと。
6	5	2	2	(3) 車両が走行している際の飛び乗り、飛び降りは絶対に禁止すること。	安南則226	6	5	2	3	(3) 車両が走行している際の飛び乗り、飛び降りは絶対に禁止すること。	安南則226	6	5	2	3	（3）車両が走行している際の飛び乗り、飛び降りは絶対に禁止すること。
6	5	2	4	(4) オペレーターは運転者と離れた場合には、必ずドライバー切り替、ブレーキをかけること。また、勾配のある道路において車両を停車、駐車する際には確実に車両止めを行うこと。	安南則226	6	5	2	4	(4) オペレーターは運転者と離れた場合には、必ずドライバー切り替、ブレーキをかけること。また、勾配のある道路において車両を停車、駐車する際には確実に車両止めを行うこと。	安南則226	6	5	2	4	（4）オペレーターは運転者と離れた場合には、必ずドライバー切り替、ブレーキをかけること。また、勾配のある道路において車両を停車、駐車する際には確実に車両止めを行うこと。
6	5	2	5	(5) 駐車し運転を行った時は次の措置を講じるか、その区域への入り立ちを禁ずること。	安南則224	6	5	2	5	(5) 駐車し運転を行った時は次の措置を講じるか、その区域への入り立ちを禁ずること。	安南則224	6	5	2	5	（5）駐車し運転を行った時は次の措置を講じるか、その区域への入り立ちを禁ずること。
6	5	2	5	(6) 駐車場等に登録せること。	安南則224	6	5	2	5	(6) 駐車場等に登録せること。	安南則224	6	5	2	5	（6）駐車場等に登録せること。
6	5	2	5	(7) 駐車場等に登録せること。	安南則224	6	5	2	5	(7) 駐車場等に登録せること。	安南則224	6	5	2	5	（7）駐車場等に登録せること。
6	5	3	1	(1) 第1乗車部、及び第3、第4乗車部に準じること。	安南則31	6	5	3	1	(1) 第1乗車部、及び第3、第4乗車部に準じること。	安南則31	6	5	3	1	（1）第1乗車部、及び第3、第4乗車部に準じること。
6	5	3	2	(2) 第2乗車部の点検範囲は必ずそれぞれの車両の有する範囲に応じた点検を行うこと。	安南則232	6	5	3	2	(2) 第2乗車部の点検範囲は必ずそれぞれの車両の有する範囲に応じた点検を行うこと。	安南則232	6	5	3	2	（2）第2乗車部の点検範囲は必ずそれぞれの車両の有する範囲に応じた点検を行うこと。
6	5	3	3	(3) 駐車されそのままの状態で車両を運転すること。	安南則232	6	5	3	3	(3) 駐車されそのままの状態で車両を運転すること。	安南則232	6	5	3	3	（3）駐車されそのままの状態で車両を運転すること。
6	5	3	4	(4) 1月以内に、定められた車両について年間検査を実施し、その結果を記載して年間検査しておくこと。	安南則230, 231	6	5	3	4	(4) 1月以内に、定められた車両について年間検査を実施し、その結果を記載して年間検査しておくこと。	安南則230, 231	6	5	3	4	（4）1月以内に、定められた車両について年間検査を実施し、その結果を記載して年間検査しておくこと。
6	5	3	5	(5) 1年ごとに、定められた車両について年間検査を実施し、その結果を記載して年間検査しておくこと。	安南則229, 231	6	5	3	5	(5) 1年ごとに、定められた車両について年間検査を実施し、その結果を記載して年間検査しておくこと。	安南則229, 231	6	5	3	5	（5）1年ごとに、定められた車両について年間検査を実施し、その結果を記載して年間検査しておくこと。
6	6	1	(1) 駐車、所持その他の行為は運送メーカーの設計図、仕様書をもとにした施工図、確立規範に従って実現に行うこと。	クレーン則1	6	6	1	1	(1) 駐車、所持その他の行為は運送メーカーの設計図、仕様書をもとにした施工図、確立規範に従って実現に行うこと。	クレーン則1	6	6	1	1	（1）駐車、所持その他の行為は運送メーカーの設計図、仕様書をもとにした施工図、確立規範に従って実現に行うこと。	
6	6	1	(2) 駐車、所持の作業は、運送された作業指揮所の指揮のもとに行うこと。また、作業の方法及び順序等については、作業手順書に記載して作業を実現し、作業手順書に記載すること。	クレーン則13	6	6	1	2	(2) 駐車、所持の作業は、運送された作業指揮所の指揮のもとに行うこと。また、作業の方法及び順序等については、作業手順書に記載して作業を実現し、作業手順書に記載すること。	クレーン則13	6	6	1	2	（2）駐車、所持の作業は、運送された作業指揮所の指揮のもとに行うこと。また、作業の方法及び順序等については、作業手順書に記載して作業を実現し、作業手順書に記載すること。	
6	6	1	(3) 駐車、所持の作業は作業所付近、顧客等による立入り禁止とすること。また、見やすい箇所に立入り禁止の表示をすること。	クレーン則13	6	6	1	3	(3) 駐車、所持の作業は作業所付近、顧客等による立入り禁止とすること。また、見やすい箇所に立入り禁止の表示をすること。	クレーン則13	6	6	1	3	（3）駐車、所持の作業は作業所付近、顧客等による立入り禁止とすること。また、見やすい箇所に立入り禁止の表示をすること。	
6	6	1	(4) 駐車場、底盤、底盤（工具用直角台含む）等の上部を構成して架設する場合は、物の高さ下に下部構造等による遮蔽等の因縁を設けること。また、許可が必要なものについては、必要な範囲を設けること。	クレーン則13	6	6	1	4	(4) 駐車場、底盤、底盤（工具用直角台含む）等の上部を構成して架設する場合は、物の高さ下に下部構造等による遮蔽等の因縁を設けること。また、許可が必要なものについては、必要な範囲を設けること。	クレーン則13	6	6	1	4	（4）駐車場、底盤、底盤（工具用直角台含む）等の上部を構成して架設する場合は、物の高さ下に下部構造等による遮蔽等の因縁を設けること。また、許可が必要なものについては、必要な範囲を設けること。	
6	6	1	(5) 部品、ワイヤロープ、付属品は鋼索、鋼索、支輪、鋼索等のものを使わないものと使用すること。	クレーン則13	6	6	1	5	(5) 部品、ワイヤロープ、付属品は鋼索、鋼索、支輪、鋼索等のものを使わないものと使用すること。	クレーン則13	6	6	1	5	（5）部品、ワイヤロープ、付属品は鋼索、鋼索、支輪、鋼索等のものを使わないものと使用すること。	
6	6	1	(6) 実用用のパイロットブレーキ等は、真空電磁に近接して記載しない場合の場合は、物の高さ下に下部構造等による遮蔽等の因縁を設けること。また、許可が必要なものについては、必要な範囲を設けること。	安南則349	6	6	1	6	(6) 実用用のパイロットブレーキ等は、真空電磁に近接して記載しない場合の場合は、物の高さ下に下部構造等による遮蔽等の因縁を設けること。また、それらをゆるめる場合は、物の高さをとり、テンションブロック、ワイン等で実現しながら進行すること。	安南則349	6	6	1	6	（6）実用用のパイロットブレーキ等は、真空電磁に近接して記載しない場合の場合は、物の高さ下に下部構造等による遮蔽等の因縁を設けること。また、それらをゆるめる場合は、物の高さをとり、テンションブロック、ワイン等で実現しながら進行すること。	
6	6	1	(7) 基本上規制、走行規制、横行規制には通過を防止装置を取付けること。	クレーン則17, 18, 19	6	6	1	7	(7) 基本上規制、走行規制、横行規制には通過を防止装置を取付けること。	クレーン則17, 18, 19	6	6	1	7	（7）基本上規制、走行規制、横行規制には通過を防止装置を取付けること。	

令和3年3月版				改訂(本)				改訂理由	
章	節	項	文	通用基準等	章	節	項	文	通用基準等
6	6	1	(8) ワイヤロープは、ドラムに直角に巻くようにし、若者ほどラムに2巻以上巻くようにすること。	クレーン附17,18	6	6	1	(8) ワイヤロープは、ドラムに直角に巻くようにし、若者はドラムに巻くようにすること。	クレーン附17,18
6	6	1	(9) 利用装置付のクレーンの試験荷重については、基盤の安全性を考慮してあらかじめの方法で荷重を考慮して行うこと。		6	6	1	(9) 利用装置付のクレーンの試験荷重については、基盤の安全性が未確認であるため周辺の状況を考慮して行うこと。	
6	6	2	(1) 基石は、定め荷重が4t以上のケーブルクレーンを使用する場合は免許を取得する。5t未満のケーブルクレーンを使用する場合はクレーン運転士特別教習を受けた者がそれを行うこと。	クレーン附21,22	6	6	2	2. 運転者	
6	6	2	(2) 津波、大雨、大雪等の悪天候時の運転停止基準を作成しないこと。	クレーン附31	6	6	2	(1) 津波は、定め荷重が5t以上のケーブルクレーンを使用する場合は免許を取得した者、5t未満のケーブルクレーンを使用する場合はクレーン運転士特別教習を受けた者がそれを行うこと。	クレーン附21,22
6	6	2	(3) 運転には運転者の以外の入り口を設けること。	クレーン附32	6	6	2	(2) 津波、大雨、大雪等の悪天候時の運転停止基準を作成しないこと。	クレーン附31
6	6	2	(4) 車両は、荷物を吊りたった状態等の危険性を考慮して所定の位置を離れないこと。	クレーン附25	6	6	2	(3) 運転には運転者の以外の入り口を設けること。	クレーン附32
6	6	2	(5) 保安、合団はケーブルクレーン運転台警報装置を行い、オペレーターは運転、合団を確認しながら運転を行うこと。	クレーン附25	6	6	2	(4) オペレーターは、荷物を吊りたった状態等の危険性を考慮して所定の位置を離れないこと。	クレーン附25
6	6	2	(6) 基石、機器、修理その他のやむを得ない事由による場合を除き、トロリーやカセットには、走行せないこと。	クレーン附26	6	6	2	(5) 保安、合団は車両の地や走行する場所を踏まえ、その原因を踏まえること。また、その原因を踏まえれば、運転を再開しないこと。	クレーン附26
6	6	2	(7) 定格荷重を超えて荷物を吊り上げて使用しないこと。	クレーン附23	6	6	2	(6) トロリーやカセットには、走行せないこと。	クレーン附23
6	6	2	(8) 作業終了時は吊り下ろし、バケット等を所定の位置に置くこと。	クレーン附22,222	6	6	2	(7) 定格荷重を超えて荷物を吊り上げて使用しないこと。	クレーン附22,222
6	6	2	(9) 作業終了時は吊り下ろし、バケット等を所定の位置に置くこと。		6	6	2	(8) 作業終了時は吊り下ろし、バケット等を所定の位置に置くこと。	
6	6	2	(10) 未承認号を受けた時は直ちに運転を停止し、その後再登録すること。また、その原因を除去するまでは、運転を再開しないこと。		6	6	2	(9) 作業終了号を受けた時は直ちに運転を停止し、その後再登録すること。また、その原因を除去するまでは、運転を再開しないこと。	
6	6	3	(1) 第4章第1節及び3節、第4章第7節に準ずること。	クレーン附31	6	6	3	3. 合規	
6	6	3	(2) 第4章第2節の点検項目の他、それぞれの車両の有する機能に応じた点検を行うこと。	クレーン附36	6	6	3	(1) 第4章第1節及び3節、第4章第7節に準ずること。	クレーン附36
6	6	3	(3) ケーブルクレーンについての始焉高強度、月例点検表、年次点検表を作成し、それぞれの直行を行うこと。		6	6	3	(2) 第4章第2節の点検項目の他、それぞれの車両の有する機能に応じた点検を行うこと。	
6	6	3	(4) 10月に回必必要な事項について自ら乗車実施し、また1年に1回西重車試験を行い、各々の車両を1年間保存しておくこと。	クレーン附34,35	6	6	3	(3) ケーブルクレーンについての始焉高強度、月例点検表、年次点検表を作成し、それぞれの直行を行うこと。	クレーン附34,35
6	6	3	(5) 周囲地盤が30cm以上ある場合は地盤4t以上の地盤が2つ以上ある場合には、あらかじめクレーンの自然分離の有無を確認し、その結果を記録して年間保存しておくこと。	クレーン附37,38	6	6	3	(4) 10月に回必必要な事項について自ら乗車実施し、また1年に1回西重車試験を行い、各々の車両を1年間保存しておくこと。	クレーン附37,38
6	6	3	(6) 探査作業を行う場合は、ケーブルクレーンの機能を完全に停止したうえで、操作中に誤って動作しないなどの措置を講じること。		6	6	3	(5) 周囲地盤が30cm以上ある場合は地盤4t以上の地盤が2つ以上ある場合には、あらかじめクレーンの自然分離の有無を確認し、その結果を記録して年間保存しておくこと。	
6	6	3	(7) ウィンチやオペレーター又は点検責任者は、運転を停止して車両等の操作を止めると、運転を再開しないこと。		6	6	3	(6) 探査作業を行う時は、ケーブルクレーンの機能を完全に停止したうえで、操作中に誤って動作しないなどの措置を講じること。	
6	6	3	(8) オペレーター又は点検責任者は、運転を停止して車両等の操作を止めると、運転を再開しないこと。		6	6	3	(7) オペレーターが真実実験を起している場合には、画面の起動キーの車両を起動させる状況があるので、直ちに運転を停止して点検、修理を行うこと。	
6	6	4	4. 反覆基準	クレーン附5,5,23,25	6	6	4	4. 反覆基準	・適用基準等の表示位置を移島
6	6	4	(1) 布り上げ荷重が4t以上のケーブルクレーンについては、その設置項目の他にそれぞれの機械の有する機能に応じた点検を行うこと。		6	6	4	(1) 布り上げ荷重が4t以上のケーブルクレーンについては、その設置項目の他にそれぞれの機械の有する機能に応じた点検を行うこと。	クレーン附5,5,23,25
6	6	4	(2) 所属労働基準監視委員会にクレーン反覆基準書を提出すること。	クレーン附11	6	6	4	(2) 布り上げ荷重が4t以上のケーブルクレーンについては、その設置項目の他に所属労働基準監視委員会にクレーン反覆基準書を提出すること。	クレーン附11
6	6	4	(3) 点検については、その設置項目に所属労働基準監視委員会に設置基準書を提出すること。		6	6	4	(3) 点検については、その設置項目に所属労働基準監視委員会に設置基準書を提出すること。	
6	7	1	第7章 インクリプト		6	7	1	第7章 インクリプト	
6	7	1	1. 清潔作業		6	7	1	1. 清潔作業	
6	7	1	(1) ウインチの運転、特別教育を受けた者が行うこと。	安規附36	6	7	1	(1) ウインチの運転、特別教育を受けた者が行うこと。	安規附36
6	7	1	(2) シンクの運転、特別教育を受けた者が行うこと。	安規附36	6	7	1	(2) シンクの運転、特別教育を受けた者が行うこと。	安規附36
6	7	1	(3) 地盤等に油を撒く場合は、運転の点検を終えること。	安規附227	6	7	1	(3) 地盤等に油を撒く場合は、運転の点検を終えること。	安規附227
6	7	1	(4) オペレーター又は点検責任者は、運転を停止して車両等の操作を止めると、運転を再開しないこと。	安規附220	6	7	1	(4) オペレーター又は点検責任者は、運転を停止して車両等の操作を止めると、運転を再開しないこと。	安規附220
6	7	1	(5) 台車には最大積載量を越えるものは乗せないと。		6	7	1	(5) 台車には最大積載量を越えるものは乗せないと。	
6	7	1	(6) オペレーターはドライバーと運転を巻くようにして、運転の間に休憩をとること。		6	7	1	(6) オペレーターはドライバーと運転を巻くようにして、運転の間に休憩をとること。	
6	7	2	2. 直梯		6	7	2	2. 直梯	
6	7	2	(1) 第4章第2節及び3節、第4章第7節に準ずること。		6	7	2	(1) 第4章第2節及び3節、第4章第7節に準ずること。	

25/77

令和3年3月版				改訂(本)				改訂理由		
章	節	項	文	通用基準等	章	節	項	文	通用基準等	
6	7	2	(2) 第6章第2節の点検項目の他にそれぞれの機械の有する機能に応じた点検を行うこと。		6	7	2	(2) 第6章第2節の点検項目の他にそれぞれの機械の有する機能に応じた点検を行うこと。		
6	7	2	(3) インクリプトについての始焉高強度、月例点検表、年次点検表を作成し、それぞれの点検を行なうこと。		6	7	2	(3) インクリプトについての始焉高強度、月例点検表、年次点検表を作成し、それぞれの点検を行なうこと。		
6	7	2	(4) オペレーター又は点検責任者は、運転を停止して車両等の操作を止めると、運転を再開しないこと。	安規附20,231	6	7	2	(4) オペレーター又は点検責任者は、運転を停止して車両等の操作を止めると、運転を再開しないこと。	安規附20,231	
6	7	2	(5) オペレーター又は点検責任者は、1年に1回必必要な事項について点検し、その結果を記録したものを3年間保存すること。	安規附229,231	6	7	2	(5) オペレーター又は点検責任者は、1年に1回必必要な事項について点検し、その結果を記録したものを3年間保存すること。	安規附229,231	
6	7	2	(6) 支柱の付けボルトの締めめを直前にすること。なお、裏部アーム及びステー等の部分には特に注意すること。		6	7	2	(6) 支柱の付けボルトの締めめを直前にすること。なお、裏部アーム及びステー等の部分には特に注意すること。		
7					7					
7	1	第7章 土工工事			7					
7	1	1. 一般事項			7					
7	1	1	1. 工事内容の概要		7	1	1	1. 工事内容の概要		
7	1	1	0. 第5章第1節、及び2節に準ずること。		7	1	1	0. 第5章第1節、及び2節に準ずること。		
7	1	1	2. 地盤調査等に於ける測量等の実施		7	1	2	0. 第5章第1節、及び2節に準ずること。		
7	1	2	0. 第5章第2節に於ける測量等の実施		7	1	3	3. 年前調査における直前準備		
7	1	3	1. 地盤調査に於ける直前準備		7	1	3	1. 地盤調査に於ける直前準備		
7	1	3	2. あらかじめ地盤の状況、地下水、湧水、亀裂の位置、状況を調査すること。	安規附355,154	7	1	3	(1) あらかじめ地盤の状況、地下水、湧水、亀裂の位置、状況を調査すること。	安規附355,154	
7	1	3	(2) あらかじめ地盤の含水率、透水性、亀裂の位置、状況を調査すること。		7	1	3	(2) あらかじめ地盤の含水率、透水性、亀裂の位置、状況を調査すること。		
7	1	4	4. 施工計画における共通事項		7	1	4	4. 施工計画における共通事項		
7	1	4	0. 第1章第3節に準ずること。		7	1	5	5. 施工計画における直前準備		
7	1	5	5. 施工計画における直前準備		7	1	5	(1) 地盤の形状、地下水の調査の結果に基づき、これに応じて削除の高さ及び勾配を所定に定めること。また、必要に応じて土質・施工法等を計画すること。		
7	1	5	(2) 地盤の含水率、湧水、亀裂の位置、状況に基づき、施工中の排水工等を計画すること。		7	1	5	(2) 地盤の含水率、湧水、亀裂の位置、状況に基づき、施工中の排水工等を計画すること。		
7	1	5	(3) 崩落等により地盤が剥がるおそれがある場合は、崩落防止工等を計画すること。		7	1	5	(3) 崩落等により地盤が剥がるおそれがある場合は、崩落防止工等を計画すること。		
7	1	5	(4) 地盤の位置及び高さ、施工方法等に於ける直前準備		7	1	5	(4) 地盤の位置及び高さ、施工方法等に於ける直前準備		
7	1	5	(5) 削除削減の直前準備については、始焉、土質に適合するものと定めし、工事の規模、工法等を考慮して粒度以上の無理な作業を強いるよう削除すること。		7	1	5	(5) 削除削減の直前準備については、始焉、土質に適合するものと定めし、工事の規模、工法等を考慮して粒度以上の無理な作業を強いるよう削除すること。		
7	1	6	6. 土工工事における現場管理		7	1	6	6. 土工工事における直前準備		
7	1	6	0. 第1章第6節、第2章第10節に準ずること。		7	1	7	7. 施工員等の配置		
7	1	7	7. 施工員等の配置		7	1	7	1. 施工員等の配置		
7	1	7	(1) 施工員等として作業をする場合には、状況に応じて監視員を配置すること。		7	1	7	(1) 施工員等として作業をする場合には、状況に応じて監視員を配置すること。		
7	1	7	(2) 埋設物近傍面において作業をする場合には、状況に応じて監視員を配置すること。		7	1	7	(2) 埋設物近傍面において作業をする場合には、状況に応じて監視員を配置すること。		
7	1	8	8. 施工防護		7	1	8	8. 施工防護		
7	1	8	(1) 防護剤に付いた土質の汚れがあるときは、土質・支保工を行なうか、又は正常なやり方で洗浄すること。		7	1	8	(1) 防護剤に付いた土質の汚れがあるときは、土質・支保工を行なうか、又は正常なやり方で洗浄すること。		
7	1	8	(2) 埋設物は正常防護によって保護するなどして、防護剤に付いた土質の汚れがあるときは、土質・支保工を行なうこと。		7	1	8	(2) 埋設物は正常防護によって保護するなどして、防護剤に付いた土質の汚れがあるときは、土質・支保工を行なうこと。		
7	1	8	(3) のり面が長くなる場合は、段階に区切って削除すること。		7	1	8	(3) のり面が長くなる場合は、段階に区切って削除すること。		
7	1	9	9. 施工中の押送		7	1	9	9. 施工中の押送		
7	1	9	(1) 埋設剤に付いた土質の汚れがあるときは、土質・支保工を行なうか、又は正常なやり方で洗浄すること。		7	1	10	10. 高石等に対する直前準備		
7	1	9	(2) 埋設物は正常防護によって保護するなどして、防護剤に付いた土質の汚れがあるときは、土質・支保工を行なうこと。		7	1	10	(1) 高石等に対する直前準備		
7	1	9	(3) のり面が長くなる場合は、段階に区切って削除すること。		7	1	10	(1) 施工剤により土質が下るおそれがあるときは、その下方で作業しないこと。		
7	1	10	1. 施工剤による直前準備		7	1	10	(2) 施工剤により土質が下るおそれがあるときは、その下方に過剰な量を撒くこと。		
7	1	10	1	1. 施工剤による直前準備		7	1	10	(3) 施工剤による直前準備を終えた後は、その下方に過剰な量を撒くこと。	
7	1	10	2. 施工剤による直前準備		7	1	10	(4) 施工剤による直前準備を終えた後は、その下方に過剰な量を撒くこと。		
7	1	11	2. 施工方法		7	1	11	1. 施工方法		
7	1	11	0. 第3章に準ずること。		7	1	11	0. 第3章に準ずること。		
7	1	12	1. 地盤改良工法		7	1	12	1. 地盤改良工法		
7	1	12	0. 地盤改良箇所の土質調査は、特に注意に行なうこと。		7	1	12	0. 地盤改良箇所の土質調査は、特に注意に行なうこと。		

27/73

令和3年3月版			
規則番号	本文	通用基準等	
		改正第	改正
7-3-3-9	(9) 瓢石等の危険がある場合は、運転席にヘッドガードを行ふること。	安規則553	(9) 瓢石等の危険がある場合は、運転席にヘッドガードを行ふこと。 安規則553
7-3-4-4	4. 駕駛員の服装	安規則157, 158	4. 駕駛員の服装
7-3-4-0	1. 次のような場所で機械を運搬するときは、専用具を配置すること。	-	2. どのような場所で機械を運搬するときは、専用具を配置すること。 安規則157, 158
7-3-4-0-2	① 作業場所が道路、橋梁、その他の施設等に近接する場所	-	① 作業場所が道路、橋梁、その他の施設等に近接する場所
7-3-4-0-3	② 見通しの悪い場所	-	② 見通しの悪い場所
7-3-4-0-4	③ 道路	-	③ 道路
7-3-4-0-5	④ 土石等の落下防止のためのものある場所	-	④ 土石等の落下防止のためのものある場所
7-3-4-0-6	⑤ 施設周囲、運搬車両等の作業工具と混在して作業を行う場所	-	⑤ 施設周囲、運搬車両等の作業工具と混在して作業を行う場所
7-3-4-0-7	⑥ 道路上での作業を行う場所	-	⑥ 道路上での作業を行う場所
7-3-4-0-8	なお、高速自動車国道又は自動車専用道路又はその他の道府県公道、高速自動車国道における危険物を運搬するため必要と認める道筋に於ける場合に付す。又は、交通事故による危険物を運搬する場合に付す。又は、危険物を運搬する場合に付す。又は、危険物を運搬する場合に付す。	安規則553	なお、高速自動車国道又は自動車専用道路又はその他の道府県公道、高速自動車国道における危険物を運搬するため必要と認める道筋に於ける場合に付す。又は、交通事故による危険物を運搬する場合に付す。又は、危険物を運搬する場合に付す。又は、危険物を運搬する場合に付す。
7-3-5	5. 明照設備の設置	-	6. 明照設備の設置
7-3-5-0	1. 表面積をとるときは、透明を十分に行うこと。	-	1. 表面積をとるときは、透明を十分に行うこと。
7-3-6	6. 道路上での作業	安規則367	道面上での作業
7-3-6-0	1. 連絡道路で作業する場合は、「道路工事保安監査基準」に基づいて従業員をバリアード、夜間明照等を設置すること。	-	道面上での作業する場合は、「道路工事保安監査基準」に基づいて従業員をバリアード、夜間明照等を設置すること。
7-3-7-1	7. サク掘機使用の作業	-	7. サク掘機使用の作業
7-3-7-2	(1) さく掘機は、作業場所よく確認してから使うこと。	-	(1) さく掘機は、作業場所よく確認してから使うこと。
7-3-7-3	(2) 作業は足場を安定させ、作業場所を整理してから作業すること。	-	(2) 作業は足場を安定させ、作業場所を整理してから作業すること。
7-3-7-4	(3) 作業で作業するときは、機械を弄さないようからに応じて、ロープ等付けておくこと。また、さく掘機のオペレーターは、安全装置制御用器具を使用すること。	-	(3) 画面で操作するときは、機械を弄さないようからに応じて、ロープ等付けておくこと。また、さく掘機のオペレーターは、安全装置制御用器具を使用すること。
7-3-7-5	(4) エアーハースは長さに余裕のあるものを使用すること。	-	(4) エアーハースは長さに余裕のあるものを使用すること。
7-3-7-6	(5) 重いおもちゃが落ちた場合は、落石の除去、落石防止装置の設置、駕駛員の運転等の対策をとること。	-	(5) 落石のためがるる場合には、落石の除去、落石防止装置の設置、駆動員の運転等の対策をとること。
7-3-7-6	(6) 作業中機械の運転による落石に対する対応に注意すること。	-	(6) 作業中機械の運転による落石に対する対応に注意すること。
7-3-7-7	(7) 交換ロッド等は表裏及び逆向きで保管しない位置に置くこと。	-	(7) 交換ロッド等は表裏及び逆向きで保管しない位置に置くこと。
7-3-8	8. ショベル系運搬機械の運搬	-	8. ショベル系運搬機械の運搬
7-3-8-0	1. 連絡手は、パケットをトラックの運転席の上を通過させないことを。	-	1. 連絡手は、パケットをトラックの運転席の上を通過させないことを。
7-3-9-1	2. 狹い作業場在中の安全運搬	-	2. 狹い作業場在中の安全運搬
7-3-9-0	3. 1. 駕駛室、運転手席及びドリフト	-	3. 1. 駕駛室、運転手席及びドリフト
7-4-1	1. 駕駛室工前の確認	-	1. 駕駆室工前の確認
7-4-1-1	(1) 塗土場所等があらじめに防護柵を行なう等、有害な物質を収集しておくこと。	-	(1) 塗土場所等があらじめに防護柵を行なう等、有害な物質を収集ておくこと。
7-4-1-2	(2) 施工に先立ち、清水を充満すること。	-	(2) 施工に先立ち、清水を充満すること。
7-4-1-3	(3) 塗土場所は排水水処理を行なうこと。	-	(3) 塗土場所は排水水処理を行なうこと。
7-4-2-1	2. 塗土の施工	-	2. 塗土の施工
7-4-2-2	(1) 塗土のり面、勾配はなるべく緩やかにしておくこと。	-	(1) 塗土のり面、勾配はなるべく緩やかにしておくこと。
7-4-2-2	(2) のり面の防護を十分にし、直角部を置かないようにすること。	-	(2) のり面の防護を十分にし、直角部を置かないようにすること。
7-4-2-3	(3) 塗土後、乾燥等を行う場合は、施工機械の能力、施設、周囲の状況等に十分配慮し、事務防止の措置を講じること。	-	(3) 塗土後、乾燥等を行う場合は、施工機械の能力、施設、周囲の状況等に十分配慮し、事務防止の措置を講じること。
7-4-2-4	(4) 剥離・転落等により、のり面の崩壊が生じないよう措置を講じること。	安規則534	(4) 剥離・転落等により、のり面の崩壊が生じないよう措置を講じること。
7-4-3	3. 塗土の安全管理	-	3. 塗土の安全管理
7-4-3-1	(1) のり面、ドリフト水位を十分行うこと。	-	(1) のり面、ドリフト水位を十分行うこと。
7-4-3-2	(2) のり面の落石から水の流入を止めるだけ防ぐこと。	-	(2) のり面の落石から水の流入を止めるだけ防ぐこと。
7-4-4-1	4. 切土のり面の固化に注意を払うこと。	-	4. 切土のり面の固化に注意を払うこと。
7-4-4-2	(1) 施工機械が斜面でいる場合には、運転席の勾配が急勾配となること。	-	(1) 施工機械が斜面でいる場合には、運転席の勾配が急勾配となること。
7-4-4-3	(2) 施工機械の運転室は、運転室の中心は地山の直轄等、安全管理を十分行うこと。	-	(2) 施工機械の運転室は、運転室の中心は地山の直轄等、安全管理を十分行うこと。
7-4-4-3	(3) 施工機械は地山を削除しやすいので、清水、電荷等のり面の裏方に注目すること。	-	(3) 施工機械は地山を削除しやすいので、清水、電荷等のり面の裏方に注目すること。
7-4-4-4	(4) 泡石を石柱により支撐するが認められる場合は、泡石防護ネット等により必要な措置を講ずること。	安規則533	(4) 泡石を石柱により支撐するが認められる場合は、泡石防護ネット等により必要な措置を講ずること。

令和3年3月版		改訂(未)		改訂理由					
章	節	項	本文	適用基準等	章	節	項	本文	適用基準等
7	5	1	第5節 免職証明		7	5	1	第5節 免職証明	
7	5	1	1. 火薬類作業従事者に係る手順		7	5	1	(1) 火薬類作業従事者に係る手順	火薬法30
7	5	1	(1) 火薬類作業従事者に係る手順	火薬法30	7	5	1	(1) 火薬類作業従事者に係る手順	火薬法30
7	5	1	(2) 火薬類作業従事者は必ず責任者と連絡し、危険事象防止にあたること。	安全部則41	7	5	1	(2) 火薬類作業は必ず責任者に実行すること。	安全部則41
7	5	1	(3) 他の作業を行う時は、荷物の運搬に就くことが出来る者うちから作業指揮者を選任すること。	安全部則320	7	5	1	(3) 貨物の運搬に定められた者によって荷物を運搬すること。	安全部則320
7	5	1	(4) 免職作業者は純粋、直接的の指示等により他の作業員と離別するようになるとこと。	火薬法51	7	5	1	(4) 免職作業員は純粋、直接的の指示等により他の作業員と離別するようになるとこと。	火薬法51
7	5	1	(5) 免職作業者は必ず責任者と連絡し、危険事象の心臓について十分教習すること。		7	5	1	(5) 免職作業員には免職作業の危険性、保安の心臓について十分教習すること。	
7	5	2	行動規範に係る手順		7	5	2	2. 行動規範及び区域への移動手順	
7	5	2	(1) 行動規範を示すもの、立入り、昇旗等で明示し、区域内への立入りを禁止すること。	火薬則53	7	5	2	(1) 行動規範を示すもの、立入り、昇旗等で明示し、区域内への立入りを禁止すること。	火薬則53
7	5	2	(2) 区域内には免職作業、サイレン荷物その他の注意事項を示す表示板を立てておくこと。		7	5	2	(2) 区域内には免職作業、サイレン荷物その他の注意事項を示す表示板を立てておくこと。	
7	5	2	(3) 通路場所を示すもの、これを飛越せること。		7	5	2	(3) 通路場所を示すもの、これを飛越せること。	
7	5	2	(4) 高速は、免職員を配置し、全員の迅速を確認してから行うこと。		7	5	2	(4) 高速は、免職員を配置し、全員の迅速を確認してから行うこと。	
7	5	3	火薬庫での作業		7	5	3	3. 火薬庫での作業	
7	5	3	(1) 火薬庫に係る手順は、火薬庫を移動する場合は、荷物に応じた荷物の火薬庫をねらす(指定都市の区域内外では当該指定期間を有する指定都市の区域)の許可を受けて設置すること。	火薬法11, 12, 20, 21	7	5	3	(1) 法に定める区域以上の火薬庫を移動する場合は、荷物に応じた荷物の火薬庫をねらす(指定都市の区域内外では当該指定期間を有する指定都市の区域)の許可を受けて設置すること。	火薬法13, 20, 21
7	5	3	(2) 指定期間以下の荷造量の火薬庫は、「火薬庫外の荷造量の規約」により、ねらす(指定都市の区域内外では当該指定期間を有する指定都市の区域)の許可を受け安全な場所に立てること。	火薬法15, 16, 23~32	7	5	3	(2) 指定期間以下の荷造量の火薬庫は、「火薬庫外の荷造量の規約」により、ねらす(指定都市の区域内外では当該指定期間を有する指定都市の区域)の許可を受け安全な場所に立てること。	火薬法15, 16, 23~32
7	5	3	(3) 一日の火薬庫消費荷造量が指定期間以上の場合は、火薬庫の管理及び使用の規約(略)の規定、取扱い規約を除く)を守ること。免職取扱い規約を絶対に守ること。	火薬法52	7	5	3	(3) 一日の火薬庫消費荷造量が指定期間以上の場合は、火薬庫の管理及び使用の規約(略)の規定、取扱い規約を除く)を守ること。免職取扱い規約を絶対に守ること。	火薬法52
7	5	4	4. 火薬庫の一時保管	火薬法14	7	5	4	4. 火薬庫の一時保管	- 7-5-4の適用基準等の火薬法14を7-5-3-1に移動
7	5	4	1 (1) 免職従事者は必ず立入らない、清掃で乾燥した場所で、かつ、荷物の貯蔵を許さない場所であること。		7	5	4	1 (1) 免職従事者は必ず立入らない、清掃で乾燥した場所で、かつ、荷物の貯蔵を許さない場所であること。	
7	5	4	2 (2) 火薬は荷物の貯蔵がある場所に置けないこと。		7	5	4	2 (2) 火薬又は荷物の貯蔵がある場所に置けないこと。	- 7-4-3の適用基準等の火薬法14を7-5-3-1に移動
7	5	4	3 (3) 火薬、荷物と貯蔵を同一の場所に入れないこと。		7	5	4	3 (3) 火薬、荷物と貯蔵を同一の場所に入れないこと。	
7	5	4	4 (4) 飲出しきれなかったりする場所に飲むこと。		7	5	4	4 (4) 飲出しきれなかったりする場所に飲むこと。	
7	5	5	火薬類の取り扱い		7	5	5	5. 火薬類の取り扱い	
7	5	5	荷物、荷物等は、叩いたり、投げたりして落すことのないように慎重に取り扱い、衣服のボケットに入れたたりしないこと。		7	5	5	荷物、荷物等は、叩いたり、投げたりして落すことのないように慎重に取り扱い、衣服のボケットに入れたたりしないこと。	
7	5	6	6. 荷物の管理		7	5	6	6. 荷物の管理	
7	5	6	1 (1) 火薬庫の受取荷造を重量に管理し、約束、遅延に注意すること。	火薬法52	7	5	6	(1) 火薬庫の受取荷造を重量に管理し、約束、遅延に注意すること。	火薬法52
7	5	6	(2) 荷造の程度、受人、消費、残りの数量、荷造孔又は高さに照らして荷造する方法について、記録を残すこと。		7	5	6	(2) 荷造の程度、受人、消費、残りの数量、荷造孔又は高さに照らして荷造する方法について、記録を残すこと。	
7	5	7	7. 免職作業の留意事項		7	5	7	7. 免職作業の留意事項	
7	5	7	1 (1) 免職作業を行つ前に、免職前上部の表紙は、原則として全部取下すこと。	火薬則51	7	5	7	(1) 免職作業を行つ前に、免職前上部の表紙は、原則として全部取下すること。	火薬則51
7	5	7	(2) 免職作業を行つには荷造が弱いことを考慮すること。また、集中電灯等は純潔装置のあるものを使用すること。		7	5	7	(2) 免職作業を行つには荷造が弱いことを考慮すること。また、集中電灯等は純潔装置のあるものを使用すること。	
7	5	7	(3) 荷造の荷物は、荷造を提出しないようにし、荷造灯等は荷物の荷造のためのできるだけ適づかないとされないことを。	火薬則51	7	5	7	(3) 荷造の荷物は、荷造を提出しないようにし、荷造灯等は荷物の荷造のためのできるだけ適づかないとされないことを。	火薬則51
7	5	8	8. センル作業の留意事項		7	5	8	8. センル作業の留意事項	
7	5	8	1 (1) 前回の荷造の不完全や荷造がないことを確かめたうえでなければならぬないこと。		7	5	8	1 (1) 前回の荷造の不完全や荷造がないことを確かめたうえでなければならぬこと。	
7	5	8	2 (2) 免職切引刀を満足し、不完全の差がある場合には、適切な方法を用いて処理すること。	火薬則53	7	5	8	2 (2) 免職切引刀を満足し、不完全の差がある場合には、適切な方法を用いて処理すること。	火薬則53
7	5	8	3 (3) 前回の荷造の仕事用具を用いてせんれしないこと。		7	5	9	(3) 前回の荷造の仕事用具を用いてせんれしないこと。	
7	5	9	4 (1) 電気器具を運搬するときは、器具を提出しないようにし、電気灯等は荷物の荷造のためのできるだけ適づかないとされないことを。	火薬則51, 54	7	5	9	(1) 電気器具を運搬するときは、器具を提出しないようにし、電気灯等は荷物の荷造のためのできるだけ適づかないとされないことを。	火薬則51, 54
7	5	9	(2) 免職切引刀を満足するときには、器具を提出しないようにし、荷造灯等は荷物の荷造のためのできるだけ適づかないとされないことを。		7	5	9	(2) 免職切引刀を満足するときには、器具を提出しないようにし、荷造灯等は荷物の荷造のためのできるだけ適づかないとされないことを。	
7	5	9	(3) 免職作業を行つときは、荷造を提出しないようにし、荷造灯等は荷物の荷造のためのできるだけ適づかないとされないことを。		7	5	9	(3) 免職作業を行つときは、荷造を提出しないようにし、荷造灯等は荷物の荷造のためのできるだけ適づかないとされないことを。	
7	5	9	5 (4) 荷造の荷物については荷造孔や荷造の状況を検査し、安全を確認してから立入りを許すこと。	安全部則320	7	5	9	(4) 荷造の荷物については荷造孔や荷造の状況を検査し、安全を確認してから立入りを許すこと。	安全部則320
7	5	9	6 (5) 免職員を記載してその区域への立入りを禁止し、免職を知らせたうえで点火すること。	火薬則53	7	5	9	(5) 免職員を記載してその区域への立入りを禁止し、免職を知らせたうえで点火すること。	火薬則53

令和3年3月版		改訂(未)		改訂理由					
章	節	項	本文	適用基準等	章	節	項	本文	適用基準等
7	5	9	4 (4) 免職しようとする場所に漏い電気がある場合には電気充電しないこと。	7	5	9	4 (4) 免職しようとする場所に漏い電気がある場合には電気充電しないこと。		
7	5	9	5 (5) 葦毛等に付近でせんれその他の作業をさせないこと。		7	5	9	5 (5) 葦毛等に付近でせんれその他の作業をさせないこと。	
7	5	9	6 (6) 葦毛前に、孔をよく掃除して小石等を残さないこと。		7	5	9	(6) 葦毛前に、孔をよく掃除して小石等を残さないこと。	
7	5	9	7 (7) 葦毛が終わって荷造予定時間が余ったときは、荷造を終了して、増・堆積は火薬工所に運びに送られて、的確に防護する場所に荷造する。		7	5	9	(7) 葦毛が終わって荷造予定時間が余ったときは、荷造を終了して、増・堆積は火薬工所に運びに送られて、的確に防護する場所に荷造する。	
7	5	10	10. 電気装置の取扱いの留意事項	火薬則54	7	5	10	10. 電気装置の取扱いの留意事項	火薬則54
7	5	10	1 (1) 電気装置の不完全や荷造がないことを確かめたうえでなければならぬこと。		7	5	10	1 (1) 電気装置の不完全や荷造がないことを確かめたうえでなければならぬこと。	
7	5	10	2 (2) 免職切引刀を満足し、不完全の差がある場合には、適切な方法を用いて処理すること。	火薬則53	7	5	10	2 (2) 免職切引刀を満足し、不完全の差がある場合には、適切な方法を用いて処理すること。	火薬則53
7	5	10	3 (3) 前回の荷造と運転は、荷造前に荷造試験を行うこと。		7	5	10	(3) 前回の荷造と運転は、荷造前に荷造試験を行うこと。	
7	5	10	4 (4) 荷造の荷物は、サイレン、荷物の運搬方法で行うこと。	火薬則53	7	5	10	(4) 荷造の荷物は、サイレン、荷物の運搬方法で行うこと。	火薬則53
7	5	10	5 (5) 荷造の荷物については荷造孔や荷造の状況を検査し、安全を確認してから立入りを許すこと。	安全部則320	7	5	10	(5) 荷造の荷物については荷造孔や荷造の状況を検査し、安全を確認してから立入りを許すこと。	安全部則320
7	5	10	6 (6) 免職員を記載してその区域への立入りを禁止し、免職を知らせたうえで点火すること。	火薬則53	7	5	10	(6) 免職員を記載してその区域への立入りを禁止し、免職を知らせたうえで点火すること。	火薬則53
7	5	11	11. 電気充電の荷造作業の留意事項	安全部則320, 321	7	5	11	11. 電気充電の荷造作業の留意事項	安全部則320, 321 火薬則54
7	5	11	1 (1) 高火薬位は、運搬の程度に応じて隔離した安全な場所とすること。	火公法34	7	5	11	1 (1) 高火薬位は、運搬の程度に応じて隔離した安全な場所とすること。	火公法34
7	5	11	2 (2) 免職器のハンドルは、点火するとき以外は荷造又は取り外しておきること。		7	5	11	2 (2) 免職器のハンドルは、点火するとき以外は荷造又は取り外しておきること。	
7	5	11	3 (3) 免職器と母線との連絡は、荷造直前に行うこと。	火薬則53	7	5	11	(3) 免職器と母線との連絡は、荷造直前に行うこと。	火薬則53
7	5	11	4 (4) 荷造の荷物は、サイレン、荷物の運搬方法で行うこと。		7	5	11	(4) 荷造の荷物は、サイレン、荷物の運搬方法で行うこと。	
8	1	1	8. 第6章 基礎工事		8	1	1	8. 第6章 基礎工事	
8	1	1	1. 第1節 一般基礎		8	1	1	1. 第1節 一般基礎	
8	1	1	1.1 1. 工事内容の把握		8	1	1	1.1 1. 工事内容の把握	
8	1	1	1.1.1 (1) 第1回目と、及び(2)に準ずること。		8	1	1	1.1.1 (1) 第1回目と、及び(2)に準ずること。	
8	1	1	1.2 事務調査における共通事項		8	1	1	1.2 事務調査における共通事項	
8	1	2	1.2.1 第1回目と、(1)に準ずること。		8	1	1	1.2.1 第1回目と、(1)に準ずること。	
8	1	2	1.2.2 第2回目と、(2)に準ずること。		8	1	1	1.2.2 第2回目と、(2)に準ずること。	
8	1	3	1.2.3 第3回目と、(3)に準ずること。		8	1	1	1.2.3 第3回目と、(3)に準ずること。	
8	1	4	4. 基礎工事における留意事項		8	1	4	4. 基礎工事における留意事項	
8	1	4	1 (1) 邊境の人家及び構築物の防護、移設等の計画をすること。		8	1	4	(1) 邊境の人家及び構築物の防護、移設等の計画をすること。	
8	1	4	2 (2) 第3回目に付するたを防ぐための初期施設を計画すること。		8	1	4	(2) 第3回目に付するたを防ぐための初期施設を計画すること。	
8	1	4	3 (3) 地下埋設物、空室工作物に対する防護又は各設置の計画をすること。		8	1	4	(3) 地下埋設物、空室工作物に対する防護又は各設置の計画をすること。	
8	1	5	5. 基礎工事における現場管理		8	1	5	5. 基礎工事における現場管理	
8	1	5	0 (1) 第1回目、第2回目、第3回目と、(1)に準ずること。		8	1	5	(1) 第1回目、第2回目、第3回目と、(1)に準ずること。	
8	1	6	6. 地下埋設物の防護と、空室工作物における防護の立会		8	1	6	6. 地下埋設物の防護と、空室工作物における防護の立会	
8	1	6	6.1 地下埋設物、空室工作物、移設等の防護と、(1)に準ずること。		8	1	6	(1) 地下埋設物、空室工作物、移設等の防護と、(1)に準ずること。	
8	1	6	6.2 移設等の防護と、(2)に準ずること。		8	1	6	(2) 移設等の防護と、(2)に準ずること。	
8	1	7	7. 建築構造に付する留意事項		8	1	7	7. 建築構造に付する留意事項	
8	1	7	1 (1) 邊境の人家及び構築物の防護、移設等の計画をすること。		8	1	7	(1) 邊境の人家及び構築物の防護、移設等の計画をすること。	
8	1	7	2 (2) 玉操作員及び指揮員による荷造及び荷造孔の運搬、荷造孔及び荷造孔の運搬と、(1)に準ずること。	安全部則61 クレーン則221	8	1	7	(2) 玉操作員及び指揮員による荷造及び荷造孔の運搬、荷造孔及び荷造孔の運搬と、(1)に準ずること。	安全部則61 クレーン則221
8	1	7	3 (3) 建築構造に付する留意事項は、定められた荷造孔の名前によって荷造を行ふこと。	安全部則189	8	1	7	(3) 建築構造に付する留意事項は、定められた荷造孔の名前によって荷造を行ふこと。	安全部則189
8	1	7	4 (4) 建築構造の移動にあたって、近くに高圧電線がある場合には、荷造孔及び荷造孔の運搬と、(1)に準ずること。	安全部則349	8	1	7	(4) 建築構造の移動にあたって、近くに高圧電線がある場合には、荷造孔及び荷造孔の運搬と、(1)に準ずること。	安全部則349
8	1	7	5 (5) 過度荷重を残さない場合で、高圧電線の附近で作業、又は移動を行うときは、必ず鉄道員をおき、各機関車の立会を求めるなど、立会を求めるなどとすること。	安全部則61 安全部則349 安全部則634の2	8	1	7	(5) 過度荷重を残さない場合で、高圧電線の附近で作業、又は移動を行うときは、必ず鉄道員をおき、各機関車の立会を求めるなど、立会を求めるなどとすること。	安全部則61 安全部則349 安全部則634の2

規格年月	会社名	西暦年等	改訂(表)	改訂理由	
規格年月	規格年月	規格年月	規格年月	規格年月	
平成30年3月版	大文	西暦年等	改訂(表)	改訂理由	
電柱と電線距離	西暦年等	西暦年等	西暦年等	西暦年等	
電柱の高さ(火消)	測定記録	方略者名前及第759号 (SSD-12.17)	電柱と電線距離	方略者名前及第759号 (SSD-12.17)	
毎別高さ 2m以上、往し、60,000V以上に上り(10,000V 以下6,000V以上)	V又はその倍数を増すごとに20cm増 し	8 1 7 5 2	電柱の高さ(火消)	測定記録	
電柱(600~1000V)	1.2m以上		毎別高さ 2m以上、往し、60,000V以上に上り(10,000V 以下6,000V以上)	方略者名前及第759号 (SSD-12.17)	
既定(600V以上)	1.0m以上		電柱(600V以上)	1.0m以上	
8 1 8	8. 箕穴への軽油防護措置	安南則159	8 1 8	8. 箕穴への軽油防護措置	安南則159
8 1 6 0	1. 箕打ち、軽油施工は、箕穴への軽油防止措置を確実に講じる。	8 1 6 0	8. 箕打ち、軽油施工は、箕穴への軽油防護措置を確実に講じる。	8 1 6 0	8. 箕打ち、軽油施工は、箕穴への軽油防護措置を確実に講じる。
8 1 5 9	9. ニューマッキーナン基礎工事	8 1 9	9. ニューマッキーナン基礎工事	8 1 9	9. ニューマッキーナン基礎工事
8 1 9 0	1. 箕打ちの際は、箕打ち場所を確認する。	8 1 9 0	1. 箕打ちの際は、箕打ち場所を確認する。	8 1 9 0	1. 箕打ちの際は、箕打ち場所を確認する。
8 2 2 1	1. 作業指揮者の配置	安南則190	8 2 1	1. 作業指揮者の配置	安南則190
8 2 1 0	機械の運搬付け、立てて、移動及び解体にあたっては、必ず作業指 揮者の指示に従って行うこと。	8 2 1 0	機械の運搬付け、立てて、移動及び解体にあたっては、必ず作業指 揮者の指示に従って行うこと。	8 2 1 0	機械の運搬付け、立てて、移動及び解体にあたっては、必ず作業指 揮者の指示に従って行うこと。
8 2 2 2	2. 機械の運搬	8 2 2 2	(1) 機械は、足場した箇所を通り、曳機の安定を図るために必ず して軽油敷、敷板又は敷板を水平に敷設した上で運搬ける。	8 2 2 1	(1) 機械は、足場した箇所を通り、曳機の安定を図るために必ず して軽油敷、敷板又は敷板を水平に敷設した上で運搬ける。
8 2 2 1	(2) 機械を運搬した箇所は、常に排水をよくしておくこと。	8 2 2 2	(2) 機械を運搬した箇所は、常に排水をよくしておくこと。	8 2 2 1	(2) 機械を運搬した箇所は、常に排水をよくしておくこと。
8 2 2 3	(3) 敷板や地盤に運搬するときは、地盤の強度を確認し、必要 にして地盤の改良を行なうが、敷板又は敷板角を使用し、清 掃、起倒例の危険を排除すること。	8 2 2 3	(3) 敷板や地盤に運搬するときは、地盤の強度を確認し、必要 にして地盤の改良を行なうが、敷板又は敷板角を使用し、清 掃、起倒例の危険を排除すること。	8 2 2 3	(3) 敷板や地盤に運搬するときは、地盤の強度を確認し、必要 にして地盤の改良を行なうが、敷板又は敷板角を使用し、清 掃、起倒例の危険を排除すること。
8 2 3 3	3. 箕打ちの運入	8 2 3 3	3. 箕打ちの運入	8 2 3 3	3. 箕打ちの運入
8 2 3 1	(1) 第4種、第5種、第6種、第7種、第8種等に準ずること。	8 2 3 1	(1) 第4種、第5種、第6種、第7種等に準ずること。	8 2 3 1	(1) 第4種、第5種、第6種、第7種等に準ずること。
8 2 3 2	(2) 箕打ちの運入は、通路、道路等を遮断し、危険の ない取扱いとする。	8 2 3 2	(2) 箕打ちの運入は、通路、道路等を遮断し、危険の ない取扱いとする。	8 2 3 2	(2) 箕打ちの運入は、通路、道路等を遮断し、危険の ない取扱いとする。
8 2 4	4. 運送位置からの範囲の止	安南則185, 185	8 2 4	4. 運送位置からの範囲の止	安南則185, 186
8 2 4 0	1. 第4種作業と同一停止する場合は、面止め等を確実に して運送を行なわないこと。	8 2 4 0	1. 第4種作業と同一停止する場合は、面止め等を確実に して運送を行なわないこと。	8 2 4 0	1. 第4種作業と同一停止する場合は、面止め等を確実に して運送を行なわないこと。
8 2 5 5	5. 使用するワイヤーロープ	安南則174	8 2 5 5	5. 使用するワイヤーロープ	安南則174
8 2 5 1	(1) 乗用用ワイヤーロープ及び吊り具等には、支点、亀裂、損 傷しているものは使用しないこと。	8 2 5 1	(1) 乗用用ワイヤーロープ及び吊り具等には、支点、亀裂、損 傷しているものは使用しないこと。	8 2 5 1	(1) 乗用用ワイヤーロープ及び吊り具等には、支点、亀裂、損 傷しているものは使用しないこと。
8 2 5 2	(2) 吊り具等の運搬入出には、通路、道路等を遮断し、危険の ない取扱いとする。	8 2 5 2	(2) 吊り具等の運搬入出には、通路、道路等を遮断し、危険の ない取扱いとする。	8 2 5 2	(2) 吊り具等の運搬入出には、通路、道路等を遮断し、危険の ない取扱いとする。
8 2 6 6	6. 手作業	8 2 6 6	6. 手作業	8 2 6 6	6. 手作業
8 2 6 1	(1) 第4種作業、及び8.に準ずること。	8 2 6 1	(1) 第4種作業、及び8.に準ずること。	8 2 6 1	(1) 第4種作業、及び8.に準ずること。
8 2 6 2	(2) 玉掛け作業は定期検査の範囲内に後退を行い、玉掛けがすん ぐすぐす全般に荷物を持てること。	8 2 6 2	(2) 玉掛け作業は定期検査の範囲内に後退を行い、玉掛けがすん ぐすぐす全般に荷物を持てること。	8 2 6 2	(2) 玉掛け作業は定期検査の範囲内に後退を行い、玉掛けがすん ぐすぐす全般に荷物を持てること。
8 2 7 7	7. 引き手作業における安全基準	8 2 7 7	7. 引き手作業における安全基準	8 2 7 7	7. 引き手作業における安全基準
8 2 7 1	(1) 紙のリップは荷物のものを使用し、繋いで込みに際しては ハンドルにて操作すること。	8 2 7 1	(1) 紙のリップは荷物のものを使用し、繋いで込みに際しては ハンドルにて操作すること。	8 2 7 1	(1) 紙のリップは荷物のものを使用し、繋いで込みに際しては ハンドルにて操作すること。
8 2 7 2	(2) 荷物の取り扱い方法は手元クリーンを使用し、引寄せ作 業は原則として行なわないとし、手元クリーンが使用でき ない場合については、現状の状況を十分検討し作業を慎重に行 うこと。	8 2 7 2	(2) 荷物の取り扱い方法は手元クリーンを使用し、引寄せ作 業は原則として行なわないとし、手元クリーンが使用でき ない場合については、現状の状況を十分検討し作業を慎重に行 うこと。	8 2 7 2	(2) 荷物の取り扱い方法は手元クリーンを使用し、引寄せ作 業は原則として行なわないとし、手元クリーンが使用でき ない場合については、現状の状況を十分検討し作業を慎重に行 うこと。
8 2 7 3	(3) リーダーに巻き込場合には、荷物を設置し、ロリップによる 柔軟性を活用して荷物を巻き込むこと。	8 2 7 3	(3) リーダーに巻き込場合には、荷物を設置し、ロリップによる 柔軟性を活用して荷物を巻き込むこと。	8 2 7 3	(3) リーダーに巻き込場合には、荷物を設置し、ロリップによる 柔軟性を活用して荷物を巻き込むこと。
8 2 7 4	(4) 中間搬入工事の搬入は積上げ式で荷物を積み替えるおそれがあるた め、防塵ガード等を使用して荷物防止を図ること。	8 2 7 4	(4) 中間搬入工事の搬入は積上げ式で荷物を積み替えるおそれがあるた め、防塵ガード等を使用して荷物防止を図ること。	8 2 7 4	(4) 中間搬入工事の搬入は積上げ式で荷物を積み替えるおそれがあるた め、防塵ガード等を使用して荷物防止を図ること。
8 2 8 5	8. 箕打ち作業(2.5m未満)	8 2 8 5	8. 箕打ち作業(2.5m未満)	8 2 8 5	8. 箕打ち作業(2.5m未満)
8 2 8 1	(1) 箕打ちを直ちに横幅の狭い箇所で最大とし、必要に応じ て敷板、敷板等を使用し、地下障害物を撫除しないように行 うこと。	8 2 8 1	(1) 箕打ちを直ちに横幅の狭い箇所で最大とし、必要に応じ て敷板、敷板等を使用し、地下障害物を撫除しないように行 うこと。	8 2 8 1	(1) 箕打ちを直ちに横幅の狭い箇所で最大とし、必要に応じ て敷板、敷板等を使用し、地下障害物を撫除しないように行 うこと。
8 2 8 2	(2) 箕打ちの穴は、空気が生じないようにに入り難くしす ること。	8 2 8 2	(2) 箕打ちの穴は、空気が生じないようにに入り難くしす ること。	8 2 8 2	(2) 箕打ちの穴は、空気が生じないようにに入り難くしす ること。
8 2 8 3	9. 箕打ち作業では、脱脂は引抜き初期の最大荷重に耐えるよう 十分なものをし、作業は慎重に行うこと。	8 2 8 3	9. 箕打ち作業では、脱脂は引抜き初期の最大荷重に耐えるよう 十分なものをし、作業は慎重に行うこと。	8 2 8 3	9. 箕打ち作業では、脱脂は引抜き初期の最大荷重に耐えるよう 十分なものをし、作業は慎重に行うこと。
8 2 9 5	10. 鋼材、ワイヤーロープ、及び付属装置、付属品等は常に点 検を行い、不良箇所は修理交換してから運搬すること。	8 2 9 5	10. 鋼材、ワイヤーロープ、及び付属装置、付属品等は常に点 検を行い、不良箇所は修理交換してから運搬すること。	8 2 9 5	10. 鋼材、ワイヤーロープ、及び付属装置、付属品等は常に点 検を行い、不良箇所は修理交換してから運搬すること。
8 2 9 2	11. 素引み用の器具類等は常時点検し、ひび割れ、剥離等の あるものは使用しないこと。	8 2 9 2	11. 素引み用の器具類等は常時点検し、ひび割れ、剥離等の あるものは使用しないこと。	8 2 9 2	11. 素引み用の器具類等は常時点検し、ひび割れ、剥離等の あるものは使用しないこと。
8 3 3	12. 防震緩衝剤基礎工	8 3 3	12. 防震緩衝剤基礎工	8 3 3	12. 防震緩衝剝基礎工

31 / 77

規	規	項	項	令和3年3月版		改訂(本)		改訂理由	
				通用基準等	重複箇	条	規		
8	3	1	1	(1) オールケーシング工法にあたっての耐震基準		8	3	1	1. オールケーシング工法にあたっての耐震基準
8	3	1	1	(2) 壁面を行き又は壁面に沿って設置するときは、指揮者の選定又は呼称の合意のもとに作業すること。		8	3	1	(1) 壁面を行き又は壁面に沿って設置するときは、指揮者の選定又は呼称の合意のもとに作業すること。
8	3	1	2	(1) ジャッキ、清掃工具等に限らず、ワイヤロープは端末の安全のためを用意すること。		8	3	1	(2) ジャッキ、清掃工具等に限らず、ワイヤロープは端末の安全のためを用意すること。
8	3	1	3	(2) ハンマー・グラブの作業中は、遮断間に近づかないこと。その他の場所では、ハンマー・グラブがケーシング内に入れて保管してからにすること。		8	3	1	(1) ハンマー・グラブの作業中は、遮断間に近づかないこと。その他の場所では、ハンマー・グラブがケーシング内に入れて保管してからにすること。
8	3	1	4	(4) バンドの重り替えは、定められた作業順序によること。		8	3	1	(4) バンドの重り替えは、定められた作業順序によること。
8	3	1	5	(5) ケーシング内に入るときは、あらかじめ風呂をとるか、又は有害ガス等を測定して充氮のないことを確認すること。		8	3	1	(5) ケーシング内に入るときは、あらかじめ風呂をとるか、又は有害ガス等を測定して充氮のないことを確認すること。
8	3	2	2	2. リバースサーキュレーションドリル工法にあたっての留意事項		8	3	2	2. リバースサーキュレーションドリル工法にあたっての留意事項
8	3	2	1	(1) 壁の独立で、解体、移動の作業は、作業指揮者の監視の下のもとに実行うこと。		8	3	2	(1) 壁の独立で、解体、移動の作業は、作業指揮者の直接の下のもとに実行すること。
8	3	2	2	(2) 壁の作業台上にあるワイヤロープ類は、常に整理しておくこと。		8	3	2	(2) 壁の作業台上にあるワイヤロープ類は、常に整理しておくこと。
8	3	2	3	(3) ケーシング打込み又は引き抜きの中は、必要な作業員以外の者は構内に近くはないこと。		8	3	2	(3) ケーシング打込み又は引き抜きの中は、必要な作業員以外の者は構内に近くはないこと。
8	3	2	4	(4) ケーシング等の取扱いはしないこと。		8	3	2	(4) ケーシング等の取扱いはしないこと。
8	3	2	5	(5) ワイヤロープの巻き取り又は過去の作業中は、手や指をはまれないように十分注意すること。		8	3	2	(5) ロックの巻き取り又は過去の作業中は、手や指をはまれないように十分注意すること。
8	3	2	6	(6) 元クリーンを用いて、トランシーバー等や靴底板を投入する現場では、クリーン運転用の工具又は回収用工具を定め、確実な回収のものとし充氮をとること。		8	3	2	(6) 元クリーンを用いて、トランシーバー等や靴底板を投入する作業では、クリーン運転用、工具者及び回収者は回収方法を定め、確実な回収のものとし充氮をとること。
8	3	2	7	(7) 強風時は、クレーンのブームを倒し、掛けはケーシングと連結して防風防止を認めてること。		8	3	2	(7) 強風時は、クレーンのブームを倒し、掛けはケーシングと連結して防風防止を認めてること。
8	4	第4章 第4章オーブンケーション基礎工法、基礎工法、その他の留意事項				8	4	第4章 第4章オーブンケーション基礎工法、基礎工法、その他の留意事項	
8	4	1	1	1. 一般項目		8	4	1	1. 一般項目
8	4	1	1	(1) 耐震用においては土質等の変化に常に留意し、変化があつた場合は適切な対応を講じること。		8	4	1	(1) 耐震用においては土質等の変化に常に留意し、変化があつた場合は適切な対応を講じること。
8	4	1	2	(2) ガス感知器、酸素濃度計等その他の防護装備は、常に使用できようよう整備しておこなうこと。		8	4	1	(2) ガス感知器、酸素濃度計等その他の防護装備は、常に使用できようよう整備しておこなうこと。
8	4	1	3	(3) 有害ガス等(酸素不足を含む)の発生のおそれがある安定期37)、漏出又は深さ20mを超える掘削等では、送気式の防護設備を設けすこと。		8	4	1	(3) 有害ガス等(酸素不足を含む)の発生のおそれがある安定期37)、漏出又は深さ20mを超える掘削等では、送気式の防護設備を設けすること。
8	4	1	4	(4) 入射時に有害ガスの有無、漏出欠乏等について未定のこと、測定にあたっては指定された値(漏出欠乏率等については、作業主監督)が行なうこと。		8	4	1	(4) 入射時に有害ガスの有無、漏出欠乏等について未定のこと、測定にあたっては指定された値(漏出欠乏率等については、作業主監督)が行なうこと。
8	4	1	5	(5) 可燃性ガスが発生するものがある場合に入射するときは、マッチ、ライタ等は持ちこまないこと。		8	4	1	(5) 可燃性ガスが発生するものがある場合に入射するときは、マッチ、ライタ等は持ちこまないこと。
8	4	1	6	(6) 入射中に有害ガス、漏出欠乏等の発生を認めたときは、直ちに坑外に退避すること。		8	4	1	(6) 入射中に有害ガス、漏出欠乏等の発生を認めたときは、直ちに坑外に退避すること。
8	4	1	7	(7) 穴内の出入には、荷物袋を使用し、パケットには巻らないこと。		8	4	1	(7) 穴内の出入には、荷物袋を使用し、パケットには巻らないこと。
8	4	1	8	(8) 水没時の信号、合図及び、退避の方法をあらかじめ定めておくこと。		8	4	1	(8) 水没時の信号、合図及び、退避の方法をあらかじめ定めておくこと。
8	4	1	9	(9) 鋼鉄の効能、酸素鋼管の不備、漏電等を生じたときは、修理完了後では使用を禁すること。		8	4	1	(9) 鋼鉄の効能、酸素鋼管の不備、漏電等を生じたときは、修理完了後では使用を禁すること。
8	4	2	1	2. オーブンケーション基礎工法にあたっての耐震基準		8	4	2	2. オーブンケーション基礎工法にあたっての耐震基準
8	4	2	1	(1) 補削用小ささにし、無理な取り扱いをしてしないこと。		8	4	2	(1) 補削用小ささにし、無理な取り扱いをしてしないこと。
8	4	2	2	(2) ドリルの選別用工具は、作業主任者の指示に従って行うこと。		8	4	2	(2) ドリルの選別用工具は、作業主任者の指示に従って行うこと。
8	4	2	3	(3) 下の合意のあつたときは、所定の場所に退避させ、退避を確認してから立ち下り行うこと。		8	4	2	(3) 下の合意のあつたときは、所定の場所に退避させ、退避を確認してから立ち下り行うこと。
8	4	3	1	(1) コンクリート打設には、原則として、トレミー管又はショットを使用すること。		8	4	3	(1) コンクリート打設には、原則として、トレミー管又はショットを使用すること。
8	4	3	2	(2) 2段切引の場合は、下段の作業は中止すること。やむを得ず両作業を行う場合は、堅固な防護装置を設けること。		8	4	3	(2) 2段切引の場合は、下段の作業は中止すること。やむを得ず両作業を行う場合は、堅固な防護装置を設けること。
8	4	3	3	(3) 作業開始前に、開通の状況、ライナーフレートの真直の有無を確認すること。		8	4	3	(3) 作業開始前に、開通の状況、ライナーフレートの真直の有無を確認すること。
8	4	3	4	(4) 口咬作業員は、坑内作業員が入坑中に口咬を離れないこと。		8	4	3	(4) 口咬作業員は、坑内作業員が入坑中に口咬を離れないこと。
8	4	3	5	(5) 坑内作業員は、パケットの昇降中は内蔵に舟を寄せ、退避すること。		8	4	3	(5) 坑内作業員は、パケットの昇降中は内蔵に舟を寄せ、退避すること。

令和3年3月版					改訂(※)			改訂理由		
章	節	項	文	通用基準等	章	節	項	文	通用基準等	
9	4	3	(6) 背面には被子等の販賣品を扱う、かつ本用語被子等を取 りておくこと。被子は、被布、又被、販賣等がないことを確認す ること。	8	4	3	6	(6) 背面には被子等の販賣品を扱う、かつ本用語被子等を取 りておくこと。被子は、被布、又被、販賣等がないことを確認す ること。		
9	4	3	(7) 地下水位以下を通過するときは、排水設備等を用い、湧水 対策を確立してから販賣を認めること。	8	4	3	7	(7) 地下水位以下を通過するときは、排水設備等を用い、湧水 対策を確立してから販賣を認めること。		
9	1	第9章 コンクリート工事		9	1	1	1	第9章 コンクリート工事		
9	1	第1節 施設構造		9	1	1	1	1. 工事内規の制定		
9	1	1	1. 1. 施設構造に係る規則に準ずること。	9	1	1	0	1. 施設構造に係る規則に準ずること。		
9	1	1	2. 本規制等における共通事項	9	1	2	0	2. 本規制等における共通事項		
9	1	2	1. 施設構造に準ずること。	9	1	2	0	1. 施設構造に準ずること。		
9	1	3	3. 施工計画における共通事項	9	1	3	1	3. 施工計画における共通事項		
9	1	3	4. 施工計画における規範管理	9	1	3	0	1. 施設構造に準ずること。		
9	1	4	1. 施設構造 第10章に準ずること。	9	1	4	0	1. 施設構造 第10章に準ずること。		
9	1	5	2. 施設構造の留意事項	9	1	5	5. 施設構造の留意事項		・適用基準等の表示位置を9-2-4-0-2に移動	
9	1	5	3. ブラックレーンによるコンクリート打設ときは、パケットの 底面に入らないこと等の注意事項を、手作業員に十分周知さ せておくこと。	9	1	5	0	1. ブラックレーンによるコンクリート打設のときは、パケットの 底面に入らないこと等の注意事項を、手作業員に十分周知さ せておくこと。		
9	2	第2章 施設工		9	2	2	2	第2章 施設工		
9	2	1	1. 工具類の選定	9	2	1	1	1. 工具類の選定		
9	2	1	2. 作業開始前の点検	9	2	1	0	1. 作業開始前の点検		
9	2	2	1. 施設構造に係る規則は作業前に点検し、適正な工具を使用し、 不具合が発見しないこと。	9	2	2	0	1. 施設構造に係る規則は作業前に点検し、適正な工具を使用し、 不具合が発見しないこと。		
9	2	3	3. 運搬作業	9	2	3	1	(1) 長尺物は人目に持ち、無理な運搬はしないこと。また、 パラのものは運搬しないこと。		
9	2	3	1	2	(2) 運搬中に他のものに接触しないよう前後を注意すること。 曲げた長い工具等は特に注意すること。					
9	2	3	2	3	2	2	2	曲げた長い工具等は特に注意すること。		
9	2	4	4. 作業場の設置	安規則518	9	2	4	4. 作業場の設置	安規則518	
9	2	4	5. 作業場の設置を行うとき、安全な作業場を設けること。作業 場を設けることが困難なときは、防護柵を設け、作業員に要求事項 を示すと同時に工具と器具を使用させる等の措置を講じること。	9	2	4	0	1. 安全な作業場を設けること。作業場を設けることが困難なとき は、防護柵を設け、作業員に要求事項を示すと同時に工具と器具を用 いて作業場を設けること。	・適用基準等の表示位置を9-2-4-0-2に移動	
9	2	5	高さ2m以上の作業床設置が困難な箇所で、フルハーネス型の腰用 制止用腰帶等を用いて行う作業は、特別教育を受けたものが行うこと。 と。	9	2	5	1	高さ2m以上の作業床設置が困難な箇所で、フルハーネス型の腰用 制止用腰帶等を用いて行う作業は、特別教育を受けたものが行うこと。 と。	・適用基準等の表示位置を9-2-4-0-1から移動 ・小部区分の設定	
9	2	5	6. 通過の確認		9	2	5	6. 通過の確認		
9	2	5	7. 施設工場等では、鉄砧上に歩み板を敷く等により、安全な通 路を確保すること。	9	2	5	0	1. 施設工場等では、鉄砧上に歩み板を敷く等により、安全な通 路を確保すること。		
9	3	第3章 動機わく工		9	3	3	3	第3章 動機わく工		
9	3	1	1. 動機わく支承工の選定	安規則239	9	3	1	1. 動機わく支承工の選定	安規則239	
9	3	1	1.1 (1) 動機わく支承工は、コンクリート打設の方に応じた堅牢な 構造のものとし、結立間に従って設立すること。なお、結立間 は、部材の設計計算に基づき作成すること。	安規則239, 240	9	3	1	1. (1) 動機わく支承工は、コンクリート打設の方に応じた堅牢な 構造のものとし、結立間に従って設立すること。なお、結立間 は、部材の設計計算に基づき作成すること。		
9	3	1	1.2 (2) 動機わく支承工は、倒落事項を防止する装置を設いたるものと する。	安規則242	9	3	1	2 (2) 動機わく支承工は、倒落事項を防止する装置を設いたるものと する。		
9	3	2	2. 結立間	安規則237	9	3	2	2. 結立間	安規則237	
9	3	2	3. 材料は毒しい場合、変形又は変質があるものを使用しないこと。	9	3	2	0	1. 材料は毒しい場合、変形又は変質があるものを使用しないこと。		
9	3	3	3. 作業主任者の記載	安規則246	9	3	3	3. 作業主任者の記載	安規則246, 247	
9	3	3	4. 動機わく支承工の組立	安規則247	9	3	3	1. 動機わく支承工の組立	安規則247	
9	3	3	5. 動機わく支承工の組立の指導		9	3	3	0	1. 動機わく支承工の組立、作業の責任は、往詰請書を終了した作業主 の責任の範囲の指揮に依り行うこと。	
9	3	4	6. 動機わく支承工の組立中の監視	安規則245	9	3	4	4. 動機わく支承工の組立中の監視	安規則245	
9	3	4	7. 動機わく支承工の組立のため、作業の実施について危険が予想さ れるときは、作業を止むこと。	9	3	4	0	1. 漏風・大荷重の原因のため、作業の実施について危険が予想さ れるときは、作業を中止すること。		
9	3	5	8. 振持品の使用		9	3	5	5. 振持品の使用		
9	3	5	9. (1) 支柱、ばり又はばりの支撑物の主要な部分の鋼材及びパイ プサポーター等は、それぞれ規格品又は規定のものを使用するこ と。	安規則238	9	3	5	1 (1) 支柱、ばり又はばりの支撑物の主要な部分の鋼材及びパイ プサポーター等は、それぞれ規格品又は規定のものを使用するこ と。	安規則238	
9	3	5	10. (2) ばり又はばりの支撑物については、往詰請書を終了した作業主 の責任の範囲に於けるものとすると。	安規則239	9	3	5	2 (2) 支柱、ばり又はばりの支撑物については、往詰請書を終了した作業主 の責任の範囲に於けるものとすると。	安規則239	
9	3	6	11. (3) 支柱、ばり又はばりの支撑物を用いて行なうことは、4m以上のボルト又は専用の 工具を用いて組むこと。	安規則242	9	3	6	1 (3) 支柱、ばり又はばりの支撑物を用いて行なうことは、4m以上のボルト又は専用の 工具を用いて組むこと。	安規則242	
9	3	6	12. (4) ハイドロカルタントリムを用いて行なうことは、支柱、ばり又は ばりの支撑物を用いて組むこと。	安規則242	9	3	6	7 (4) 動機わく支承工の組立の際には、支承底面を設けること。	安規則242	
9	3	6	13. (5) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則242	9	3	6	8 (5) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則242	
9	3	7	14. (6) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	9	3	7	1 (6) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	
9	3	7	15. (7) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	9	3	7	2 (7) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	
9	3	7	16. (8) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	9	3	7	3 (8) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	
9	3	7	17. (9) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	9	3	7	4 (9) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	
9	3	7	18. (10) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	9	3	7	5 (10) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	
9	3	7	19. (11) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	9	3	7	6 (11) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	
9	3	7	20. (12) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	9	3	7	7 (12) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	
9	3	7	21. (13) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	9	3	7	8 (13) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	
9	3	7	22. (14) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	9	3	7	9 (14) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	
9	3	7	23. (15) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	9	3	7	10 (15) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	
9	3	7	24. (16) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	9	3	7	11 (16) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	
9	3	7	25. (17) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	9	3	7	12 (17) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	
9	3	7	26. (18) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	9	3	7	13 (18) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	
9	3	7	27. (19) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	9	3	7	14 (19) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	
9	3	7	28. (20) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	9	3	7	15 (20) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	
9	3	7	29. (21) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	9	3	7	16 (21) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	
9	3	7	30. (22) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	9	3	7	17 (22) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	
9	3	7	31. (23) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	9	3	7	18 (23) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	
9	3	7	32. (24) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	9	3	7	19 (24) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	
9	3	7	33. (25) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	9	3	7	20 (25) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	
9	3	7	34. (26) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	9	3	7	21 (26) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	
9	3	7	35. (27) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	9	3	7	22 (27) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	
9	3	7	36. (28) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	9	3	7	23 (28) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	
9	3	7	37. (29) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	9	3	7	24 (29) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	
9	3	7	38. (30) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	9	3	7	25 (30) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	
9	3	7	39. (31) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	9	3	7	26 (31) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	
9	3	7	40. (32) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	9	3	7	27 (32) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	
9	3	7	41. (33) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	9	3	7	28 (33) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	
9	3	7	42. (34) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	9	3	7	29 (34) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	
9	3	7	43. (35) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	9	3	7	30 (35) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	
9	3	7	44. (36) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	9	3	7	31 (36) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	
9	3	7	45. (37) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	9	3	7	32 (37) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	
9	3	7	46. (38) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	9	3	7	33 (38) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	
9	3	7	47. (39) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	9	3	7	34 (39) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	
9	3	7	48. (40) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	9	3	7	35 (40) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	
9	3	7	49. (41) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	9	3	7	36 (41) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	
9	3	7	50. (42) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	9	3	7	37 (42) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	
9	3	7	51. (43) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	9	3	7	38 (43) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	
9	3	7	52. (44) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	9	3	7	39 (44) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	
9	3	7	53. (45) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	9	3	7	40 (45) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	
9	3	7	54. (46) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	9	3	7	41 (46) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	
9	3	7	55. (47) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	9	3	7	42 (47) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	
9	3	7	56. (48) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	9	3	7	43 (48) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	
9	3	7	57. (49) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	9	3	7	44 (49) 動機わく支承工の組立に於けることは、支承底面を設けること。	安規則245	
9	3	7	58. (50) 動機わく支承工の組							

令和3年3月版				改訂(※)				改訂理由				
章	節	項	一	本文	適用基準等	変更	節	項	一	適用基準等		
9	4	2	10	(10)コンクリート打設の作業に次はエアーで室内のコングリートをそらす場合には、起居場所にボルトや管の抜け口を向いて、熱風や安全方向に向けた、チーン等を用いて配管装置を要しないように配しておること。	安規則17(1)の2	9	4	2	10	(10)コンクリート打設の作業に次はエアーで室内のコングリートをそらす場合には、起居場所にボルトや管の抜け口を向いて、熱風や安全方向に向けた、チーン等を用いて配管装置を要しないように配しておること。	安規則17(1)の2	
9	4	2	11	(11) 脘送部とホースを切り替時は、バルブ、コックなどを開放し内部の圧力を減らすこと。	安規則17(1)の2	9	4	2	11	(11) 脘送部とホースを切り替時は、バルブ、コックなどを開放し内部の圧力を減らすこと。	安規則17(1)の2	
9	4	2	12	(12)洗浄ボルトを用いて配管等の内部を清浄する作業を行うときは、洗浄ボルトの飛出による器具の破損を防止するための器具を当該配管等の先端部に取り付けること。	安規則17(1)の2	9	4	2	12	(12)洗浄ボルトを用いて配管等の内部を清浄する作業を行うときは、洗浄ボルトの飛出による器具の破損を防止するための器具を当該配管等の先端部に取り付けること。	安規則17(1)の2	
9	4	3		3. コンクリート打設作業		9	4	3		3. コンクリート打設作業		
9	4	3	1	(1) 作業前に気がかり、認むく支承工及び堅くを点検し、不具合所は直ちに修理しておくこと。また、異常を認めた場合には、作業を中止し、適切な措置を講じること。	安規則244	9	4	3	1	(1) 作業前に気がかり、認むく支承工及び堅くを点検し、不具合所は直ちに修理しておくこと。また、異常を認めた場合には、作業を中止し、適切な措置を講じること。	安規則244	
9	4	3	2	(2) ホバーやシートの勾配と被積荷を点検し、適正なものと確認すること。	安規則159	9	4	3	2	(2) ホバーやシートの勾配と被積荷を点検し、適正なものと確認すること。	安規則159	
9	4	3	3	(3) 打設作業中、止滑用合板通路の方法をあらかじめ定めておくこと。会合時に実演しておること。	安規則159	9	4	3	3	(3) 打設作業中、止滑用合板通路の方法をあらかじめ定めておくこと。会合時に実演しておること。	安規則159	
9	4	3	4	(4) 高所作業車の運転のそれらの場合は、運転装置、昇降装置の使用、手輪の位置、制動の位置等、車体及び吊下装置の操作を記載すること。	安規則518, 519	9	4	3	4	(4) 高所作業車の運転のそれらの場合は、運転装置、昇降装置の使用、手輪の位置、制動の位置等、車体及び吊下装置の操作を記載すること。	安規則518, 519	
9	4	3	5	(5) 認むく支承工が打設に用いないよう、事前に、打設機及び日々の確認を定め、均等に施工すること。	安規則17(1)の2	9	4	3	5	(5) 認むく支承工が打設に用いないよう、事前に、打設機及び日々の確認を定め、均等に施工すること。	安規則17(1)の2	
9	4	3	6	(6) その他の打設機の構造等により作業員に危険を及ぼすおそれのある場合には、直ちに修理しておくこと。ホバーパッド等の状態を監査点検し、安全であることを確かめること。	安規則17(1)の2	9	4	3	6	(6) その他の打設機の構造等により作業員に危険を及ぼすおそれのある場合には、直ちに修理しておくこと。ホバーパッド等の状態を監査点検し、安全であることを確かめること。	安規則17(1)の2	
9	4	3	7	(7) 打設中は、認むく支承工、シート下、ホバーパッド等の状態を監査点検し、安全であることを確かめること。	安規則36	9	4	3	7	(7) 打設中は、認むく支承工、シート下、ホバーパッド等の状態を監査点検し、安全であることを確かめること。	安規則36	
9	4	3	8	(8) コンクリートポン・車の運転の運送は、有資格者によるものとし、責任者から指示された者は運送しないこと。	安規則36	9	4	3	8	(8) コンクリートポン・車の運転の運送は、有資格者によるものとし、責任者から指示された者は運送しないこと。	安規則36	
9	4	4		4. 運搬手すき機器等の使用		9	4	4		4. 運搬手すき機器等の使用		
9	4	4	0	(1) 第1回に限らず、常にすること。	1回目第1回に限らずのこと。	9	4	4	0	(1) 第1回に限らず、常にすること。	1回目第1回に限らずのこと。	
10	1			10. 第1章 仕事工具		10	1			10. 第1章 仕事工具		
10	1			10.1 第1回 一般事項		10	1			10.1 第1回 一般事項		
10	1	1		10.1.1 工事内の作業		10	1	1		10.1.1 工事内の作業		
10	1	1	0	10.1.1.0 1回目最初、及び2回目以降すること。	1回目最初、及び2回目以降すること。	10	1	1	0	10.1.1.0 1回目最初、及び2回目以降すること。	1回目最初、及び2回目以降すること。	
10	1	2		10.1.2 基本原則における共通事項		10	1	2		10.1.2 基本原則における共通事項		
10	1	3		10.1.3 事前調査における留意事項		10	1	2	0	10.1.3 事前調査における留意事項		
10	1	3	1	(1) 積み方、地盤、融解気とのおそれ等について調査を行なう。その結果を記録・保存すること。	1. 積み方、地盤、融解気とのおそれ等について調査を行なう。その結果を記録・保存すること。	10	1	3	1	(1) 積み方、地盤、融解気とのおそれ等について調査を行なう。その結果を記録・保存すること。	1. 積み方、地盤、融解気とのおそれ等について調査を行なう。その結果を記録・保存すること。	
10	1	3	2	(2) めさき層と融解気空気漏出のおそれのある油脂等削除する場合の仕事工程の仕事のかかる部分から削除し(以下に内的に含み)井戸、配管について、融解空気漏出の有無について調査する。	融解空気漏出の有無について調査する。	10	1	3	2	(2) めさき層と融解気空気漏出のおそれのある油脂等削除する場合の仕事工程の仕事のかかる部分から削除し(以下に内的に含み)井戸、配管について、融解空気漏出の有無について調査する。	融解空気漏出の有無について調査する。	
10	1	4		4. 施工工場における共通事項		10	1	4		4. 施工工場における共通事項		
10	1	4	0	10.1.4.0 1回目最初、及び2回目以降すること。	1回目最初、及び2回目以降すること。	10	1	4	0	10.1.4.0 1回目最初、及び2回目以降すること。	1回目最初、及び2回目以降すること。	
10	2			10. 第2章 作業工具		10	2			10. 第2章 作業工具		
10	2	1		10.2.1 有資格者の選任		10	2	1		10.2.1 有資格者の選任		
10	2	1	0	10.2.1.0 1回目以上の作業を必要とする場合には、高座室内作業主任の免許者をする者を作業主任に選任すること。	高座内作業主任の免許者をする者を作業主任に選任すること。	10	2	1	0	10.2.1.0 1回目以上の作業を必要とする場合には、高座室内作業主任の免許者をする者を作業主任に選任すること。	高座内作業主任の免許者をする者を作業主任に選任すること。	
10	2	2		10.2.2 特別的教育		10	2			10.2.2 特別的教育		
10	2	2	1	(1) 高座内作業に關する特別教育を、全作業員に行なうこと。	(1) 高座内作業に關する特別教育を、全作業員に行なうこと。	10	2	2	1	(1) 高座内作業に關する特別教育を、全作業員に行なうこと。	(1) 高座内作業に關する特別教育を、全作業員に行なうこと。	
10	2	2	2	(2) 下記の事項については、その裏面について特別の教育を受ける者は作業は認可させないこと。また、作業中はその特種を離れないこと。	下記の事項については、その裏面について特別の教育を受ける者は作業は認可させないこと。また、作業中はその特種を離れないこと。	10	2	2	2	(2) 下記の事項については、その裏面について特別の教育を受ける者は作業は認可させないこと。また、作業中はその特種を離れないこと。	下記の事項については、その裏面について特別の教育を受ける者は作業は認可させないこと。また、作業中はその特種を離れないこと。	
10	2	2	2	(3) 作業への送りを監視するための弁又はコックを操作する裏面(ガーバー)。	(3) 作業への送りを監視するための弁又はコックを操作する裏面(ガーバー)。	10	2	2	2	(3) 作業への送りを監視するための弁又はコックを操作する裏面(ガーバー)。	(3) 作業への送りを監視するための弁又はコックを操作する裏面(ガーバー)。	
10	2	2	3	又は供給元出入りする作業員に同室又は同床を行なうための通気装置(ロックテングラー)。	又は供給元出入りする作業員に同室又は同床を行なうための通気装置(ロックテングラー)。	10	2	2	3	又は供給元出入りする作業員に同室又は同床を行なうための通気装置(ロックテングラー)。	又は供給元出入りする作業員に同室又は同床を行なうための通気装置(ロックテングラー)。	
10	2	3		3. 非燃性ガスに対する措置		10	2	3		3. 非燃性ガスに対する措置		
10	2	3	0	10.2.3.0 1回目最初に対する措置を評定し、遮蔽方法、宿名、合図等及び作業の選択の方法をあらかじめ定めておくこと。	1回目最初に対する措置を評定し、遮蔽方法、宿名、合図等及び作業の選択の方法をあらかじめ定めておくこと。	10	2	3	0	10.2.3.0 1回目最初に対する措置を評定し、遮蔽方法、宿名、合図等及び作業の選択の方法をあらかじめ定めておくこと。	1回目最初に対する措置を評定し、遮蔽方法、宿名、合図等及び作業の選択の方法をあらかじめ定めておくこと。	
10	2	4		4. 装置の操作		10	2	4		4. 装置の操作		
10	2	4	1	(1) 0.1MPa以上の作業工具による作業を行うときは、作業員の負担に係る器具等を装着すること。	安規則24の3 安規則902	10	2	4	1	(1) 0.1MPa以上の作業工具による作業を行うときは、作業員の負担に係る器具等を装着すること。	安規則24の3 安規則902	

番	品名	規格	令和3年3月版			適用基準等	変更番号	改訂(※)			適用基準等	改訂理由
			原	現	名			項	本文			
10	2	4	2	(2) 機械に着し構え付けるため作業員の使用方法及び危険回避、安全必要な方法等について説明を行い、これを記録しておくこと。	安規則24の4	10	2	4	(2) 機械に着し構え付けるため作業員の使用方法及び危険回避、安全必要な方法等について説明を行い、これを記録しておくこと。	安規則24の4		
10	2	4	3	(1) 作業員の教育訓練に際し、次の事項を定めておくこと。	安規則24の5	10	2	4	(1) 作業員の教育訓練に際し、次の事項を定めておくこと。	安規則24の5		
10	2	4	3	(2) 教育訓練に際し必要な講義等の点検試験に關する事項		10	2	4	(2) 教育訓練に際し必要な講義等の点検試験に關する事項			
10	2	4	3	(3) 現場で行う際の作業員の人数及び氏名を確認すること。できるときの生産量を算出すること。	安規則24の6	10	2	4	(3) 現場で行う際の作業員の人数及び氏名を確認すること。できるときの生産量を算出すること。	安規則24の6		
10	2	4	4	(4) 工業資材は作業員の責任に依り技術的要項を管理する者を選任し、その者を工事現場に常駐させ、安全に關し必要な措置をとること。	安規則24の7,24の8	10	2	4	(4) 工業資材は作業員の責任に依り技術的要項を管理する者を選任し、その者を工事現場に常駐させ、安全に關し必要な措置をとること。	安規則24の7,24の8		
10	2	4	5	(5) 工業資材は作業員の責任に依り技術的要項を管理するものを選任し、その者を工事現場に常駐させ、安全に關し必要な措置をとること。	安規則24の7,24の9	10	2	4	(5) 工業資材は作業員の責任に依り技術的要項を管理するものを選任し、その者を工事現場に常駐させ、安全に關し必要な措置をとること。	安規則24の7,24の9		
10	2	5	1	6. 製造管理		10	2	5	6. 製造管理			
10	2	5	1	(1) 高圧電気作業員には、定期的に特殊医療監査を行い、不適当な場合は作業をさせないこと。	高圧則38,41	10	2	5	(1) 高圧電気作業員には、定期的に特殊医療監査を行い、不適当な場合は作業をさせないこと。	高圧則38,41		
10	2	5	2	(2) 高圧電気作業員の教育訓練に際し、定期監査を行ふこと。		10	2	5	(2) 高圧電気作業員の教育訓練に際し、定期監査を行ふこと。			
10	2	6	1	6. 高圧電気作業の実施		10	2	6	6. 高圧電気作業の実施			
10	2	6	1	(1) あらかじめ測定を停止する圧力および限界等を示した作業用器具を作成し、当該圧力により測定を行わなければならない。手順その他の操作を規定して周知しておくこと。	高圧則12の2	10	2	6	(1) あらかじめ測定を停止する圧力および限界等を示した作業用器具を作成し、当該圧力により測定を行わなければならない。手順その他の操作を規定して周知しておくこと。	高圧則12の2		
10	2	6	2	(2) 作業以外の者が圧力室に入ることを止むこと。特に高圧室の出入りがある者については、その程度、高圧室内作業主任者が許可すること。	高圧則13	10	2	6	(2) 作業以外の者が圧力室に入ることを止むこと。特に高圧室の出入りがある者については、その程度、高圧室内作業主任者が許可すること。	高圧則13		
10	2	6	3	(3) 加圧、減圧の度合は0.03MPa以上とすること。また、減圧を停止する圧力および減圧室下において減圧を停止する時間は原生圧縮機の定める方法によること。	高圧則14,18	10	2	6	(3) 加圧、減圧の度合は0.03MPa以上とすること。また、減圧を停止する圧力および減圧室下において減圧を停止する時間は原生圧縮機の定める方法によること。	高圧則14,18		
10	2	6	4	(4) 減圧方法、儀器、台座等を構成し、作業員間に周知せること。	高圧則21	10	2	6	(4) 減圧方法、儀器、台座等を構成し、作業員間に周知せること。	高圧則21		
10	2	6	5	(5) 減圧に要する時間を高圧室内作業員に周知せること。	高圧則20	10	2	6	(5) 減圧に要する時間を高圧室内作業員に周知せること。	高圧則20		
10	2	6	6	(6) 高圧室の遮断方法について作業員に周知せること。	高圧則44	10	2	6	(6) 高圧室の遮断方法について作業員に周知せること。	高圧則44		
10	2	6	7	(7) 西電室は常時使用出来る状態であるか確認をすること。	高圧則26	10	2	6	(7) 西電室は常時使用出来る状態であるか確認をすること。	高圧則26		
10	2	7	7.	作業主任者の権限と責務		10	2	7	7. 作業主任者の権限と責務			
10	2	7	0	1) 作業主任者は作業員の能力、機中電灯、ガス測定器、非常信号装置を保持すること。	高圧則1	10	2	7	1) 作業主任者は作業員の能力、機中電灯、ガス測定器、非常信号装置を保持すること。	高圧則1		
10	2	8	8. 大型作業機の取扱の範囲		10	2	8	8. 大型作業機の取扱の範囲				
10	2	8	1	(1) 作業員に高圧室における可燃物の燃焼危険について用語を定める。	高圧則25の2	10	2	8	(1) 作業員に高圧室における可燃物の燃焼危険について用語を定める。	高圧則25の2		
10	2	8	2	(2) マスク・ライター等、火炎のおそれのあるものの持込みは禁止し、その旨を表示すること。		10	2	8	(2) マスク・ライター等、火炎のおそれのあるものの持込みは禁止し、その旨を表示すること。			
10	2	8	3	(3) 液漏、溶断等火災又はアークを使用する作業を行わないこと。		10	2	8	(3) 液漏、溶断等火災又はアークを使用する作業を行わないこと。			
10	2	9	9.	高圧室の清潔		10	2	9	9. 高圧室の清潔			
10	2	9	0	1) 高圧室の清潔は、作業員1人について、45m以上確保できるように計画すること。	高圧則2	10	2	9	1) 高圧室の清潔は、作業員1人について、45m以上確保できるように計画すること。	高圧則2		
10	2	10	1	10. 作業の停止		10	2	9	10. 作業の停止			
10	2	10	1	(1) 送氣装置の故障、出水等、他の障害により高圧室内作業員に危険又は被災するおそれがあるときは、高圧室内作業員を退避、迂回シールド等の部屋へ退避させること。	高圧則23	10	2	10	(1) 送氣装置の故障、出水等、他の障害により高圧室内作業員に危険又は被災するおそれがあるときは、高圧室内作業員を退避、迂回シールド等の部屋へ退避させること。	高圧則23		
10	2	10	2	(2) 故事により高圧室内作業員を外れに退避されたときは、送風部の支管等による異常な下部の送風及び送風の状態、部材の支管等についてなるべく正確に確認した後でなければ、内部を占據する者等を避離、迂回シールド等に入れないこと。		10	2	10	(2) 故事により高圧室内作業員を外れに退避されたときは、送風部の支管等による異常な下部の送風及び送風の状態、部材の支管等についてなるべく正確に確認した後でなければ、内部を占據する者等を避離、迂回シールド等に入れないこと。			
10	2	11	1.1. 先端作業		高圧則25	10	2	11	1.1. 先端作業			
10	2	11	0	1) 作業室内において先端を行つたときは、作業室内の空気が、先端の空気によって充満するまで、高圧室内作業員を入室させないこと。		10	2	11	1) 作業室内において先端を行つたときは、作業室内の空気が、先端の空気によって充満するまで、高圧室内作業員を入室させないこと。	高圧則25		
10	3	0	第3部 取扱		10	3	1	1. 送気装置				
10	3	1	1) 伸管、導管等による送風の異常に対し対処するうえ、送風のコンプレッサを用いること。(予備のコンプレッサは他の系統のもの)を使用すること。		10	3	1	(1) 伸管、導管等による送風の異常に対し対処するうえ、送風のコンプレッサを用いること。(予備のコンプレッサは他の系統のもの)を使用すること。				
10	3	1	(2) 作業室及び隔壁室への圧送気並びに冷却装置を通して送風する送風装置が正常に上部を構成する。隔壁室にのみやかに知らせるべき事項を記載すること。	高圧則1の2	10	3	1	(2) 作業室及び隔壁室への圧送気並びに冷却装置を通して送風した空気温度が正常に上部を構成する。隔壁室にのみやかに知らせるべき事項を記載すること。	高圧則1の2			
10	3	1	(3) 自己充圧式送風装置の調節装置を取り付け、作業室内の気圧調節を行ふうこと。		10	3	1	(3) 自己充圧式送風装置の調節装置を取り付け、作業室内の気圧調節を行ふうこと。				

令和3年3月版				改訂(差)				改訂理由	
章	節	項	文	適用基準等	章	節	項	文	適用基準等
10	3	1	(4) 送気孔、送排気孔、空気流通管、空気洗浄装置等は常に点滅しないよう保管理しておくこと。	高圧則22	10	3	1	(4) 送排気孔、送排気孔、空気流通管、空気洗浄装置等は常に点滅しないよう保管理しておくこと。	高圧則22
10	3	2	2. 気密性		10	3	2	2. 気密性	
10	3	2	(1) 空調は、原則として人用気密（マンロック）と材料用気密（マテリアルロック）を独立して設置し、常時使用できるよう点検管理を行うこと。		10	3	2	(1) 空調は、原則として人用気密（マンロック）と材料用気密（マテリアルロック）を独立して設置し、常時使用できるよう点検管理を行うこと。	
10	3	2	2. 潜在において、気密は、原則として水面上にあるようにシャットの越えて行うこと。		10	3	2	(2) 潜在において、気密は、原則として水面上にあるようにシャットの越えて行うこと。	
10	3	2	(3) 気密の床面積及び床高は、和室又は洋室を有する居住室内住戸者1人について、それ以下の0.3m以上及び0.6m以上とすること。	高圧則3	10	3	2	(3) 気密の床面積及び床高は、和室又は洋室を有する居住室内住戸者1人について、それ以下の0.3m以上及び0.6m以上とすること。	高圧則3
10	3	2	(4) 圧力0.1Pa以上の気圧下に使用する気密窓には、自己記録圧力を設えること。	高圧則7	10	3	2	(4) 圧力0.1Pa以上の気圧下に使用する気密窓には、自己記録圧力を設えること。	高圧則7
10	3	2	(5) 気密の床面積の範囲は20ルーフィング以上とし、気密室内の温度が10℃以下の場合には、適当な保温用具を設けること。また、気密室内には椅子その他の休息用具を設けること。	高圧則20	10	3	2	(5) 気密の床面積の範囲は20ルーフィング以上とし、気密室内の温度が10℃以下の場合には、適当な保温用具を設けること。また、気密室内には椅子その他の休息用具を設けること。	高圧則20
10	3	2	5. 水槽		10	3	3	3. 両住室	
10	3	3	(1) ハスビターロック（両住室）を用意し、常時使用できる状態にしておくこと。	高圧則42	10	3	3	(1) ハスビターロック（両住室）を用意し、常時使用できる状態にしておくこと。	高圧則42
10	3	3	(2) 両住室は、法令で定める構造規格に合致したもので、送・送気装置、外部との連絡装置、壁面設置及び消火設備などを充実したるものであること。		10	3	3	(2) 両住室は、法令で定める構造規格に合致したもので、送・送気装置、外部との連絡装置、壁面設置及び消火設備などを充実したるものであること。	
10	3	4	4. 狐糞防除		10	3	4	5. 作業室	
10	3	4	(1) 有毒ガス及び酸素及び空気による事故を防止するため、換気の漏れ及びそれへの対策として必要な措置を講じること。	高圧則17	10	3	4	(1) 有毒ガス及び酸素及び空気による事故を防止するため、換気の漏れ及びそれへの対策として必要な措置を講じること。	高圧則17
10	3	4	(2) 作業室および二重窓の前の開閉装置、窓または遮断ガラスの分室は、作業室内作業員の健康衛生を守るために、熱帯は18Pa以上150Pa以下（ただし、二重窓の場合は、内側の窓は18Pa以上150Pa以下、外側の窓は400Pa以上450Pa以下）、寒帯は10Pa以上50Pa以下となるように換気その他の必要な措置を講じること。	高圧則15	10	3	4	(2) 作業室および二重窓の前の開閉装置に合致したもので、送・送気装置、外部との連絡装置、壁面設置及び消火設備などを充実したものであること。	高圧則15
10	3	5	5. 作業室		10	3	5	6. 遠隔設置	
10	3	5	(1) 作業室及び二重窓内に十分な換気を行ふこと。		10	3	5	(1) 作業室及び二重窓内に十分な換気を行ふこと。	
10	3	5	(2) 作業室、シャフト及び気密窓には、停電による真空事象時の逃生に備え、遮断絶縁が確認できる非常灯を設置すること。		10	3	5	(2) 作業室、シャフト及び気密窓には、停電による真空事象時の逃生に備え、遮断絶縁が確認できる非常灯を設置すること。	
10	3	5	(3) 作業室内において電動式の遮断・隔離装置を使用する場合は、電動遮断器の運転により電気の遮断を防止するため、必要な措置を講じること。		10	3	5	(3) 作業室内において電動式の遮断・隔離装置を使用する場合に、電動遮断器の運転により電気の遮断を防止するため、必要な措置を講じること。	
10	3	5	(4) 作業室内において電気換気扇を使用する場合は、扇内遮断器の運転により換気扇による漏洩がないように、適切な措置を講じること。		10	3	5	(4) 作業室内において電気換気扇を使用する場合は、扇内遮断器の運転により換気扇による漏洩がないように、適切な措置を講じること。	
10	3	6	6. 遠隔設置		10	3	6	7. 電力遮断	
10	3	6	(1) 作業室及び二重窓と外部との通路設置を必ず設けること。	高圧則21	10	3	6	(1) 作業室及び二重窓と外部との通路設置を必ず設けること。	高圧則21
10	3	6	(2) 独立した2系統の設置すること。		10	3	6	(2) 独立した2系統の設置すること。	
10	3	6	(3) 遠隔配線は、専用回路とすること。		10	3	7	(1) 遠隔配線は、専用回路とすること。	高圧則25の2
10	3	7	7. 電力遮断		10	3	7	(2) 遠隔配線は、専用回路とすること。	高圧則25の2
10	3	7	(1) 遠隔配線は、専用回路とすること。		10	3	7	(1) 遠隔配線は、専用回路とすること。	
10	3	7	(2) 遠隔の外の器具との間に、異なる系組から対応するか又は、専用遮断を設けること。（切り替え遮断にあたっては、自動的に行える装置とする。）		10	3	7	(2) 遠隔の外の器具との間に、異なる系組から対応するか又は、専用遮断を設けること。（切り替え遮断にあたっては、自動的に行える装置とする。）	
10	3	7	(3) 引き込み用主回路開閉、分岐回路開閉、及び遮断は遮断として任せられないで直営所に譲ること。		10	3	7	(3) 引き込み用主回路開閉、分岐回路開閉、及び遮断は遮断として任せられないで直営所に譲ること。	
10	3	7	(4) 遠隔電動遮断及び移動用遮断は、必ず遮断防止用端子接続を施すこと。		10	3	7	(4) 遠隔電動遮断及び移動用遮断は、必ず遮断防止用端子接続を施すこと。	
10	3	7	(5) 遠隔用電動遮断及び移動用遮断は、必ず遮断防止用端子接続を施すこと。		10	3	7	(5) 遠隔用電動遮断及び移動用遮断は、必ず遮断防止用端子接続を施すこと。	
10	3	7	(6) 遠隔室内で使用する遮断装置は、遮断として接地線を用い、雨蓋において接地工事を行うこと。		10	3	7	(6) 遠隔室内で使用する電動遮断の場合は、遮断として接地線を用い、雨蓋において接地工事を行うこと。	
10	3	8	8. 漏火設置		10	3	8	8. 漏火設置	
10	3	8	0. 1. 住戸工事場場所には、消防栓を設けること。		10	3	8	0. 1. 住戸工事場場所には、消防栓を設けること。	
10	4	1	4. 防火工事		10	4	1	5. 防火工事	
10	4	1	（1）工事のうちともない端の地表面、雨落溝等施設に穴を開けたままをしたことを、必要に応じて適切な封締を講じること。		10	4	1	（1）工事のうちともない端の地表面、雨落溝等施設に穴を開けたままをしたことを、必要に応じて適切な封締を講じること。	
10	4	2	2. 可燃性ガスの濃度測定		10	4	2	2. 可燃性ガスの濃度測定	

37/77

令和3年3月版				改訂(差)				改訂理由	
章	節	項	文	適用基準等	章	節	項	文	適用基準等
10	4	2	0. 1. 可燃性ガスが発生するおそれがある場合における対応は、可燃性又は火炎を防止するため、可燃性ガスの測定を測定する旨を掲め、各作業場にて測定を実施する時に、当該可燃性ガスの濃度を測定し、その結果を記録すること。		10	4	2	0. 1. 可燃性ガスが発生するおそれのあるときは、遮光又は火災を防止するため、可燃性ガスの測定を測定する旨を掲め、毎日作業を開始する前に、当該可燃性ガスの濃度を測定し、その結果を記録すること。	高圧則22
10	4	3	3. 壁面取付の仕様		10	4	3	3. 在室換気の仕様	
10	4	3	（1）壁面取付の際は、壁面について走らめた開口部ごとに、作業場に於ける換気の方法を記載するおそれがあると認められるとときに、その他の適切な記載を加えること。また、壁面の開口部の種類を記載するときは、その程度を記載して、それを年間保存すること。	高圧則22	10	4	3	（1）壁面取付の際は、壁面について走らめた開口部ごとに、作業場に於ける換気の方法を記載するおそれがあると認められるとときに、その他の適切な記載を加えること。また、壁面の開口部の種類を記載するときは、その程度を記載して、それを年間保存すること。	高圧則22
10	4	4	4. 作業環境の測定		10	4	4	4. 作業環境の測定	
10	4	4	（1）作業場の空気中のCO濃度を測定すること。		10	4	4	（1）作業場の空気中のCO濃度を測定すること。	
10	4	4	（2）作業場の空気中のCO濃度を測定するときには、当該作業場に於ける換気の方法を記載するおそれのある場合は、その程度を記載して、これを年間保存すること。		10	4	4	（2）作業場の空気中のCO濃度を測定するときには、当該作業場に於ける換気の方法を記載するおそれのある場合は、その程度を記載して、これを年間保存すること。	
10	4	5	5. 清掃度測定		10	4	5	5. 清掃度測定	
10	4	5	（1）清掃度を測定するときは、清掃の方法を記載するおそれがある場合は、清掃度を測定する旨を掲め、各作業場にて清掃度を測定すること。	高圧則24	10	4	5	（1）清掃度を測定するときは、清掃の方法を記載するおそれがある場合は、清掃度を測定する旨を掲め、各作業場にて清掃度を測定すること。	高圧則24
10	5	1	6. ニューマックケーン工事		10	5	1	6. ニューイヤー付替	
10	5	1	（1）刃付イヤー付替の際は、刃付イヤーは十分な支持力を有する不燃のない地盤とすること。		10	5	1	（1）刃付イヤー付替の際は、刃付イヤーは十分な支持力を有する不燃のない地盤とすること。	
10	5	2	7. 遠隔設置		10	5	2	2. 遠隔設置	
10	5	2	（1）作業室及び浴室とケーソン外壁との遠隔には、必ず遮断装置を設けること。	高圧則21	10	5	2	（1）作業室及び浴室とケーソン外壁との遠隔には、必ず遮断装置を設けること。	高圧則21
10	5	2	（2）廊下の深さが50cmを超えるときは、作業を行なう箇所と外部との遮断のため電話、電気等の設置を設けること。	安南則377	10	5	2	（2）廊下の深さが50cmを超えるときは、作業を行なう箇所と外部との遮断のため電話、電気等の設置を設けること。	安南則377
10	5	3	8. 電気遮断装置		10	5	3	3. 電気遮断装置及び遮断回路	
10	5	3	（1）電気遮断装置を設けるときは、電気遮断装置は、必ず遮断装置を設けること。		10	5	3	（1）電気遮断装置及び遮断回路は、必ず遮断装置を設けること。	
10	5	3	（2）遮断回路の長さが50mを超えるときは、遮断装置を設けること。		10	5	3	（2）遮断回路の長さが50mを超えるときは、遮断装置を設けること。	
10	5	4	9. 電気遮断装置		10	5	4	4. 電気遮断装置	
10	5	4	（1）電気遮断装置を設けるときは、電気遮断装置は、必ず遮断装置を設けること。		10	5	4	（1）電気遮断装置を設けるときは、電気遮断装置は、必ず遮断装置を設けること。	
10	5	4	（2）遮断装置は、遮断装置の運転により遮断装置を設けること。		10	5	4	（2）遮断装置は、遮断装置の運転により遮断装置を設けること。	
10	5	5	10. 作業場内での作業		10	5	5	5. 電気遮断装置	
10	5	5	（1）作業場内での作業については、常に方法、順序等	安南法25	10	5	5	（1）作業場内での作業については、常に方法、順序等	安南法25
10	5	5	（2）作業場内での作業は、必ず遮断装置を設けること。		10	5	5	（2）作業場内での作業は、必ず遮断装置を設けること。	
10	5	6	11. 作業場内での作業		10	5	6	6. 遠隔操作	
10	5	6	（1）作業場内での作業は、必ず遮断装置を設けること。		10	5	6	（1）作業場内での作業は、必ず遮断装置を設けること。	
10	5	6	（2）作業場内での作業は、必ず遮断装置を設けること。		10	5	6	（2）作業場内での作業は、必ず遮断装置を設けること。	
10	5	7	12. 遠隔操作		10	5	7	7. 遠隔操作	
10	5	7	（1）止むを得ない場合を除いて、遠隔工場にて止むを得ないことを。		10	5	7	（1）止むを得ない場合を除いて、遠隔工場にて止むを得ないことを。	
10	5	7	（2）遮断装置の排出、資材の搬入等は相互に信号を確認してから行なうこと。		10	5	7	（2）遮断装置の排出、資材の搬入等は相互に信号を確認してから行なうこと。	
10	5	8	13. 遠隔操作		10	5	8	8. 遠隔操作	
10	5	8	（1）遮断装置の排出、資材の搬入等は相互に信号を確認したうえで行なうこと。		10	5	8	（1）遮断装置の排出、資材の搬入等は相互に信号を確認したうえで行なうこと。	
10	5	8	（2）遮断装置は、シャフトの中心より外側へ小剣みに絶り込み、刃口下方50cm以上離さないこと。		10	5	8	（2）遮断装置は、シャフトの中心より外側へ小剣みに絶り込み、刃口下方50cm以上離さないこと。	
10	5	8	（3）遮断装置にて遮断を下さざる場合には、作業員を必ず外側へ退避させること。		10	5	8	（3）遮断装置にて遮断を下さざる場合には、作業員を必ず外側へ退避させること。	
10	5	8	（4）刃口の上部、下部は常に直角し、鋼筋が円滑に行われるようにしておくこと。		10	5	4	（4）刃口の上部、下部は常に直角し、鋼筋が円滑に行われるようにしておくこと。	
10	5	8	（5）刃口の上部、下部は常に直角し、不規則のまま使用しないこと。		10	5	4	（5）刃口の上部、下部は常に直角し、不規則のまま使用しないこと。	
10	5	9	14. 遠隔操作		10	5	9	15. 遠隔操作	
10	5	9	（1）作業員が安全を保証するための技術を設けること。	安南則377	10	5	9	（1）作業員が安全を保証するための技術を設けること。	安南則377
10	5	9	（2）作業員が安全を保証するための技術を設けること。		10	5	9	（2）作業員が安全を保証するための技術を設けること。	
10	5	9	（3）作業員が安全を保証するための技術を設けること。		10	5	9	（3）作業員が安全を保証するための技術を設けること。	
11	1	15. 第1章 鉄筋打ち工事			11	1	15. 第1章 鉄筋打ち工事		
11	1	16. 第1章 一般基礎			11	1	16. 第1章 一般基礎		
11	1	17. 通用			11	1	17. 通用		

令和3年3月版				改訂(実)				改訂理由	
章	節	項	本文	適用基準等	章	節	項	本文	適用基準等
II	I	1	0	1	0	1	0	1	0
II	I	1	0	2	0	1	0	2	0
II	I	2	0	1	0	2	0	1	0
II	I	3	0	3	0	3	0	3	0
II	I	4	0	4	0	4	0	4	0
II	I	5	1	5	1	5	1	5	1
II	I	6	0	6	0	6	0	6	0
II	I	7	0	7	0	7	0	7	0
II	I	8	0	8	0	8	0	8	0
II	I	9	0	9	0	9	0	9	0
II	I	10	0	10	0	10	0	10	0
II	I	11	0	11	0	11	0	11	0
II	I	12	0	12	0	12	0	12	0
II	I	13	0	13	0	13	0	13	0
II	I	14	0	14	0	14	0	14	0
II	I	15	0	15	0	15	0	15	0
II	I	16	0	16	0	16	0	16	0
II	I	17	0	17	0	17	0	17	0
II	I	18	0	18	0	18	0	18	0
II	I	19	0	19	0	19	0	19	0
II	I	20	0	20	0	20	0	20	0
II	I	21	0	21	0	21	0	21	0
II	I	22	0	22	0	22	0	22	0
II	I	23	0	23	0	23	0	23	0
II	I	24	0	24	0	24	0	24	0
II	I	25	0	25	0	25	0	25	0
II	I	26	0	26	0	26	0	26	0
II	I	27	0	27	0	27	0	27	0
II	I	28	0	28	0	28	0	28	0
II	I	29	0	29	0	29	0	29	0
II	I	30	0	30	0	30	0	30	0
II	I	31	0	31	0	31	0	31	0
II	I	32	0	32	0	32	0	32	0
II	I	33	0	33	0	33	0	33	0
II	I	34	0	34	0	34	0	34	0
II	I	35	0	35	0	35	0	35	0
II	I	36	0	36	0	36	0	36	0
II	I	37	0	37	0	37	0	37	0
II	I	38	0	38	0	38	0	38	0
II	I	39	0	39	0	39	0	39	0
II	I	40	0	40	0	40	0	40	0
II	I	41	0	41	0	41	0	41	0
II	I	42	0	42	0	42	0	42	0
II	I	43	0	43	0	43	0	43	0
II	I	44	0	44	0	44	0	44	0
II	I	45	0	45	0	45	0	45	0
II	I	46	0	46	0	46	0	46	0
II	I	47	0	47	0	47	0	47	0
II	I	48	0	48	0	48	0	48	0
II	I	49	0	49	0	49	0	49	0
II	I	50	0	50	0	50	0	50	0
II	I	51	0	51	0	51	0	51	0
II	I	52	0	52	0	52	0	52	0
II	I	53	0	53	0	53	0	53	0
II	I	54	0	54	0	54	0	54	0
II	I	55	0	55	0	55	0	55	0
II	I	56	0	56	0	56	0	56	0
II	I	57	0	57	0	57	0	57	0
II	I	58	0	58	0	58	0	58	0
II	I	59	0	59	0	59	0	59	0
II	I	60	0	60	0	60	0	60	0
II	I	61	0	61	0	61	0	61	0
II	I	62	0	62	0	62	0	62	0
II	I	63	0	63	0	63	0	63	0
II	I	64	0	64	0	64	0	64	0
II	I	65	0	65	0	65	0	65	0
II	I	66	0	66	0	66	0	66	0
II	I	67	0	67	0	67	0	67	0
II	I	68	0	68	0	68	0	68	0
II	I	69	0	69	0	69	0	69	0
II	I	70	0	70	0	70	0	70	0
II	I	71	0	71	0	71	0	71	0
II	I	72	0	72	0	72	0	72	0
II	I	73	0	73	0	73	0	73	0
II	I	74	0	74	0	74	0	74	0
II	I	75	0	75	0	75	0	75	0
II	I	76	0	76	0	76	0	76	0
II	I	77	0	77	0	77	0	77	0
II	I	78	0	78	0	78	0	78	0
II	I	79	0	79	0	79	0	79	0
II	I	80	0	80	0	80	0	80	0
II	I	81	0	81	0	81	0	81	0
II	I	82	0	82	0	82	0	82	0
II	I	83	0	83	0	83	0	83	0
II	I	84	0	84	0	84	0	84	0
II	I	85	0	85	0	85	0	85	0
II	I	86	0	86	0	86	0	86	0
II	I	87	0	87	0	87	0	87	0
II	I	88	0	88	0	88	0	88	0
II	I	89	0	89	0	89	0	89	0
II	I	90	0	90	0	90	0	90	0
II	I	91	0	91	0	91	0	91	0
II	I	92	0	92	0	92	0	92	0
II	I	93	0	93	0	93	0	93	0
II	I	94	0	94	0	94	0	94	0
II	I	95	0	95	0	95	0	95	0
II	I	96	0	96	0	96	0	96	0
II	I	97	0	97	0	97	0	97	0
II	I	98	0	98	0	98	0	98	0
II	I	99	0	99	0	99	0	99	0
II	I	100	0	100	0	100	0	100	0
II	I	101	0	101	0	101	0	101	0
II	I	102	0	102	0	102	0	102	0
II	I	103	0	103	0	103	0	103	0
II	I	104	0	104	0	104	0	104	0
II	I	105	0	105	0	105	0	105	0
II	I	106	0	106	0	106	0	106	0
II	I	107	0	107	0	107	0	107	0
II	I	108	0	108	0	108	0	108	0
II	I	109	0	109	0	109	0	109	0
II	I	110	0	110	0	110	0	110	0
II	I	111	0	111	0	111	0	111	0
II	I	112	0	112	0	112	0	112	0
II	I	113	0	113	0	113	0	113	0
II	I	114	0	114	0	114	0	114	0
II	I	115	0	115	0	115	0	115	0
II	I	116	0	116	0	116	0	116	0
II	I	117	0	117	0	117	0	117	0
II	I	118	0	118	0	118	0	118	0
II	I	119	0	119	0	119	0	119	0
II	I	120	0	120	0	120	0	120	0
II	I	121	0	121	0	121	0	121	0
II	I	122	0	122	0	122	0	122	0
II	I	123	0	123	0	123	0	123	0
II	I	124	0	124	0	124	0	124	0
II	I	125	0	125	0	125	0	125	0
II	I	126	0	126	0	126	0	126	0
II	I	127	0	127	0	127	0	127	0
II	I	128	0	128	0	128	0	128	0
II	I	129	0	129	0	129	0	129	0
II	I	130	0	130	0	130	0	130	0
II	I	131	0	131	0	131	0	131	0
II	I	132	0	132	0	132	0	132	0
II	I	133	0	133	0	133	0	133	0
II	I	134	0	134	0	134	0	134	0
II	I	135	0	135	0	135	0	135	0
II	I	136	0	136	0	136	0	136	0
II	I	137	0	137	0	137	0	137	0
II	I	138	0	138	0	138	0	138	0
II	I	139	0	139	0	139	0	139	0
II	I	140	0	140	0	140	0	140	0
II	I	141	0	141	0	141	0	141	0
II	I	142	0	142	0	142	0	142	0
II	I	143	0	143	0	143	0	143	0
II	I	144	0	144	0	144	0	144	0
II	I	145	0	145	0	145	0	145	0
II	I	146	0	146	0	146	0	146	0
II	I	147	0	147	0	147	0	147	0
II	I	148	0	148	0	148	0	148	0
II	I	149	0	149	0	149	0	149	0
II	I	150	0	150	0	150	0	150	0
II	I	151	0	151	0	151	0	151	0
II	I	152	0	152	0	152	0	152	0
II	I	153	0	153	0	153	0	153	0
II	I	154	0	154	0	154	0	154	0
II	I	155	0	155	0	155	0	155	0
II	I	1							

令和3年3月版							改訂（未）				改訂（未）					
基	範	項	文	本文			適用基準等		基	範	項	改訂（未）			適用基準等	
				事	題	項	規	則				規	則	規	則	
12	1	7	2	(2) 道路方法を統括のうえ、道場場所・道場施設等の確保を図るとともに、常に効率化を図るうえ、整備を行なううえ、運送距離・支障が生じる場合はより効率的、はしごごとの施設を設けること。	安全部575の15	12	1	7	2	(2) 道路方法を統括のうえ、道場場所・道場施設等の確保を図るとともに、常に効率化を図るうえ、整備を行なうこと、運送距離・支障が生じる場合はより効率的、はしごごとの施設を設けること。	安全部575の15	・適用基準等の表示位置を修正				
12	1	7	3	(3) 「土石流の対策をおそれのある工事実施」での工事であることを並びに要請段階、審査段階について、その設置場所、目的、使用方法を工事申請時に開示すること。	安全部575の14.15	12	1	7	3	(3) 「土石流の対策をおそれのある工事実施」での工事であることを並びに要請段階、審査段階について、その設置場所、目的、使用方法を工事申請時に開示すること。	安全部575の14.15	・適用基準等の表示位置を修正				
12	1	7	4	(4) 現場の防護面を把握するとともに、必要な情報の収集体制・その他の適切方法で立案しておきこと。なる程、費用においては現場の防護面を把握するとともに、必要な情報の収集体制・その他の適切方法で立案しておきこと。	安全部575の11	12	1	7	4	(4) 現場の防護面を把握するとともに、必要な情報の収集体制・その他の適切方法で立案しておきこと。なる程、費用においては現場の防護面を把握するとともに、必要な情報の収集体制・その他の適切方法で立案しておきこと。	安全部575の11	・適用基準等の表示位置を修正				
12	1	7	5	(5) 基本の施設所置に適して現場は、必要にして、上流の監視を行い、工事場に土石流が到達するよう、運送距離及び通勤時間等を考慮して施工隊員が現場へ向むかること。	安全部575の12	12	1	7	5	(5) 基本の施設所置に適して現場は、必要にして、上流の監視を行い、工事場に土石流が到達する前まで到達できるよう、運送距離及び通勤時間等を考慮して施工隊員が現場へ向むかること。	安全部575の12	・適用基準等の表示位置を修正				
12	1	7	6	(6) 施設又は土石流の弱点箇所を把握した場合は、気象条件等に応じて、上流の監視、作業中止、避難等、必要な措置をとること。		12	1	7	6	(6) 施設又は土石流の弱点箇所を把握した場合は、気象条件等に応じて、上流の監視、作業中止、避難等、必要な措置をとること。	安全部575の11	・適用基準等の表示位置を修正				
12	1	7	7	(7) 道路の基本原則に適して場合又は、地盤があつたことによって土石流の弱点のおそれのある場合には、直ちに作業を中止する旨の指示を下す。また、現場の防護面を把握するため、現場の施設所置に適切性があると判断した場合は、土石流に到達する可能性に内立ならうやう作業員に周知すること。		12	1	7	7	(7) 道路の基本原則に適して場合又は、地盤があつたことによって土石流の弱点のおそれのある場合には、直ちに作業を中止する旨の指示を下す。また、現場の防護面を把握するため、現場の施設所置に適切性があると判断した場合は、土石流に到達する可能性に内立ならうやう作業員に周知すること。						
12	1	7	8	(8) 作業の中止命令を解除した後の工事再開に当たっては、工事中の安全に支障となるような状況の確認がないか確認し、必要に応じて土石流の法の見直し等を行うこと。		12	1	7	8	(8) 作業の中止命令を解除した後の工事再開に当たっては、工事中の安全に支障となるような状況の確認がないか確認し、必要に応じて土石流の法の見直し等を行うこと。						
12	1	7	9	(9) 工事の進捗に応じて、工事範囲、施工方法等変更することを認証し、連絡体制、連絡手順等の直しを行うこと。		12	1	7	9	(9) 工事の進捗に応じて、工事範囲、施工方法等変更することを認証し、連絡体制、連絡手順等の直しを行うこと。						
12	1	7	10	(10) 工事現場に係る荷物（荷物箱、草薙、斧、清水の満りや濁量の状況）、斧等に特に留意しておこなうこと。	安全部575の9	12	1	7	10	(10) 工事現場に係る荷物（荷物箱、草薙、斧、清水の満りや濁量の状況）を斧等に特に留意しておこなうこと。	安全部575の9					
12	1	7	11	(11) 土石流に関する教育や研修、通運訓練等を実施すること。 なお、通運訓練は工事場に後送する毎回、その後5ヶ月以内に1回行い、その結果を記録したものを3年間保存すること。	安全部575の16	12	1	7	11	(11) 土石流に関する教育や研修、通運訓練等を実施すること。 なお、通運訓練は工事場に後送する毎回、その後5ヶ月以内に1回行い、その結果を記録したものを3年間保存すること。	安全部575の16					
13	1	第13章 道路工事				13	1	第1章 道路工事				13	1	第1章 道路工事		
13	1	第1節 一般事項				13	1	第1節 一般事項				13	1	第1節 一般事項		
13	1	1	1	1. 通用		13	1	1	1	1. 通用		13	1	1	1. 通用	
13	1	1	0	1. 本部は主に、現道上で行う舗装工事、道路維持修繕工事に適用する。		13	1	1	0	1. 本部は主に、現道上で行う舗装工事、道路維持修繕工事に適用する。		13	1	1	0	1. 本部は主に、現道上で行う舗装工事、道路維持修繕工事に適用する。
13	1	2	0	2. 工事内容の把握		13	1	2	0	2. 工事内容の把握		13	1	2	0	2. 工事内容の把握
13	1	2	0	3. 基本原則における施工事項		13	1	2	0	3. 基本原則における施工事項		13	1	3	0	3. 基本原則における施工事項
13	1	3	0	4. 施設の運営に関する事項		13	1	3	0	4. 施設の運営に関する事項		13	1	4	0	4. 施設の運営に関する事項
13	1	4	0	5. 施設の安全及公衆災害防止を確保するため、以下の事項について留意する。		13	1	4	0	5. 施設の安全及公衆災害防止を確保するため、以下の事項について留意する。		13	1	4	0	5. 施設の安全及公衆災害防止を確保するため、以下の事項について留意する。
13	1	4	0	6. 施設の交通事故、通過、バス路線、地下鉄、地下街への出入り口、迂回路等への影響		13	1	4	0	6. 施設の交通事故、通過、バス路線、地下鉄、地下街への出入り口、迂回路等への影響		13	1	4	0	6. 施設の交通事故、通過、バス路線、地下鉄、地下街への出入り口、迂回路等への影響
13	1	4	0	7. 建築（駐車場、重複、停、ごみほこり、学校、病院、商店、住宅に見える形態等）への影響		13	1	4	0	7. 建築（駐車場、重複、停、ごみほこり、学校、病院、商店、住宅に見える形態等）への影響		13	1	4	0	7. 建築（駐車場、重複、停、ごみほこり、学校、病院、商店、住宅に見える形態等）への影響
13	1	4	0	8. 進入道路（緑島、正面の狭度、隣家の有無、交通量、交通事故の管理等）		13	1	4	0	8. 進入道路（緑島、正面の狭度、隣家の有無、交通量、交通事故の管理等）		13	1	4	0	8. 進入道路（緑島、正面の狭度、隣家の有無、交通量、交通事故の管理等）
13	1	4	0	9. 施設利用の場所（外部及び現場よりの出入り口の交通量、施設の管理等）		13	1	4	0	9. 施設利用の場所（外部及び現場よりの出入り口の交通量、施設の管理等）		13	1	5	0	5. 第2章
13	1	5	0	1. 施設の運営（第1章第4節、第5節）によること。		13	1	5	0	1. 施設の運営（第1章第4節、第5節）によること。		13	1	5	0	1. 施設の運営（第1章第4節、第5節）によること。
13	1	5	0	2. 施設の交通事故、通過、バス路線、地下鉄、地下街への出入り口、迂回路等への影響		13	1	6	0	2. 施設の交通事故、通過、バス路線、地下鉄、地下街への出入り口、迂回路等への影響		13	1	6	0	2. 施設の交通事故、通過、バス路線、地下鉄、地下街への出入り口、迂回路等への影響
13	1	5	0	3. 施設工事における施設管理		13	1	6	0	3. 施設工事における施設管理		13	1	6	0	3. 施設工事における施設管理
13	1	6	1	(1) 施設の運営、第5節によること。		13	1	6	1	(1) 施設の運営、第5節によること。		13	1	6	1	(1) 施設の運営、第5節によること。
13	1	6	2	(2) 道路工事は一般的な対応として工事が行われることが多いもので、その際の作業場所には必ず交通安全責任者、保安員を配置し、現場内の安全を図ることとともに、車両の既定責任者に事故防止に立ちたること。		13	1	6	2	(2) 道路工事は一般的な対応として工事が行われることが多いもので、その際の作業場所には必ず交通安全責任者、保安員を配置し、現場内の安全を図ることとともに、車両の既定責任者に事故防止に立ちたること。		13	1	6	2	(2) 道路工事は一般的な対応として工事が行われることが多いもので、その際の作業場所には必ず交通安全責任者、保安員を配置し、現場内の安全を図ることとともに、車両の既定責任者に事故防止に立ちたること。
13	1	6	3	(3) 路肩の運営の運営においては、歩行者及び巡回車両に対する安全を考慮するなどして工事を行なうこと。		13	1	6	3	(3) 路肩の運営の運営においては、歩行者及び巡回車両に対する安全を考慮するなどして工事を行なうこと。		13	1	6	3	(3) 路肩の運営の運営においては、歩行者及び巡回車両に対する安全を考慮するなどして工事を行なうこと。

令和3年3月版									
規則番号	規則名	改訂(本)					改訂理由		
		規則番号	規則名	規則番号	規則名	規則番号			
13 1 6 4	(4) 工事施工前に工事内面積を算出し、一般通行車両及び歩行者に對して広報を十分に行うこと。	適用基準等 国土技術研究開発機構・国土技術研究開発機構 第18条第3項 (H18.3.31) 国土技術第34号・国土 技術第35号・国土 技術第36号・国土 技術第37号 国土技術第205号 (H18.3.31)	13 1 6 4	(4) 工事施工前に工事内面積を算出し、一般通行車両及び歩行者に對して広報を十分に行うこと。	適用基準等 国土技術第37号・国土 技術第205号 (H18.3.31) 国土技術第34号・国土 技術第35号・国土 技術第36号・国土 技術第37号 (H18.3.31) 国土工事規制における工事内面積を算出し 工事説明を行ふこと。	13 1 6 4	・適用基準等の適用各特種仕様の修正 仕様表示位置については、紙面の都合上13-1-6-3-13-1-7-1 にて記すが適用を要するにより判定基底は明確であり、算替範囲 した。		
13 1 7	7. 監視及び許可	13 1 7	7. 監視及び許可	13 1 7	7. 監視及び許可	13 1 7			
13 1 7 0	施工にあたっては、道路管理者、監視、隣接権利者との十分な協議にあたっては、必要に応じて、許可を受けたうえで安全に配達しうること。	13 1 7 0 1	施工にあたっては、道路管理者、監視、隣接権利者との十分な協議にあたっては、必要に応じて、許可を受けたうえで安全に配達しうること。	13 1 7 0 1	施工にあたっては、道路管理者、監視、隣接権利者との十分な協議にあたっては、必要に応じて、許可を受けたうえで安全に配達しうること。	13 1 7 0 1			
13 2	第2章 交通保安施設	13 2	第2章 交通保安施設	13 2	第2章 交通保安施設	13 2			
13 2 1	1. 道路標識	13 2 1	1. 道路標識	13 2 1	1. 道路標識	13 2 1			
13 2 1 1	(1) 工事による又は渋滞及び渋滞の防止、歩行者の安全を保証するため、事前に道路状況を把握し、交通の処理方法について検討すること。	公災防(土)23 国土技術第27号・国土 技術第205号 (H18.3.31) 国土技術第33号・国土 技術第34号・国土 技術第35号 国土技術第205号 (H18.3.31) 「道路工事共安監修 基準書」(第3回) (H18.3.31)「道路工事 監修要領」(第3回) 国土技術第205号 (H18.3.31)「道路工事 監修要領」(第3回) 国土技術第205号 (H18.3.31)「道路工事 監修要領」(第3回)	13 2 1 1	(1) 工事による又は渋滞及び渋滞の防止、歩行者の安全を保証するため、事前に道路状況を把握し、交通の処理方法について検討すること。	公災防(土)23 国土技術第27号・国土 技術第205号 (H18.3.31) 国土技術第33号・国土 技術第34号 国土技術第205号 (H18.3.31) 「道路工事共安監修 基準書」(第3回) (H18.3.31)「道路工事 監修要領」(第3回) 国土技術第205号 (H18.3.31)「道路工事 監修要領」(第3回)	13 2 1 1			
13 2 1 2	(2) 運送管理及び所轄警備署との協調書又は運送使用許可書に基づき、必要な道路標識、表示板等を設置すること。	13 2 1 2	(2) 運送管理及び所轄警備署との協調書又は運送使用許可書に基づき、必要な道路標識、表示板等を設置すること。	13 2 1 2	(2) 運送管理及び所轄警備署との協調書又は運送使用許可書に基づき、必要な道路標識、表示板等を設置すること。	13 2 1 2			
13 2 2	2. 保安灯	13 2 2	2. 保安灯	13 2 2	2. 保安灯	13 2 2			
13 2 2 1	国土技術第37号・国土 技術第205号 (H18.3.31) 国土技術第33号・国土 技術第34号・国土 技術第35号 公災防(土)24	13 2 2 1	(1) 施工区間の場合は道路上又は通路に掛ける部分に反対した側面に沿って、高さ1.8メートルのもので距離150メートル前方から認識できる光路を有する保安灯を設置すること。	13 2 2 1	(1) 施工区間の場合は道路上又は通路に掛ける部分に反対した側面に沿って、高さ1.8メートルのもので距離150メートル前方から認識できる光路を有する保安灯を設置すること。	13 2 2 1			
13 2 2 2	(2) 保安灯の設置間隔は、交通量に對する部分ではH程度、他の道路に掛ける部分ではH以下とし、直いの角の部分については斜角に設置して設置すること。	13 2 2 2	(2) 保安灯の設置間隔は、交通量に掛ける部分ではH程度、他の道路に掛ける部分ではH以下とし、直いの角の部分については斜角に設置して設置すること。	13 2 2 2	(2) 保安灯の設置間隔は、交通量に掛ける部分ではH程度、他の道路に掛ける部分ではH以下とし、直いの角の部分については斜角に設置して設置すること。	13 2 2 2	・空行を挿入して、本文と適用基準の表示位置を整合		
13 2 3	3. 交通渋滞における交差点	13 2 3	3. 交通渋滞における交差点	13 2 3	3. 交通渋滞における交差点	13 2 3			
13 2 3 1	(1) 誤解の交通事故に對する場所に工事中を示す標識板を設置すること。	国土技術第55号 (S37.12.27) 公災防(土)24	13 2 3 1	(1) 誤解の交通事故に對する場所に工事中を示す標識板を設置すること。	国土技術第55号 (S37.12.27) 公災防(土)24	13 2 3 1	・空行を挿入して、本文と適用基準の表示位置を整合		
13 2 3 2	(2) 街内においては、必要に応じて200メートル前方から認識できる光路を有する保安灯及び赤色又は赤青色爆電灯を標識板の近くに設置すること。	国土技術第55号 (S37.12.27) 公災防(土)24	13 2 3 2	(2) 街内においては、必要に応じて200メートル前方から認識できる光路を有する保安灯及び赤色又は赤青色爆電灯を標識板の近くに設置すること。	国土技術第55号 (S37.12.27) 公災防(土)24	13 2 3 2			
13 2 3 3	(3) 工事手帳は50から500の範囲で中央の表記をやさしく簡略化する場合に限ること。また、之を補助する方法及び範囲等に応じて、更に手帳から工事手帳を設置することについて考慮すること。	公災防(土)24 国土技術第37号・国土 技術第205号 (H18.3.31)	13 2 3 3	(3) 工事手帳は50から500の範囲で中央の表記をやさしく簡略化する場合に限ること。また、之を補助する方法及び範囲等に応じて、更に手帳から工事手帳を設置することについて考慮すること。	公災防(土)24 国土技術第37号・国土 技術第205号 (H18.3.31)	13 2 3 3			
13 2 4	4. 車両通行における交通の統導	13 2 4	4. 車両通行における交通の統導	13 2 4	4. 車両通行における交通の統導	13 2 4			
13 2 4 1	(1) 報導への出入口、規制区間の主要箇所には、必要に応じた交通説明看板を配置し、遮断標識、工事表示板、保安灯、カラーランプ又は矢印板を設置する等、常に交通の流れを組みないようにする。	国土技術第37号・国土 技術第205号 (H18.3.31) 公災防(土)24	13 2 4 1	(1) 報導への出入口、規制区間の主要箇所には、必要に応じた交通説明看板を配置し、遮断標識、工事表示板、保安灯、カラーランプ又は矢印板を設置する等、常に交通の流れを組みないようにする。	国土技術第37号・国土 技術第205号 (H18.3.31) 公災防(土)24	13 2 4 1			
13 2 4 2	(2) 交通説明看板は、進入車両が歩道をもつて方向変換できる位置から設置可能な場所で、保安室設内において設置すること。	国土技術第37号・国土 技術第205号 (H18.3.31) 公災防(土)25	13 2 4 2	(2) 交通説明看板は、進入車両が歩道をもつて方向変換できる位置から設置可能な場所で、保安室設内において設置すること。	国土技術第37号・国土 技術第205号 (H18.3.31) 公災防(土)25	13 2 4 2	・適用基準等の表示位置を移動		
13 2 5	5. 往復	13 2 5	5. 往復	13 2 5	5. 往復	13 2 5	・適用基準等の表示位置を移動		

令和3年3月版				改訂(第1)			
章	節	項	項	章	節	項	適用基準等
第1章	本章	本文	適用基準等	第1章	本章	本文	適用基準等
13	4	2	(2) 設置完了後は本規が発効するまでカラーコーンで囲い、車両のスリップ事故を防止すること。	13	4	4	(2) 既設の施設等は本規が発効するまでカラーコーンで囲い、車両のスリップ事故を防止すること。
13	4	3	(3) 作業員の服装等は、特に目立つものすること。	13	4	4	(3) 作業者の服装等は、特に目立つものすること。
13	4	5	(4) 清掃作業の実施に際しては、作業員が作業主とできるようにする。	13	4	5	(1) ロードスイマー、軽水素等の清掃薬剤には、それらの作業を明示する標識を設け、通行規制や作業を予知できるようにすること。
13	4	5	(2) 作業者はカラーコーンで必ず表示すること。	13	4	5	(2) 作業者はカラーコーンで必ず表示すること。
13	4	5	(3) 清掃機械作業の場合は、駐車場等での作業の障害となる時に注意すること。	13	4	5	(3) 清掃機械作業の場合には、駐車場等の作業の障害となる時に注意すること。
13	4	5	(4) 車両、運送の間の荷役作業にあたっては、車両高さの限界等を遵守するため、低さの嵩石等を除去するなどの対策を講じること。	13	4	5	(4) 車両、運送の間の荷役作業にあたっては、車両高さの限界等を遵守するため、低さの嵩石等を除去するなどの対策を講じること。
13	4	5	(5) 必要箇所での面り面作業は、転落防止のため帆布を使用すること。	13	4	5	(5) 必要箇所での面り面作業は、転落防止のため帆布を使用すること。
13	4	6	(6) 清掃作業用機械を使用するときは、作業員及び道路上の風景を防止するため、ヨリヨリ前方に異物を除去し、機械にも飛石防止の防護装置等を設置すること。	13	4	6	(6) 清掃作業用機械を使用するときは、作業員及び道路上の風景を防止するため、ヨリヨリ前方に異物を除去し、機械にも飛石防止の防護装置等を設置すること。
13	5	第5章	道路陥没	第5章	第5章	道路陥没	
13	5	1	1. 施設作業と連携	13	5	1	1. 施設作業と連携
13	5	1	(1) 大型車両の運送、車両内復縫、荷物荷重表示板を基にした施設作業の実施方法を定めるととも、なるべく施設側の離去等の協力を市民に呼びかけて作業の安全を確保すること。	13	5	1	(1) シーボード、荷物高内復縫、荷物荷重表示板を適切に設置し、荷物作業の障害防止に努めること。なお、隣接施設の離去等の協力を市民に呼びかけて作業の安全を確保すること。
13	5	1	(2) 重荷、高い位置のある施設の荷揚についてでは、作業前の荷揚載査定により、現地提示を怠り、その対策を怠ること、事故防止に努めること。	13	5	1	(2) 重荷、高い位置のある施設の荷揚については、作業前の荷揚載査定により、現地提示を行い、その対策を怠ること、事故防止に努めること。
13	5	1	(3) 施設作業実績者は施設周辺に担当区域の道路状況、地形、地盤、地物等の位置等を踏査するにあたり、車両による試走を十分行うこと。	13	5	1	(3) 施設作業実績者は施設周辺に担当区域の道路状況、地形、地盤、地物等の位置等を踏査するにあたり、車両による試走を十分行うこと。
13	5	1	(4) 施設作業では、道路条件、交通量等によって、交通規制の必要性を生じたため、道路整備と隣接施設との連絡にに基づき、交通規制要員を配置して、安全な運行を確保すること。	13	5	1	(4) 施設作業では、道路条件、交通量等によって、交通規制の必要性を生じたため、道路整備と隣接施設との連絡にに基づき、交通規制要員を配置して、安全な運行を確保すること。
13	5	1	(5) 施設面積圖は作業を示す面積を設け、通行車両が作業を知出来るようになること。	13	5	1	(5) 施設面積圖には作業を示す面積を設け、通行車両が作業を知出来るようになること。
13	5	1	(6) 施設作業の服装は、辨認を考慮して明るい色彩のものとし、表面汚損の場合は、一概に反射テープを貼り付けるものとするなどして、作業員の辨認を図ること。	13	5	1	(6) 施設作業の服装は、辨認を考慮して明るい色彩のものとし、表面汚損の場合は、一概に反射テープを貼り付けるものとするなどして、作業員の辨認を図ること。
13	5	1	(7) 施設作業は、重荷荷物や荷物作業等が作業のもので、施設及び施設の運営を怠ること、運営管理を行うこと、また、過労作業にならないよう適切な交替要員を配置すること。	13	5	1	(7) 施設作業は、重荷荷物や荷物作業等の不適出勤があるので、施設及び施設の運営を怠ること、運営管理を行うこと、また、過労作業にならないよう適切な交替要員を配置すること。
13	5	2	2. 施設作業	13	5	2	2. 施設作業
13	5	2	(1) 2台以上の除雪機が並行して作業を行う場合には、十分確認の通報をとり、各機の防護に努めること。	13	5	2	(1) 2台以上の除雪機が並行して作業を行う場合には、十分確認の通報をとり、各機の防護に努めること。
13	5	2	(2) 施設作業中に荷物等により荷物が運び入れ等が困難な場合に、運送作業者に荷物等に付加料金を支払うこと。	13	5	2	(2) 施設作業中に荷物等により荷物が運び入れ等が困難な場合に、運送作業者に荷物等に付加料金を支払うこと。
13	5	2	(3) 運送作業に際しては、運送業者に十分な注釈を設けること。	13	5	2	(3) 運送作業に際しては、運送業者に十分な注釈を設けること。
13	5	2	(4) 運送業者に際しては、運送業者に十分な注釈を設けること。	13	5	2	(4) 運送業者に際しては、運送業者に十分な注釈を設けること。
13	5	2	(5) 損傷の方向は車両、施設等を避け、必ず安全な荷物搬入場所を選ひながら荷物を運ぶこと。また、運送業者に荷物搬入場所を選ひながら荷物を運ぶこと。運送業者に荷物搬入場所を選ひながら荷物を運ぶこと。運送業者に荷物搬入場所を選ひながら荷物を運ぶこと。	13	5	2	(5) 損傷の方向は車両、施設等を避け、必ず安全な荷物搬入場所を選ひながら荷物を運ぶこと。運送業者に荷物搬入場所を選ひながら荷物を運ぶこと。運送業者に荷物搬入場所を選ひながら荷物を運ぶこと。
13	5	2	(6) サイドワインガムによる段切作業は、側面等に注油し、横すべり等による滑りを防ぐこと。また、その際には、歩行者に十分注意すること。	13	5	2	(6) サイドワインガムによる段切作業は、側面等に注油し、横すべり等による滑りを防ぐこと。また、その際には、歩行者に十分注意すること。
14	1	第1章	橋梁工事(新設工事)	14	1	第1章	橋梁工事(新設工事)
14	1	1	第1節 一般原則	14	1	1	第1節 一般原則
14	1	1	通用	14	1	1	通用
14	1	1	本規は主に、橋梁上部工事新設工事に適用する。既設下部工事、基礎工事、舗装工事等は、本工事新設、各工事新設の間隔等を参照のこと。	14	1	1	本規は主に、橋梁上部工事新設工事に適用する。既設下部工事、基礎工事、舗装工事等は、本工事新設、各工事新設の間隔等を参照のこと。
14	1	2	2. 工事内容の把握	14	1	2	2. 工事内容の把握
14	1	2	第5章第1節及び2節に準ずること。	14	1	2	第5章第1節及び2節に準ずること。

令和3年3月版			改訂(新)			改訂理由		
本文			本文			本文		
章	節	項	章	節	項	章	節	項
第1章	第1節	第1項	第1章	第1節	第1項	第1章	第1節	第1項
14	1	3	3	3	事前検査における安全車両	14	1	3
14	1	3	1	1	(1) 第1回に限ること。	14	1	3
14	1	3	2	2	(2) 工事中に予見される車両、荷物条件の他に、交通状況、環境などの現地状況をくわしく調査すること。	14	1	3
14	1	3	3	3	(3) 供用中の道路止上に一分いして、荷役作業等を行う場合は、その交通状況について事前に十分調査すること。	14	1	3
14	1	3	4	4	(4) 河川部、海岸部、湖沼部においては、水深、貯留量、潮流、渦流等の現地状況を十分に調査すること。	14	1	3
14	1	3	5	5	(5) ブロック作業の場合は、基礎の強度や耐震構造等は十分な地盤力があるかどうか、車両に適しておくこと。	14	1	3
14	1	4	4	4	3. 施工区域における留意事項	14	1	4
14	1	4	1	1	(1) 第1回に限ること。	14	1	4
14	1	4	2	2	(2) 荷役用に用いる板積木及び梁用鋼材については、工事中の安全を確保できるだけの規格と強度を有することを確かめること。	14	1	4
14	1	4	3	3	(3) 作業中ににおける荷役荷の変更性の確認等を行い、確実な作業の計画を立てること。	14	1	4
14	1	4	4	4	(4) 作業にあたっては、当該工法に適した使用鋼材を選定すること。	14	1	4
14	1	4	5	5	(5) 使用中の道路止上における技術的下限作業等を行う場合の交通対策については、道路管理者及び所轄警察署の指示又は協議により必要な措置を講じること。	14	1	4
14	1	4	6	6	(6) 施工時に適した工法、施工工具と異なる方法、順序による場合は、あらためて基礎荷の形状を変形せしめ、荷役用の鋼材等を適切に選定すること。	14	1	4
14	1	5	4. 施工実行段階における留意事項	14	1	5		
14	1	5	1	1	(1) 施工実行段階における管理項目(定位、倒れ、反力など)とその管理基準値とその対応方針、計測基準が管理基準値を超えた場合の対応方針などを事前に計画すること。	14	1	5
14	1	5	2	2	(2) 計測管理項目には、横折、仮設脚材に加え、仮設構造物の基礎部など大きな加圧がかかる地盤の状態についても含めるること。	14	1	5
14	1	5	3	3	(3) 基礎構造物の底面の密合を常に監視体制で監視し、超限の際は直ちに荷役責任者にその情報を届けような体制を整えること。	14	1	5
14	1	6	5. 基礎工事における荷役管理	14	1	6		
14	1	6	0	0	(1) 第1回、第2回に限ること。	14	1	6
14	2	1	0	1	(2) 第3回、最終回に限ること。	14	2	1
14	2	1	1	1	1. 新規荷役実験機の使用	14	2	1
14	2	1	0	0	(1) 新しく開発・改良した実験機材を使用することは、事前にその安全性と作業性を確認すること。	14	2	1
14	2	2	2	2	(2) クレーン等重量取扱い装置は、常に荷重台盤に限ること。	14	2	2
14	2	2	1	1	(3) クレーン等重量取扱い装置には能力などを表示し、作業全員に周知徹底されること。	14	2	2
14	2	2	2	2	(4) クレーン等重量取扱い装置には能力などを表示し、作業全員に周知徹底されること。	14	2	2
14	2	3	3	3	(5) 補助工具、ロープの安全基準	14	2	3
14	2	3	0	0	(6) 補助工具、ロープ類、ベンチ・ペグ・サンダル材などは、正常なものでかつ両面に対適的な安全率を有するものとすること。	14	2	3
14	2	4	4	4	4. ケーブルクレーン及びケーブルエクレシジョン用器具の設置	14	2	4
14	2	4	1	1	(1) 材料・構造は、荷重に対して、適当な安全率を有するものとすること。	14	2	4
14	2	4	2	2	(2) 安全な基礎上にてて、溝り又は沈下止めること。	14	2	4
14	2	4	3	3	(3) 技術は原則として水平面との角度を60°以内とすること。	14	2	4
14	2	5	5	5	5. アンカーの設置	14	2	5
14	2	5	1	1	(1) 施工計画に基づき、十分な耐力を有するアンカーを設置すること。	14	2	5
14	2	5	2	2	(2) ロックアンカーを使用するときは、引抜耐力試験により、最大耐力を確認すること。	14	2	5
14	2	6	6	6	6. ケーブルクレーンのサグ	14	2	6
14	2	6	0	0	7. 安全回り: 6:	14	2	6
14	2	6	0	0	8. トラックケーブルは所定のサグによるうに温存すること。また、機械部の取付け端、荷役吊った状態で引き下げる作業が生じる場合は、荷役吊りに対するトラックケーブルの安全率をチェックすること。	14	2	6
14	2	6	0	0	9. ケーブルクレーンに作用するワイヤロープ	14	2	7
14	2	6	0	0	10. ワイヤロープの取付け端、荷役吊った状態で引き下げる場合に、荷役吊りに対するトラックケーブルの安全率をチェックすること。	14	2	7
14	2	6	0	0	11. 表示の通用基準等の削除(安則別64は幅度、65は係先及び明の規定)	14	2	7

47/77

令和3年3月版				改訂(※)				改訂理由			
章	節	項	文	通用基準等	第	章	節	項	文	通用基準等	
14	3	15	1	(1) 退出し装置の場合、装置の状況のまま新設機器等の重量物を転載しないこと。	14	3	15	1	(1) 退出し装置の場合、装置の状況のまま新設機器等の重量物を転載しないこと。		
14	3	15	2	(2) 装置の状況で無駆動装置しないこと。	14	3	15	2	(2) 転載の状況で無駆動装置しないこと。		
14	3	16	1	1.6. 機械上のクレーン設置	14	3	16	1	1.6. 機械上のクレーン設置		
14	3	16	0	式に実施した機械上に移動式クレーン等を設置するときは、クレーン重量・搬行位置及びその取扱状況を確認すること。	14	3	16	0	式に実施した機械上に移動式クレーン等を設置するときは、クレーン重量・搬行位置及びその取扱状況を確認すること。		
14	3	17	1	1.7. 河川内に設置した船舶物の防護	14	3	17	1	1.7. 河川内に設置した船舶物の防護		
14	3	17	0	河川内にシート・作業荷台・昇降装置等の船舶物を設置する場合は、貨物出水・船舶航行等に備えて、装置物の防護を行うこと。	14	3	17	0	河川内にシート・作業荷台・昇降装置等の船舶物を設置する場合は、貨物出水・船舶航行等に備えて、装置物の防護を行うこと。		
14	3	18	1	1.8. 係留設備	14	3	18	1	1.8. 係留設備		
14	3	18	0	作業船は台船などの係留設備には、十分安全なものを用いること。	14	3	18	0	作業船は台船などの係留設備には、十分安全なものを用いること。		
14	3	19	1	1.9. 水上作業中の監視	14	3	19	1	1.9. 水上作業中の監視		
14	3	19	0	(1) 船舶航行に付ける監視を行うこと。	14	3	19	0	(1) 船舶航行に付ける監視を行うこと。		
14	3	19	2	(2) 水深・潮流・渦・干渉及び作業船・台船の吃水を監視すること。	14	3	19	2	(2) 水深・潮流・渦の干渉及び作業船・台船の吃水を監視すること。		
14	4	1	第4節 P.C.構造設置	14	4	1	第4節 P.C.構造設置	14	4	1	第4節 P.C.構造設置
14	4	1	1. 工程の難易度点検	14	4	1	1. 工程の難易度点検	14	4	1	1. 工程の難易度点検
14	4	1	作業船は用いる各種シャッキ・ジャッキ等・ラバーブロック・ワイヤーロープなど、作業上必要な工具類を備えなくてはならないこと。	14	4	1	作業船は用いる各種シャッキ・ジャッキ等・ラバーブロック・ワイヤーロープなど、作業上必要な工具類を備えなくてはならないこと。	14	4	1	作業船は用いる各種シャッキ・ジャッキ等・ラバーブロック・ワイヤーロープなど、作業上必要な工具類を備えなくてはならないこと。
14	4	2	2. ジャッキ	14	4	2	2. ジャッキ	14	4	2	2. ジャッキ
14	4	2	1	(1) ジャッキ受けフレーム及びボルトは、その耐力を検討しておくこと。また、ボルトが機械に埋め込まれた形式にあっては、コンクリートとの付着も検討すること。	14	4	2	1	(1) ジャッキ受けフレーム及びボルトは、その耐力を検討しておくこと。また、ボルトが機械に埋め込まれた形式にあっては、コンクリートとの付着も検討すること。		
14	4	2	2	(2) ジャッキ受けフレームの取扱位置の決定にあたっては、筋の重心を考慮すること。	14	4	2	2	(2) ジャッキ受けフレームの取扱位置の決定にあたっては、筋の重心を考慮すること。		
14	4	2	3	(3) ジャッキは、荷重に応じて十分な耐力を有すること。	14	4	2	3	(3) ジャッキは、荷重に応じて十分な耐力を有すること。		
14	4	2	4	(4) ジャッキ受けフレームは、荷重に対して十分な耐力を有すること。	14	4	2	4	(4) ジャッキ受けフレームは、荷重に対して十分な耐力を有すること。		
14	4	3	3. 搬取り装置	14	4	3	3. 搬取り装置	14	4	3	3. 搬取り装置
14	4	3	1	(1) 搬取り装置は十分な耐力を有すること。	14	4	3	1	(1) 搬取り装置は十分な耐力を有すること。		
14	4	3	2	(2) けん引力、制動方法を検討し、レバーブロック、ジャッキ等、適切な制動装置を選定すること。	14	4	3	2	(2) けん引力、制動方法を検討し、レバーブロック、ジャッキ等、適切な制動装置を選定すること。		
14	4	3	3	(3) 従付装置は両車に対して十分な耐力を有すること。	14	4	3	3	(3) 従付装置は両車に対して十分な耐力を有すること。		
14	4	3	4	(4) 作業船の便回旋場所についても安定性を確認できる固定方針を検討すること。	14	4	3	4	(4) 作業船の便回旋場所についても安定性を確認できる固定方針を検討すること。		
14	4	4	4. 重量トロリー	14	4	4	4. 重量トロリー	14	4	4	4. 重量トロリー
14	4	4	1	(1) 重量トロリーは横軸両側に對して十分な耐力を有すること。	14	4	4	1	(1) 重量トロリーは横軸両側に對して十分な耐力を有すること。		
14	4	4	2	(2) けん引力、制動方法を検討し、レバーブロック、ジャッキ等、適切な制動装置を選定すること。	14	4	4	2	(2) けん引力、制動方法を検討し、レバーブロック、ジャッキ等、適切な制動装置を選定すること。		
14	4	4	3	(3) 自走重量トロリーは、適切な耐引耐力を有すること。	14	4	4	3	(3) 自走重量トロリーは、適切な耐引耐力を有すること。		
14	4	4	4	(4) レールには逆走距離の旨を記載すること。	14	4	4	4	(4) レールには、逆走距離の旨を記載すること。		
14	4	5	5. 第5節 P.C.構造設置	14	5	1	1. 乾燥の運搬	14	5	1	1. 乾燥の運搬
14	5	1	(1) 乾燥の運搬時は、荷重が生じないよう荷物を運搬すること。	14	5	1	(1) 乾燥の運搬時は、荷重が生じないよう荷物を運搬すること。	14	5	1	(1) 乾燥の運搬時は、荷重が生じないよう荷物を運搬すること。
14	5	1	(2) 荷物は、通り・高さ・軌条の平行度等に注意して正確に搬送すること。	14	5	1	(2) 荷物は、通り・高さ・軌条の平行度等に注意して正確に搬送すること。	14	5	1	(2) 荷物は、通り・高さ・軌条の平行度等に注意して正確に搬送すること。
14	5	1	(3) レールの連結部は、荷重が生じないよう荷物を運搬すること。	14	5	1	(3) レールの連結部は、荷重が生じないよう荷物を運搬すること。	14	5	1	(3) レールの連結部は、荷重が生じないよう荷物を運搬すること。
14	5	2	2. P.C.船の荷役及び運搬	14	5	2	2. P.C.船の荷役及び運搬	14	5	2	2. P.C.船の荷役及び運搬
14	5	2	1	(1) P.C.船の荷役されると同時に、架設構造に従って、索綱等の取扱いを規定すること。	14	5	2	1	(1) P.C.船の荷役された場合に、架設構造に従って、索綱等の取扱いを規定すること。		
14	5	2	2	(2) 特に重心の高いP.C.船などの取扱いでは、転倒防止の措置を講じること。	14	5	2	2	(2) 特に重心の高いP.C.船などの取扱いでは、転倒防止の措置を講じること。		
14	5	2	3	(3) 調査を運搬路に使用する場合には、過走事情・交通法規上での制約に沿って操作を開始すること。	14	5	2	3	(3) 調査を運搬路に使用する場合には、過走事情・交通法規上での制約に沿って操作を開始すること。		
14	5	3	3. P.C.船の荷役防止	14	5	3	3. P.C.船の荷役防止	14	5	3	3. P.C.船の荷役防止
14	5	3	0	P.C.船の荷役においては、特に下折については荷重中、横綱又は連絡するまでの間は、転倒防止の措置を講じること。	14	5	3	0	P.C.船の荷役においては、特に下折については荷重中、横綱又は連絡するまでの間は、転倒防止の措置を講じること。		
14	5	4	4. クレーン等の設置構造のチェック	14	5	4	4. クレーン等の設置構造のチェック	14	5	4	4. クレーン等の設置構造のチェック
14	5	4	0	移動式クレーンを既設した上に設置して使用すること、アットリガーフィーによる筋の応力などの照査を行うこと。	14	5	4	0	移動式クレーンを既設した上に設置して使用すること、アットリガーフィーによる筋の応力などの照査を行うこと。		
14	5	5	5. 家設軸取扱等の送り出し作業	14	5	5	5. 家設軸取扱等の送り出し作業	14	5	5	5. 家設軸取扱等の送り出し作業

令和3年3月版				改訂(※)				改訂理由						
章	節	項	文	通用基準等	第	章	節	項	文	通用基準等				
14	5	5	1	(1) 送り出し作業時には、関係者全員に送り出し直・送り出し速度・作業手順・作業予定期間等を周知徹底させること。	14	5	5	1	(1) 送り出し作業時には、関係者全員に送り出し直・送り出し速度・作業手順・作業予定期間等を周知徹底させること。					
14	5	5	2	(2) 台草・ローラー・送り出し装置が正しくどうかを予め確認すること。	14	5	5	2	(2) 台草・ローラー・送り出し装置が正しくどうかを予め確認すること。					
14	5	5	3	(3) おしみワイヤーロープ・ストッパー等の逃走防止装置の確認をしてから、各出力作業を開始すること。	14	5	5	3	(3) おしみワイヤーロープ・ストッパー等の逃走防止装置の確認をしてから、各出力作業を開始すること。					
14	5	5	4	(4) ワイヤーロープなどの延長端及び停止端には、送り出し装置を認定すること。	14	5	5	4	(4) ワイヤーロープなどの延長端及び停止端には、送り出し装置を認定すること。					
14	5	6	6. 搬取り作業	14	5	6	6. 搬取り作業	14	5	6	6. 搬取り作業			
14	5	6	1	(1) 搬取り作業は、被覆、脱着、設置を設置する支持力や地盤の良否を確認し、必要に応じて適切な措置を講じたうえで行うこと。	14	5	6	1	(1) 搬取り作業は、被覆、脱着、設置を設置する支持力や地盤の良否を確認し、必要に応じて適切な措置を講じたうえで行うこと。					
14	5	6	2	(2) 搬取り作業は、十分な耐引耐止位置を講じること。	14	5	6	2	(2) 搬取り作業は、十分な耐引耐止位置を講じること。					
14	5	6	3	(3) 搬取り作業中は、おしみワイヤー等の逃走防止措置を講じること。	14	5	6	3	(3) 搬取り作業中は、おしみワイヤー等の逃走防止措置を講じること。					
14	5	6	4	(4) 搬取り作業中は、両筋の移動量・移動速度・方向性を確認しながら作業すること。	14	5	6	4	(4) 搬取り作業中は、両筋の移動量・移動速度・方向性を確認しながら作業すること。					
14	5	7	7. ジャッキによるこう上・下降下作業	14	5	7	7. ジャッキによるこう上・下降下作業	14	5	7	7. ジャッキによるこう上・下降下作業			
14	5	7	1	(1) 機械の荷役を同時によこす・降下させないこと。	14	5	7	1	(1) 機械の荷役を同時によこす・降下させないこと。					
14	5	7	2	(2) P.C.船のこう上・降下中は、布下巻にて密着して送パッキンする。	14	5	7	2	(2) P.C.船のこう上・降下中は、布下巻にて密着して送パッキンする。					
15	1	1	第1章 山岳トンネル工事	15	1	1	第1章 山岳トンネル工事	15	1	第1章 山岳トンネル工事				
15	1	1	1. 通用	15	1	1	1. 通用	15	1	1. 通用				
15	1	1	0	本章は、トンネル工事のうち、NATM工法によるトンネル工事及び斜面工事のうち、NATM工法による斜面工事に適用する。	15	1	1	0	本章は、トンネル工事のうち、NATM工法によるトンネル工事及び斜面工事のうち、NATM工法による斜面工事に適用する。					
15	1	2	2. 工事内容の範囲	15	1	2	2. 工事内容の範囲	15	1	2. 工事内容の範囲				
15	1	2	0	第5章第1章における共通事項	15	1	3	3. 施工技術	15	1	3. 施工技術			
15	1	3	0	第1章における共通事項	15	1	3	0	第1章における共通事項	15	1	3	0	第1章における共通事項
15	1	4	4	4. 周辺環境における留意事項	15	1	4	4	4. 周辺環境における留意事項	15	1	4	4	4. 周辺環境における留意事項
15	1	4	1	(1) 地域的な地理環境や低い地下水位などの現況条件から、安全性に対するリスクを可能な限り把握し、低減するよう努めること。	15	1	4	1	(1) 地域的な地理環境や低い地下水位などの現況条件から、安全性に対するリスクを可能な限り把握し、低減するよう努めること。					
15	1	4	2	そのため、山岳トンネル工事を行うにあたっては、通風、真空排水・ガス導出等による危険性等を防止するため、次の事項について、地質調査の現地踏査、ボーリング、弹性波探査等適切な方法により事前調査し、その結果を整理、記載しておこなうこと。	15	1	4	2	そのため、山岳トンネル工事を行うにあたっては、通風、真空排水・ガス導出等による危険性等を防止するため、次の事項について、地質調査の現地踏査、ボーリング、弹性波探査等適切な方法により事前調査し、その結果を整理、記載しておこなうこと。					
15	1	4	3	(2) 地下の安全に重大な影響を及ぼす地盤条件が予測される場合は、既述した地盤から調査ボーリング等を行って状態を確認すること。	15	1	4	3	(2) 地下の安全に重大な影響を及ぼす地盤条件が予測される場合は、既述した地盤から調査ボーリング等を行って状態を確認すること。					
15	1	4	4	(3) 可燃性ガスに関する事項については、本章第1節に準ずること。	15	1	4	4	(3) 可燃性ガスに関する事項については、本章第1節に準ずること。					
15	1	5	5	5. 防火工事	15	1	5	5	5. 防火工事	15	1	5	5	5. 防火工事
15	1	5	1	(1) 施工段階に準ずること。	15	1	5	1	(1) 施工段階に準ずること。					
15	1	5	2	(2) 防火の安全管理に必要な取扱いを規定する規則等を定め、遵守事項は安全教育等により全作業員に周知を図ること。	15	1	5	2	(2) 防火の安全管理に必要な取扱いを規定する規則等を定め、遵守事項は安全教育等により全作業員に周知を図ること。					
15	1	5	3	(3) 机算流止計画を策定すること。以下の事項を含むこと。	15	1	5	3	(3) 机算流止計画を策定すること。以下の事項を含むこと。					
15	1	5	4	山岳トンネル工事の初期における机算流止計画を策定する際は、初期の段階で既存の機算流止計画を参考して、地盤の変化等に応じて既存の機算流止計画を修正する。	15	1	5	4	山岳トンネル工事の初期における机算流止計画を策定する際は、初期の段階で既存の機算流止計画を参考して、地盤の変化等に応じて既存の機算流止計画を修正する。					
15	1	5	5	5.1 1. (1) 既存の機算流止計画を参考して、地盤の変化等に応じて既存の機算流止計画を修正する。	15	1	5	5	5.1 1. (1) 既存の機算流止計画を参考して、地盤の変化等に応じて既存の機算流止計画を修正する。					
15	1	5	5	5.2 1. (2) 既存の機算流止計画を参考して、地盤の変化等に応じて既存の機算流止計画を修正する。	15	1	5	5	5.2 1. (2) 既存の機算流止計画を参考して、地盤の変化等に応じて既存の機算流止計画を修正する。					
15	1	5	5	5.3 1. (3) 既存の機算流止計画を参考して、地盤の変化等に応じて既存の機算流止計画を修正する。	15	1	5	5	5.3 1. (3) 既存の機算流止計画を参考して、地盤の変化等に応じて既存の機算流止計画を修正する。					

令和3年3月版				改訂(本)				改訂(本)			
規	規	規	規	規	規	規	規	規	規	規	規
15	1	5	3	2)	(3) 脱落防止対策	通用基準等	15	1	5	3	2) (1) 脱落防止対策
15	1	5	3	3)	第15条第4(1)の地山の事前検査結果に適応した脱落防止対策		15	1	5	3	3) 第15条第4(1)の地山の事前検査結果に適応した脱落防止対策
15	1	5	3	4)	② 切羽の作業		15	1	5	3	4) ② 切羽の作業
15	1	5	3	5)	切羽技術責任者による監視項目。監視方法等。なお、監視項目は監視者の手合を感知できる項目を定めるものとするが、少なくとも監視者の手合を感じ取れるものとし。		15	1	5	3	5) 切羽技術責任者が手合を感じ取れる項目を定めるものとするが、少なくとも監視者の手合を感じ取れるものとし。
15	1	5	3	6)	切羽の作業実績		15	1	5	3	6) 切羽の作業実績
15	1	5	3	7)	前日の作業の有無		15	1	5	3	7) 前日の作業の有無
15	1	5	3	8)	清水の有無		15	1	5	3	8) 清水の有無
15	1	5	3	9)	岩盤の変化の状況		15	1	5	3	9) 工事岩盤の変化の状況
15	1	5	3	10)	また、監視項目については、切羽で作業が行われる時は切羽を常時監視することとし。		15	1	5	3	10) また、監視項目については、切羽で作業が行われる時は切羽を常時監視することとし。
15	1	5	3	11)	切羽からの退避		15	1	5	3	11) ③ 切羽からの退避
15	1	5	3	12)	切羽により危険である場合に危険を切羽から撤去すること。		15	1	5	3	12) 危険により危険である場合に危険を切羽から撤去するための退避方法。切羽技術責任者はによる退避指示の方法等。
15	1	5	3	13)	その他の		15	1	5	3	13) ④ その他の
15	1	5	3	14)	地山の状況に応じ、追加の危険対策を採用すること。		15	1	5	3	14) 地山の状況に応じ、追加の危険対策を採用すること。
15	1	5	4)	④ 危険防止計画に基づいた作業の手順を明らかにした作業手順書を作成すること。		15	1	5	4)	④ 危険防止計画に基づいた作業の手順を明らかにした作業手順書を作成すること。	
15	1	5	5)	⑤ 他人に関する事項については、本章第4前に準ること。		15	1	5	5)	⑤ 他人に関する事項については、本章第4前に準ること。	
15	1	5	6)	⑥ 地主との契約が体力体制を必長とする場合には、請負者による協議会議等を設置し、相互の連絡調整を図ること。		15	1	5	6)	⑥ 地主との契約が体力体制を必長とする場合には、請負者による協議会議等を設置し、相互の連絡調整を図ること。	
15	1	6)	6. 資格者の選任		6. 資格者の選任		15	1	6)	6. 資格者の選任	
15	1	6	1)	(1) トネルの選択、施工、工事、耐久性及危険場所での作業、有機溶剤等の作業では、それぞれの作業主任者を選任し、相互の要望などを考慮して団体ごとに作業の直隸指揮にあわせらること。	実施則33の2,33の3 実施則34の2,34の3 実施則19,19の2	15	1	6	1)	(1) トネルの選択、施工、工事、耐久性及危険場所での作業、有機溶剤等の作業では、それぞれの作業主任者を選任し、相互の要望などを考慮して団体ごとに作業の直隸指揮にあわせらること。	実施則33の2,33の3 実施則34の2,34の3 実施則19,19の2
15	1	6	2)	(2) 事業者は、子会社の経営等作業主任者に、粉じん濃度等の測定方法、測定器具の選定等の直隸指揮方法、換気方法の決定、作業時間の選定の直隸指揮のため、作業主任者に直接、呼吸保護具の選定の直隸指揮のため、不良品の検討、使用状況の監視を行わせること。	厚生労働省通達基準第020号規則 (H2.7.20)	15	1	6	2)	(2) 事業者は、子会社の経営等作業主任者に、粉じん濃度等の測定方法、測定器具の選定等の直隸指揮方法、換気方法の決定、作業時間の選定の直隸指揮のため、作業主任者に直接、呼吸保護具の選定の直隸指揮のため、不良品の検討、使用状況の監視を行わせること。	厚生労働省通達基準第020号規則 (H2.7.20)
15	1	6	3)	(3) 1,000m以上のトンネルでは、トンネル教説技術管理者を選任するうえ、教育訓練の具体的な実習事項についての規定を設けること。	安衛則24の?	15	1	6	3)	(3) 1,000m以上のトンネルでは、トンネル教説技術管理者を選任するうえ、教育訓練の具体的な実習事項についての規定を設けること。	安衛則24の?
15	1	6	4)	(4) 作業用保護具の正真正銘の耐用年数、取扱方法等に關する指導、呼吸引用保護具の定期的点検、定期的点検の実施責任者を定めること。作業主任者による定期的点検の実施責任者を定めること。	厚生労働省通達基準第0207006号規則 (H1.7.2)	15	1	6	4)	(4) 作業用保護具の正真正銘の耐用年数、取扱方法等に關する指導、呼吸引用保護具の定期的点検、定期的点検の実施責任者を定めること。作業主任者による定期的点検の実施責任者を定めること。	厚生労働省通達基準第0207006号規則 (H1.7.2)
15	1	7)	7. 年少者の作業の禁止及び女性の就業制限	労基法63,64の2	7. 年少者の作業の禁止及び女性の就業制限		15	1	7)	7. 年少者の作業の禁止及び女性の就業制限	労基法63,64の2
15	1	7	1)	(1) 未就学の児童の親には、児童の作業をさせないこと。		15	1	7	1)	(1) 未就学の児童の親には、児童の作業をさせないこと。	
15	1	7	2)	(2) 結婚中の女性及び児童内での未就学の女性に事実上に就かないと見做すに当たる場合は、児童の作業に就かせないことを定めた旨記載する。既婚の女性が児童の作業に就さざる場合は、有職者であるかわざりの女性の児童の作業に就さざる場合は、有職者であるかわざりの女性の児童の作業に就さざること。		15	1	7	2)	(2) 結婚中の女性及び児童内での未就学の女性に事実上に就かないと見做すに当たる場合は、既婚の女性が児童の作業に就さざる旨記載する。既婚の女性が児童の作業に就さざる場合は、有職者であるかわざりの女性の児童の作業に就さざること。	
15	1	8)	8. 山岳トネル工事における安全管理		8. 山岳トネル工事における安全管理		15	1	8)	8. 山岳トネル工事における安全管理	
15	1	8	1)	(1) 第1回目、第2回10箇に准ずること。		15	1	8	1)	(1) 第1回目、第2回10箇に准ずること。	
15	1	8	2)	(2) 切羽への危険立消しを解消して解止し、真に必要がある場合は危険立消しを立てらるるようにすること、また切羽に打ける作業はできる限り被覆等で行うようすること。	山岳トネル工事の切羽に打ける危険立消しの方法等に係る危険立消し対策に関するガイドライン 厚生労働省通達基準第030118号規則 (H3.1.18) 安衛則51の3、3.155、190	15	1	8	2)	(2) 切羽への危険立消しを立てて解止し、真に必要がある場合は危険立消しを立てらるるようにすること、また切羽に打ける作業はできる限り被覆等で行うようすること。	山岳トネル工事の切羽に打ける危険立消し対策に関するガイドライン 厚生労働省通達基準第030118号規則 (H3.1.18) 安衛則51の3、3.155、190
15	1	8	3)	(3) 各種作業は、施工計画を踏まし、それに基づいて実施すること。		15	1	8	3)	(3) 各種作業は、施工計画を作成し、それに基づいて実施すること。	
15	1	8	4)	(4) 施耐爾鋼管の周辺山の山林、可燃性ガス、酸素不足、粉じん、有毒ガスの有無及び濃度、鉛毒等を踏まわせての点検日を定める。体積を確立したうえで点検距離等を行なうこと。	安衛則182,382の 2,170,192,232	15	1	8	4)	(4) 施耐爾鋼管の周辺山の山林、可燃性ガス、酸素不足、粉じん、有毒ガスの有無及び濃度、鉛毒等を踏まわせての点検日を定める。体積を確立したうえで点検距離等を行なうこと。	安衛則182,382の 2,170,192,232
15	1	8	5)	(5) 非常用火作業を適宜実施するため、必要な消防器具を運搬する場所に搬入、器具作業用に、その搬入所及び使用方法を知らせるとともに、定められた時間に運搬及び消火の訓練を行なうこと。	安衛則389の10,389の II	15	1	8	5)	(5) 非常用火作業を適宜実施するため、必要な消防器具を運搬する場所に搬入、器具作業用に、その搬入所及び使用方法を知らせるとともに、定められた時間に運搬及び消火の訓練を行なうこと。	安衛則389の10,389の II

令和3年3月版									
章	節	項	本文			改訂(案)			
			通用基準等	章	節	項	通用基準等	章	
15	1	8	(6) トンネルの作業では、深入地盤調査、定期地盤監視、特異地盤等による地盤調査、じんじん地盤等の地盤調査結果等を適切に監視させ、作業員の安全衛生に対するものとし、有害物質の影響等を行い、環境状況の回復も確認し、さらに保護措置の適切な実施を行ってること。	安規則43/44, 45 内閣府令7, 8, 9	(6) トンネルの作業では、深入地盤調査、定期地盤監視、特異地盤等による地盤調査、じんじん地盤等の地盤調査結果等を適切に監視させ、作業員の健康状態を把握するとともに、有害物質の影響等を行い、環境状況の回復も確認し、さらに保護措置の適切な実施を行って、「すいじん地盤設防協議会運営システム」を利用すること。	安規則43/44, 45 内閣府令7, 8, 9 参考HP https://www.kensaibou.or.jp/support/tunnel_system_info/player.html	安規則43/44, 45 内閣府令7, 8, 9 参考HP https://www.kensaibou.or.jp/support/tunnel_system_info/player.html	改訂理由 ・適用基準等の参考表示位置を一行削除して繋げ	
15	1	8	9. 管理の役割及び組織的実現	15	1	8	9	9. 管理の役割及び組織的実現	
15	1	9	(1) 井戸口には、外気の心地、坑内作業状況、その他の安全必要な情報を表示を行い、作業担当責任者の名札を掲示し、それぞれの作業員を監視してておくこと。	安規則24の5, 24の6	(1) 井戸口には、外気の心地、坑内作業状況、その他の安全必要な情報を表示を行い、作業担当責任者の名札を掲示し、それぞれの作業員を監視しておくこと。	安規則24の5, 24の6	安規則24の5, 24の6	・適用基準等の表示位置を一行削除して繋げ	
15	1	9	(2) 坑内の危険箇所、重要な箇所等には標識を掲げ、かつ常にこれを監視、整備すること。	15	1	9	2	(2) 坑内の危険箇所、重要な箇所等には標識を掲げ、かつ常にこれを監視、整備すること。	
15	1	9	(3) 非常の場合にに対応するため、あらかじめ合図、信号、警報等を定め、緊急避難の方法、避難方法等を全作業員に周知させるとともに、規則に定めた回数の訓練を行い、記録すること。	安規則389のII, 642, 64202	(3) 非常に場合に二通りあるものとし、あらかじめ合図、信号、警報等を定め、緊急避難の方法、避難方法等を全作業員に周知させるとともに、規則に定めた回数の訓練を行い、記録すること。	安規則389のII, 642, 64202	安規則389のII, 642, 64202	・適用基準等の表示位置を一行削除して繋げ	
15	1	10	10. 施設設備及び清掃	15	1	10	10. 施設設備及び清掃		
15	1	10	(1) 切羽掘削、出水、火災発生その他の災害発生の危険性を知らせる設備を、次の各号の区分に応じて設け、その設置場所を明確に記載して置くこと。	安規則389のJ, 389の8	(1) 切羽掘削、出水、火災その他の災害発生の危険性を知らせる設備を、次の各号の区分に応じて設け、その設置場所を明確に記載して置くこと。	安規則389のJ, 389の8	安規則389のJ, 389の8	・適用基準等の表示位置を一行削除して繋げ	
15	1	10	(2) ①坑口から立坑までの距離が100mに達したとき、サイレン、井戸への警報装置の設置。	15	1	10	1	(2) ①坑口から立坑までの距離が100mに達したとき、サイレン、井戸への警報装置の設置。	
15	1	10	2	②) 坑口から立坑までの距離が500mに達したとき、警報装置及び電話装置等の設置。	15	1	10	2	②) 坑口から立坑までの距離が500mに達したとき、警報装置及び電話装置等の設置。
15	1	10	3	③) 警報装置及び通話装置は、常に有効に作動するように手持ち、その電池は予備電池で置ておくこと。	安規則389の9	③) 警報装置及び通話装置は、常に有効に作動するように手持ち、その電池は予備電池で置ておくこと。	安規則389の9	安規則389の9	・適用基準等の表示位置を一行削除して繋げ
15	1	11	11. 深水の扱い	15	1	11	1. 深水の扱い		
15	1	11	0	1) 深水の扱いその他の異なるシートの緊張過剰体について、第16章規則に規定する手順に従じること。	15	1	11	0	1) 深水の扱いその他の異なるシートの緊張過剰体については、第16章規則に従じ、必要な検査を執りじること。
15	2	2	第2章 第1節 安全知識	15	2	1	2. 第2章 第1節 安全知識		
15	2	1	1. 安全知識	15	2	1	1. 安全知識		
15	2	1	(1) 清掃は適度な明瞭を確保し、つまづき、滑り等のないよう、構造を簡潔にすること。また構造の表示を示すなどして安全に通行できるように減らし管理に努めること。	安規則540, 541	(1) 清掃は適度な明瞭を確保し、つまづき、滑り等のないよう、構造を簡潔にすること。また構造の表示を示すなどして安全に通行できるように減らし管理に努めること。	安規則540, 541	安規則540, 541	・適用基準等の表示位置を一行削除して繋げ	
15	2	1	(2) 通過はそれぞれの条件に応じて安全な範囲を確保すること。	安規則205, 540, 541	(2) 通過はそれぞれの条件に応じて安全な範囲を確保すること。	安規則205, 540, 541	安規則205, 540, 541	・適用基準等の表示位置を一行削除して繋げ	
15	2	1	3	3. 壁面洗浄	15	2	3	3. 壁面洗浄	
15	2	3	(1) 壁面洗浄、第5章781に準ずること。	15	2	3	(1) 壁面洗浄、第5章781に準ずること。		
15	2	3	(2) 壁面洗浄は、その目的を達成するため点検洗浄を実行しない場合は、その他の方法による洗浄を講じること。また、空港等で行なうには、その機械の起動画面に表示板を設置し表示する等の安全装置を講じること。	安規則550	(2) 壁面洗浄は、その目的を達成するため点検洗浄を実行しない場合は、その他の方法による洗浄を講じること。また、空港等で行なうには、その機械の起動画面に表示板を設置し表示する等の安全装置を講じること。	安規則550	安規則550	・適用基準等の表示位置を一行削除して繋げ	
15	2	3	2	坑内の湧水時は坑口や床面等十㍍以上に出でるように配置するとともに、常に良好な作業環境を維持できるように管理に努めること。	安規則550	坑内の湧水時は坑口や床面等十㍍以上に出でるように配置するとともに、常に良好な作業環境を維持できるように管理に努めること。	安規則550	安規則550	・適用基準等の表示位置を一行削除して繋げ
15	2	3	3. 壁面洗浄	15	2	3	3. 壁面洗浄		
15	2	3	1	1) 壁面洗浄、第5章781に準ずること。	15	2	3	1) 壁面洗浄、第5章781に準ずること。	
15	2	3	2	(2) 壁面洗浄は、その目的を達成するため点検洗浄を実行しない場合は、その他の方法による洗浄を講じること。また、空港等で行なうには、その機械の起動画面に表示板を設置し表示する等の安全装置を講じること。	15	2	3	(2) 壁面洗浄は、その目的を達成するため点検洗浄を実行しない場合は、その他の方法による洗浄を講じること。また、空港等で行なうには、その機械の起動画面に表示板を設置し表示する等の安全装置を講じること。	
15	2	3	3	(3) 壁面洗浄取扱いの操作を行なったあとは、基盤両側の乾拭や多量の廃液に対する対策をしておくこと。	15	2	3	(3) 壁面洗浄取扱いの操作を行なったあとは、基盤両側の乾拭や多量の廃液に対する対策をしておくこと。	
15	2	4	4. 滑落抑制	15	2	4	4. 滑落抑制		
15	2	4	0	坑内に発生する有害物質の対策として、換気計画を作成し適切な措置を講じること。	安規則502	坑内に発生する有害物質の対策として、換気計画を作成し適切な措置を講じること。	安規則502	安規則502	・適用基準等の表示位置を一行削除して繋げ
15	2	5	5. 壁面洗浄装置	15	2	5	5. 壁面洗浄装置		
15	2	5	0	1) 壁面洗浄装置の選択には、壁面に付、圧力計を設ける等により、仕事圧力の確認をするとともに電動の可能な機能を講じておこうこと。	15	2	5	0) 仕事圧力の確認をするとともに適切な機能を設けておこうこと。	
15	2	6	6. 錆止め用材質	15	2	6	6. 錆止め用材質		
15	2	6	1	(1) 壁面洗浄装置、第4章22、第5章3に準ずること。	15	2	6	(1) 壁面洗浄装置、第4章22、第5章3に準ずること。	
15	2	6	2	(2) 壁内に錆止め材を設ける場合は特に錆止め作業計画を作成し施工を行うこと。	安規則155	(2) 壁内に錆止め材を設ける場合は特に錆止め作業計画を作成し施工を行うこと。	安規則155	安規則155	・適用基準等の表示位置を一行削除して繋げ
15	2	6	3	(3) 壁面洗浄装置の選択別に、安全な削除速度を表示する等、坑内にじめた安全な削除量を講じること。	安規則156	(3) 壁面洗浄装置の選択別に、安全な削除速度を表示する等、坑内にじめた安全な削除量を講じること。	安規則156	安規則156	・適用基準等の表示位置を一行削除して繋げ

令和3年3月版				改訂(※)				改訂理由							
本文				通用基準等				本文				通用基準等			
章	節	条	項	章	節	条	項	章	節	条	項	章	節	条	項
15	2	6	4	(4) 穴打機等を駆動し、特に坑内の使用においては無明板、電気、パックミラー、蓄電装置、ブレーキ等の安全装置に配慮すること。	安衛附167,168,170	15	2	6	4	(4) 穴打機等を駆動し、特に坑内の使用においては無明板、電気、パックミラー、蓄電装置、ブレーキ等の安全装置に配慮すること。	安衛附167,168,170				
15	2	7		7. 防災避難機械	安衛附151の5,151の6,151の7,151の13,151の14	15	2	7		7. 防災避難機械	安衛附151の5,151の6,151の7,151の13,151の14				
15	2	7	0	高設遮蔽施設の使用にあたり、適切な作業計画を作成し、確認の防止、当面の統一と執行、指揮の制限等に十分に配慮すること。		15	2	7	0	高設遮蔽施設の使用にあたり、適切な作業計画を作成し、確認の防止、当面の統一と執行、指揮の制限等に十分に配慮すること。					
15	2	8		8. 工事用電気設備		15	2	8		8. 工事用電気設備					
15	2	8	1	(1) 第5章を準ずること。		15	2	8	1	(1) 第5章を準ずること。					
15	2	8	2	(2) 工事用電気設備では、湿気が多く水気のある場所では特別の配慮をとること。		15	2	8	2	(2) 工事用電気設備では、湿気が多く水気のある場所では特別の配慮をとること。					
15	2	8	3	(3) 周囲には、坑内に応じて各所ごとに遮断器を設け、また角柱等に遮断器を設ける場合は、遮断しないよう防護措置を講じること。		15	2	8	3	(3) 周囲には、坑内に応じて各所ごとに遮断器を設け、また角柱等に遮断器を設ける場合は、遮断しないよう防護措置を講じること。					
15	2	8	4	(4) 移動用電気器具に使用するキャットライヤー・ツールを作業床などに露出して配置する場合は、遮断しないよう防護措置を講じること。	安衛附336,337,338	15	2	8	4	(4) 移動用電気器具に使用するキャットライヤー・ツールを作業床などに露出して配置する場合は、遮断しないよう防護措置を講じること。	安衛附336,337,338				
15	2	8	5	(5) 電気装置は、作業場所の状況に応じて安全を確保するため充分な保護を講じること。	安衛附604	15	2	8	5	(5) 電気装置は、作業場所の状況に応じて安全を確保するため充分な保護を講じること。	安衛附604				
15	2	8	6	(6) 電気装置の長時間運転を止めるとともに、停電・断電の際は、作業員がその処置についての手順を定め、作業員への教育・訓練を実施すること。	安衛附350,36	15	2	8	6	(6) 電気装置の長時間運転を止めるとともに、停電・断電の際は、作業員がその処置についての手順を定め、作業員への教育・訓練を実施すること。	安衛附350,36				
15	3			第3章 作業環境改善		15	3			第3章 作業環境改善					
15	3	1		1. 坑内環境の改善		15	3	1		1. 坑内環境の改善					
15	3	1	1	(1) 坑内作業員、粉じん及び騒音等の厳しい環境下での作業とならため、それらを取り除く作業員の安全から判断的に作業でなくよう坑内の方法及び被服・設備の改修に努めること。	安衛附576	15	3	1	1	(1) 坑内作業は、粉じん及び騒音等の厳しい環境下での作業となるため、それらを取り除く作業員が安全かつ効率的に作業できるよう坑内の方法及び被服・設備の改修に努めること。	安衛附576				
15	3	1	2	(2) 作業員が休憩の際、密閉された車両内に出ることが困難な場合に次に掲げる措置を講じること。	原生労働省通達基発0720第2号(R2.7.20)	15	3	1	2	(2) 作業員が休憩の際、密閉された車両内に出することが困難な場合は、次に掲げる措置を講じた休憩室を設置すること。	原生労働省通達基発0720第2号(R2.7.20)				
15	3	1	2	① 清净な空気室が窓内に送風され、粉じんから作業員が保護されること。		15	3	1	2	① 清浄な空気室が窓内に送風され、粉じんから作業員が保護されていること。					
15	3	1	2	② 作業員が作業衣等に付着した粉じんを除去することができるよう作業用洗濯機を設置していること。		15	3	1	2	② 作業員が作業衣等に付着した粉じんを除去することができるよう作業用洗濯機を設置していること。					
15	3	2		2. 水蒸気		15	3	2		2. 水蒸気					
15	3	2	1	(1) 水蒸気は、発熱の炎ガス・燃焼装置の排ガス・廃削作業による生温じん等を抑制すること。	安衛附502	15	3	2	1	(1) 水蒸気は、発熱の炎ガス・燃焼装置の排ガス・廃削作業による生温じん等を抑制して必要な換気能力をもったんとすること。	安衛附502				
15	3	2	2	(2) 計画直風量が有効に確保されていることを確認するため、坑内作業員は、粉じんから保護される。	安衛附503	15	3	2	2	(2) 計画直風量が有効に確保されていることを確認するため、坑内作業員は、粉じんから保護される。	安衛附503				
15	3	2	3	(3) 3人以上しての換気に関する事項については、本章第4節に準ずること。		15	3	2	3	(3) 3人以上しての換気に関する事項については、本章第4節に準ずること。					
15	3	3		3. 粉じん対策		15	3	3		3. 粉じん対策					
15	3	3	0	(1) 粉じん対策に関する事項については、本章第4節に準ずること。	安衛附582	15	3	3	0	(1) 粉じん対策に関する事項については、本章第4節に準ずること。	安衛附582				
15	3	4		4. 防火・有害ガス対策		15	3	4		4. 防火・有害ガス対策					
15	3	4	0	(1) 防火又は活性化水素類の有害ガスが発生するおそれがある場合に換気装置及び吸排風機を設置すること。		15	3	4	0	(1) 防火又は活性化水素類の有害ガスが発生するおそれがある場合に換気装置及び吸排風機を設置すること。					
15	3	5		5. 防塵・運動対策		15	3	5		5. 防塵・運動対策					
15	3	5	1	(1) 防塵・せんれい・オリフィ等を含む細かい粉塵を発生する作業には、耳栓その他の保護具を着用させること。	原生労働省通達基発595,596,597,598	15	3	5	1	(1) 防塵・せんれい・オリフィ等を含む細かい粉塵を発生する作業には、耳栓その他の保護具を着用させること。	原生労働省通達基発595,596,597,598				
15	3	5	2	(2) 手持式さくと噴霧、ビックハンド等の振動工具を用いる場合は、防塵装置（防塵ゴム）が施されているものを使用し、かつ防塵手袋を着用すること。	原生労働省通達基発0710第2号(H2.7.10)	15	3	5	2	(2) 手持式さくと噴霧、ビックハンド等の振動工具を用いる場合は、防塵装置（防塵ゴム）が施されているものを使用し、かつ防塵手袋を着用すること。	原生労働省通達基発0710第2号(H2.7.10)				
15	3	6		6. 作業環境測定		15	3	6		6. 作業環境測定					
15	3	6	0	防熱ガス温度、湿度、通気度、可燃性ガス濃度、酸素濃度、氧化水素濃度、粉じん等の作業環境測定を行ふ。記録すること。		15	3	6	0	防熱ガス温度、湿度、通気度、可燃性ガス濃度、酸素濃度、氧化水素濃度、粉じん等の作業環境測定を行ふ。記録すること。					
15	4	1		第4章 粉じん対策		15	4	1		第4章 粉じん対策					
15	4	1	1	1. 施工計画における留意事項		15	4	1	1	1. 施工計画における留意事項					

令和3年3月版				改訂(※)				改訂理由							
章	節	条	項	章	節	条	項	章	節	条	項	章	節	条	項
15	4	1	1	(1) 坑内（たて底を除く。）で粉じん作業（筋力及び発電を用いて行う耐熱作業、動力を要する筋肉等のやりかた作業、コックリード等を付ける、ロッカブルドの運搬作業等を除く。以下同じ。）を実施するときは、粉じん対策に係る計画を策定すること。	原生労働省通達基発0720第2号(H2.7.20)	15	4	1	1	(1) 坑内（たて底を除く。）で粉じん作業（筋力及び発電を用いて行う耐熱作業、動力を要する筋肉等のやりかた作業、コックリード等を付ける、ロッカブルドの運搬作業等を除く。以下同じ。）を実施するときは、粉じん対策に係る計画を策定すること。	原生労働省通達基発0720第2号(H2.7.20)				
15	4	1	2	(2) 粉じん対策を実施するための粉じん発生源（発電）を除く。粉じん対策（風送・吸排風機・ファン）及び粉じん装置をいう。以下同じ。）による換気の実施等、粉じんの発生源等を除く。以下同じ。）による換気の実施等、粉じんマスク等有効な呼吸用保護具の使用、防塵手袋の着用等の実施。その他必要な事項を内容とすること。	原生労働省通達基発0710第2号(H2.7.10)	15	4	1	2	(2) 粉じん対策を実施するための粉じん発生源（発電）を除く。粉じん対策（風送・吸排風機・ファン）及び粉じん装置をいう。以下同じ。）による換気の実施等、粉じんの発生源等を除く。以下同じ。）による換気の実施等、粉じんマスク等有効な呼吸用保護具の使用、防塵手袋の着用等の実施。その他必要な事項を内容とすること。	原生労働省通達基発0710第2号(H2.7.10)				
15	4	2	1	(1) 2人以上で作業するには、くり粉を圧力水により孔から吹き出される式洗浄装置の洗浄作業を除く。以下同じ。）による換気の実施等、粉じんの発生源等を除く。以下同じ。）による換気の実施等、粉じんマスク等有効な呼吸用保護具の使用、防塵手袋の着用等の実施。その他必要な事項を内容とすること。	原生労働省通達基発595,596,597,598	15	4	2	1	(1) 2人以上で作業するには、くり粉を圧力水により孔から吹き出される式洗浄装置の洗浄作業を除く。以下同じ。）による換気の実施等、粉じんの発生源等を除く。以下同じ。）による換気の実施等、粉じんマスク等有効な呼吸用保護具の使用、防塵手袋の着用等の実施。その他必要な事項を内容とすること。	原生労働省通達基発595,596,597,598				
15	4	2	2	(2) 粉じん対策を行う作業にあっては、粉じん後、粉じんが換気により孔から吹き出される式洗浄装置の洗浄作業を除く。以下同じ。）による換気の実施等、粉じんの発生源等を除く。以下同じ。）による換気の実施等、粉じんマスク等有効な呼吸用保護具の使用、防塵手袋の着用等の実施。その他必要な事項を内容とすること。	原生労働省通達基発0710第2号(H2.7.10)	15	4	2	2	(2) 粉じん対策を行う作業にあっては、粉じん後、粉じんが換気により孔から吹き出される式洗浄装置の洗浄作業を除く。以下同じ。）による換気の実施等、粉じんの発生源等を除く。以下同じ。）による換気の実施等、粉じんマスク等有効な呼吸用保護具の使用、防塵手袋の着用等の実施。その他必要な事項を内容とすること。	原生労働省通達基発0710第2号(H2.7.10)				
15	4	2	3	(3) 噴霧による撒剤を行なう作業にあっては、次に掲げるいずれかの撒剤又はこれと同等以上の撒剤を用いること。ただし、粉じん又は岩石又は泥炭等の撒剤を用いることは、この限りではない。	原生労働省通達基発595,596,597,598	15	4	2	3	(3) 噴霧による撒剤を行なう作業にあっては、次に掲げるいずれかの撒剤又はこれと同等以上の撒剤を用いること。ただし、粉じん又は岩石又は泥炭等の撒剤を用いることは、この限りではない。	原生労働省通達基発595,596,597,598				
15	4	2	4	(1) 運転型の撒剤装置を設置すること。	原生労働省通達基発0720第2号(H2.7.20)	15	4	2	4	(1) 運転型の撒剤装置を設置すること。	原生労働省通達基発0720第2号(H2.7.20)				
15	4	2	5	(2) すりこみ及びすり混ぜを行う作業にあっては、土石を泥漿化する装置等に依つて泥漿化する事項を設けること。	原生労働省通達基発595,596,597,598	15	4	2	5	(2) すりこみ及びすり混ぜを行う作業にあっては、土石を泥漿化する装置等に依つて泥漿化する事項を設けること。	原生労働省通達基発595,596,597,598				
15	4	2	6	(3) 破砕・粉砕・ふるいわけを行う作業にあっては、次に掲げるいずれかの種類又はこれと同等以上の撒剤を用いること。ただし、水の中や土石又は岩石の破砕・粉砕等を行なう作業にあっては、この限りではない。	原生労働省通達基発595,596,597,598	15	4	2	6	(3) 破砕・粉砕・ふるいわけを行う作業にあっては、次に掲げるいずれかの種類又はこれと同等以上の撒剤を用いること。ただし、水の中や土石又は岩石の破砕・粉砕等を行なう作業にあっては、この限りではない。	原生労働省通達基発595,596,597,598				
15	4	2	7	(4) 壁面すりこみ等の施工技術等を用いること。	原生労働省通達基発0720第2号(H2.7.20)	15	4	2	7	(4) 壁面すりこみ等の施工技術等を用いること。	原生労働省通達基発0720第2号(H2.7.20)				
15	4	2	8	(5) エアカーテン・動力式隔壁等、羽羽等の粉じん発生源においては、粉じんが飛散しないようの方法の選択等を行なうこと。	原生労働省通達基発595,596,597,598	15	4	2	8	(5) エアカーテン・動力式隔壁等、羽羽等の粉じん発生源においては、粉じんが飛散しないようの方法の選択等を行なうこと。	原生労働省通達基発595,596,597,598				
15	4	2	9	(6) ない粉じんの飛散を防ぐため、坑内に設置した撒剤装置、吹付ノズルと吹付面との距離、吹付け角度、吹付け圧等に関する事項を定め、作業員等に当該作業標準に従って作業をさせること。	原生労働省通達基発0720第2号(H2.7.20)	15	4	2	9	(6) ない粉じんの飛散を防ぐため、坑内に設置した撒剤装置、吹付ノズルと吹付面との距離、吹付け角度、吹付け圧等に関する事項を定め、作業員等に当該作業標準に従って作業をさせること。	原生労働省通達基発0720第2号(H2.7.20)				
15	4	2	10	(7) 車両系機械の運行の走行による粉じんの飛散を少なくするため、次の事項の実現に努めること。	原生労働省通達基発0720第2号(H2.7.20)	15	4	2	10	(7) 車両系機械の運行の走行による粉じんの飛散を少なくするため、次の事項の実現に努めること。	原生労働省通達基発0720第2号(H2.7.20)				
15	4	2	11	(8) 走行面に乾燥すること。		15	4	2	11	(8) 走行面に乾燥すること。					
15	4	2	12	(9) 行走速度を制限すること。		15	4	2	12	(9) 行走速度を制限すること。					

令和3年3月版				改訂(※)				改訂理由															
本文				本文																			
章	節	項	通用基準等	章	節	項	通用基準等	章	節	項	通用基準等												
15	4	4	(3) 空気中の粉じん濃度の測定の実行を行い、野球場が粉じん濃度目標レベルを超える場合は、救援、作業又は作業方法等の点検を行って、その結果に応じて換気装置の運転のほか、より効率的な粉じん吸排気装置による高いレベルの粉じんの削減、作業工程又は作業時間の改善、風速の調整等の必要な措置を講じること。 空気中の粉じん濃度の測定等を行ったときは、その都度一定の記録を残して、これを記録等に保存すること。 記録した事項は、作業場所の見やすいやらかの場所に掲示する。 また、作業場所に使用する換気装置、本規則作業場の見やすいやらかの場所に掲示する。又は備え付ける等定められた方法により、労働者に周知させること。	15	4	4	3	(3) 空気中の粉じん濃度の測定を行い、野球場が粉じん濃度目標レベルを超える場合は、救援、作業又は作業方法等の点検を行って、その結果に応じて換気装置の運転のほか、より効率的な粉じん吸排気装置による高いレベルの粉じんの削減、作業工程又は作業時間の改善、風速の調整等の必要な措置を講じること。 空気中の粉じん濃度の測定等を行ったときは、その都度一定の記録を残して、これを記録等に保存すること。 記録した事項は、作業場所の見やすいやらかの場所に掲示する。又は備え付ける等定められた方法により、労働者に周知させること。	15	4	4	3	15	4	4	3							
15	4	5	5. 野球場用保護具	15	4	5	5. 野球場用保護具	15	4	5	5. 野球場用保護具												
(1) 粉じん作業場内で行われているときは、労作内作業場で保管するすべての作業用に防じらしマスク、電動ファン付き呼吸用保護具又は効率的な電動ファンを使用させること。なお、作業の内容及び粉じん濃度等の測定結果に応じて、当該作業に從事する労働者に有効な電動ファン付き呼吸用保護具を使用させること。	15	4	5	(1) 粉じん作業が効率で行われているときは、労作内作業場で保管するすべての作業用に防じらしマスク、電動ファン付き呼吸用保護具又は効率的な電動ファンを使用させること。なお、作業の内容及び粉じん濃度等の測定結果に応じて、当該作業に從事する労働者に有効な電動ファン付き呼吸用保護具を使用させること。	15	4	5	5	(1) 粉じん作業が効率で行われているときは、労作内作業場で保管するすべての作業用に防じらしマスク、電動ファン付き呼吸用保護具又は効率的な電動ファンを使用させること。なお、作業の内容及び粉じん濃度等の測定結果に応じて、当該作業に從事する労働者に有効な電動ファン付き呼吸用保護具を使用させること。	15	4	5	5	15	4	5	5						
(2) 箱内の粉じん作業のうち、次に掲げる作業に労働者を従事させる場合は、粉じん濃度等の測定の結果に応じて、有効な電動ファン付き呼吸用保護具を使用させること。	15	4	5	(2) 箱内の粉じん作業のうち、次に掲げる作業に労働者を従事させる場合は、粉じん濃度等の測定の結果に応じて、有効な電動ファン付き呼吸用保護具を使用させること。	15	4	5	2	(2) 箱内の粉じん作業のうち、次に掲げる作業に労働者を従事させる場合は、粉じん濃度等の測定の結果に応じて、有効な電動ファン付き呼吸用保護具を使用させること。	15	4	5	2	15	4	5	2						
15	4	5	2	① 効力を用いて簡易する場所における作業	15	4	5	2	① 効力を用いて簡易する場所における作業	15	4	5	2	① 効力を用いて簡易する場所における作業	15	4	5	2					
15	4	5	2	② 効力を用いて横たわる場所における作業	15	4	5	2	② 効力を用いて横たわる場所における作業	15	4	5	2	② 効力を用いて横たわる場所における作業	15	4	5	2					
15	4	5	2	③ コンクリート等を吸引する場所における作業	15	4	5	2	③ コンクリート等を吸引する場所における作業	15	4	5	2	③ コンクリート等を吸引する場所における作業	15	4	5	2					
15	4	5	3	(1) 作業用保護具の選択及び使用方法等の確認に関する方法及び付帯文書等の選択と作成の手順とし、また、ファイルの交換日等に記載する台帳を記録し、当該台帳について3年間保存することを望ましいこと。	15	4	5	3	(1) 作業用保護具の選択、使用方法等の確認に関する方法及び付帯文書等の選択と作成の手順とし、また、ファイルの交換日等に記載する台帳を記録し、当該台帳について3年間保存することを望ましいこと。	15	4	5	3	(1) 作業用保護具の選択、使用方法等の確認に関する方法及び付帯文書等の選択と作成の手順とし、また、ファイルの交換日等に記載する台帳を記録し、当該台帳について3年間保存することを望ましいこと。	15	4	5	3	15	4	5	3	
15	4	5	4	(2) 作業用保護具を使用する際には、作業員に認知への密着性について確認せること。	15	4	5	4	(2) 作業用保護具を使用する際には、作業員に認知への密着性について確認せること。	15	4	5	4	(2) 作業用保護具を使用する際には、作業員に認知への密着性について確認せること。	15	4	5	4	15	4	5	4	
15	4	5	5	(3) 作業用保護具については、同時に就職する作業員の人数と就職する効率を考慮して、就職者効率を満足すること。	15	4	5	5	(3) 作業用保護具については、同時に就職する作業員の人数と就職する効率を考慮して、就職者効率を満足すること。	15	4	5	5	(3) 作業用保護具については、同時に就職する作業員の人数と就職する効率を考慮して、就職者効率を満足すること。	15	4	5	5	15	4	5	5	
15	4	6	6. 教育	15	4	6	6. 教育	15	4	6	6. 教育												
(1) 箱内の粉じん濃度等の測定の結果に応じて、粉じん濃度監査指針に基づく特別教育を行うこと。これら効率化教育を実施したときとし、受講の記録と作成し、3ヶ月間保存すること。なお、特定初心者に対する特別教育の実施と併せて、付近の作業場に準じた教育を実施すること。	15	4	6	(1) 箱内の粉じん濃度等の測定の結果に応じて、粉じん濃度監査指針に基づく特別教育を行うこと。これら効率化教育を実施したときとし、受講の記録と作成し、3ヶ月間保存すること。なお、特定初心者に対する特別教育の実施と併せて、付近の作業場に準じた教育を実施すること。	15	4	6	1	(1) 箱内の粉じん濃度等の測定の結果に応じて、粉じん濃度監査指針に基づく特別教育を行うこと。これら効率化教育を実施したときとし、受講の記録と作成し、3ヶ月間保存すること。なお、特定初心者に対する特別教育の実施と併せて、付近の作業場に準じた教育を実施すること。	15	4	6	1	15	4	6	1						
(2) 箱の作業場に就職する作業員に対し、呼吸用保護具の適切な着脱及び使用法を教えること。	15	4	6	(2) 箱の作業場に就職する作業員に対し、呼吸用保護具の適切な着脱及び使用法を教えること。	15	4	6	2	(2) 箱の作業場に就職する作業員に対し、呼吸用保護具の適切な着脱及び使用法を教えること。	15	4	6	2	(2) 箱の作業場に就職する作業員に対し、呼吸用保護具の適切な着脱及び使用法を教えること。	15	4	6	2	15	4	6	2	
15	5	1	第5節 感覚・火災防止	15	5	1	第5節 感覚・火災防止	15	5	1	第5節 感覚・火災防止												
15	5	1	(1) 第5節前項を準ずること。	15	5	1	(1) 第5節前項を準ずること。	15	5	1	(1) 第5節前項を準ずること。												
15	5	1	(2) 火災において、瓦斯漏洩等の火氣が生じる作業を行ふときは、付近の遮蔽物を撤去する等、火災防止の必要な措置を講じること。	15	5	1	(2) 火災において、瓦斯漏洩等の火氣が生じる作業を行ふときは、付近の遮蔽物を撤去する等、火災防止の必要な措置を講じること。	15	5	1	(2) 火災において、瓦斯漏洩等の火氣が生じる作業を行ふときは、付近の遮蔽物を撤去する等、火災防止の必要な措置を講じること。	15	5	1	2	15	5	1	2				
15	5	1	3 (1) 大火又是アーカーを使用する場所について、次の指摘を講じること。	15	5	1	3 (1) 大火又是アーカーを使用する場所について、次の指摘を講じること。	15	5	1	3 (1) 大火又是アーカーを使用する場所について、次の指摘を講じること。	15	5	1	3 (1) 大火又是アーカーを使用する場所について、次の指摘を講じること。	15	5	1	3 (1) 大火又是アーカーを使用する場所について、次の指摘を講じること。	15	5	1	3 (1)
15	5	1	3 (2) 消火栓の場所及び使用方法の確認。	15	5	1	3 (2) 消火栓の場所及び使用方法の確認。	15	5	1	3 (2) 消火栓の場所及び使用方法の確認。												
15	5	1	3 (3) 作業員の経験及び資質の場合の措置。	15	5	1	3 (3) 作業員の経験及び資質の場合の措置。	15	5	1	3 (3) 作業員の経験及び資質の場合の措置。												
15	5	1	(4) 大火警報の同一警報、油煙等の近くで火氣を放つたり、引火性、揮発性、燃焼性の火に火氣を放つけたりしないこと。	15	5	1	(4) 大火警報の同一警報、油煙等の近くで火氣を放つたり、引火性、揮発性、燃焼性の火に火氣を放つけたりしないこと。	15	5	1	(4) 大火警報の同一警報、油煙等の近くで火氣を放つたり、引火性、揮発性、燃焼性の火に火氣を放つけたりしないこと。	15	5	1	4	15	5	1	4				
15	5	1	4 (1) 火災又はアーカーを使用する場所について、次の指摘を講じること。	15	5	1	4 (1) 火災又はアーカーを使用する場所について、次の指摘を講じること。	15	5	1	4 (1) 火災又はアーカーを使用する場所について、次の指摘を講じること。	15	5	1	4 (1)	15	5	1	4 (1)				
15	5	1	4 (2) 消火栓の場所及び使用方法の確認。	15	5	1	4 (2) 消火栓の場所及び使用方法の確認。	15	5	1	4 (2) 消火栓の場所及び使用方法の確認。												
15	5	1	4 (3) 作業員の経験及び資質の場合の措置。	15	5	1	4 (3) 作業員の経験及び資質の場合の措置。	15	5	1	4 (3) 作業員の経験及び資質の場合の措置。												
15	5	1	(4) 大火警報の同一警報、油煙等の近くで火氣を放つたり、引火性、揮発性、燃焼性の火に火氣を放つけたりしないこと。	15	5	1	(4) 大火警報の同一警報、油煙等の近くで火氣を放つたり、引火性、揮発性、燃焼性の火に火氣を放つけたりしないこと。	15	5	1	(4) 大火警報の同一警報、油煙等の近くで火氣を放つたり、引火性、揮発性、燃焼性の火に火氣を放つけたりしないこと。	15	5	1	4 (4)	15	5	1	4 (4)				
15	6	1	6. 訓練・測定・検査・教育	15	6	1	6. 訓練・測定・検査・教育	15	6	1	6. 訓練・測定・検査・教育												
15	6	1	(1) 必要に応じて、空気呼吸装置、有効ガス等の濃度測定器具、安否電灯等の器具等の測定器具を備えつけ、常時有効に運用して保持すること。	15	6	1	(1) 必要に応じて、空気呼吸装置、有効ガス等の濃度測定器具、安否電灯等の器具等の測定器具を備えつけ、常時有効に運用して保持すること。	15	6	1	(1) 必要に応じて、空気呼吸装置、有効ガス等の濃度測定器具、安否電灯等の器具等の測定器具を備えつけ、常時有効に運用して保持すること。	15	6	1	2	15	6	1	2				
15	6	1	(2) 空気中の粉じん濃度等の測定の結果に応じて、粉じん濃度監査指針に基づく特別教育を行うこと。	15	6	1	(2) 空気中の粉じん濃度等の測定の結果に応じて、粉じん濃度監査指針に基づく特別教育を行うこと。	15	6	1	(2) 空気中の粉じん濃度等の測定の結果に応じて、粉じん濃度監査指針に基づく特別教育を行うこと。	15	6	1	2 (2)	15	6	1	2 (2)				
15	6	1	(3) 運転者によるところによる、瓦斯漏洩等の危険に伴う避難を促すことを。	15	6	1	(3) 運転者によるところによる、瓦斯漏洩等の危険に伴う避難を促すことを。	15	6	1	(3) 運転者によるところによる、瓦斯漏洩等の危険に伴う避難を促すことを。	15	6	1	3	15	6	1	3				

令和3年3月版				改訂(本文)				改訂理由						
章	節	項	文	適用基準等	章	節	項	文	適用基準等	章	節	項		
15	6	1	(4) 真空機の半分に心地よい風を吹き込む駆け足、その曲面等に接する方法等を規定させること。	安規則533	15	6	1	(4) 真空機の半分に心地よい風を吹き込む駆け足、その曲面等に接する方法等を規定させさせ、真神、運営に保持すること。	安規則533					
15	6	2	2. 水槽設置、通気装置、蓄電用器具	安規則389の9	15	6	2	2. 水槽設置、通気装置、蓄電用器具	安規則389の9					
15	6	2	(1) 流量、出水、ガス通路、火災その他の危険条件の場合に備え、蓄電・蓄熱・蓄冷のための必要にして坑内に通気装置、蓄電装置を設置すること。	安規則389の9	15	6	2	(1) 流量、出水、ガス通路、火災その他の危険条件の場合に備え、蓄電・蓄熱・蓄冷のための必要にして坑内に通気装置、蓄電装置を設置すること。	安規則389の9					
15	6	2	(2) 常時床の場合は作業員を保護させため、必要に応じて坑内の各当所に通気用器具、呼吸用器具等を必要とする場合に備え、風管の構造と作業方法を確認させるとともに、常時有効かつ満溝で保持すること。	安規則389の10	15	6	2	(2) 常時床の場合は作業員を保護させたため、必要に応じて坑内の各当所に通気用器具、呼吸用器具等を必要とする場合に備え、風管の構造と作業方法を確認させるとともに、常時有効かつ満溝で保持すること。	安規則389の10					
15	6	2	(3) 蒸気床の場合は作業員を保護させため、必要に応じて坑内の各当所に通気用器具、呼吸用器具等を必要とする場合に備え、風管の構造と作業方法を確認させるとともに、常時有効かつ満溝で保持すること。	安規則389の10	15	6	2	(3) 蒸気床の場合は作業員を保護させたため、必要に応じて坑内の各当所に通気用器具、呼吸用器具等を必要とする場合に備え、風管の構造と作業方法を確認させるとともに、常時有効かつ満溝で保持すること。	安規則389の10					
15	6	3	3. 敷様及び遮断の制限	安規則24の4,389の11	15	6	3	3. 敷様及び遮断の制限	安規則24の4,389の11					
15	6	3	西側に納入する必要な機械器具等の使用方法、敷様及遮断等について記載すること。	15	6	3	西側に納入する必要な機械器具等の使用方法、敷様及遮断等について記載すること。	15	6	3	西側に納入する必要な機械器具等の使用方法、敷様及遮断等について記載すること。	15	6	3
15	6	4	4. 無煙の対策	安規則640,642	15	6	4	4. 無煙の対策	安規則640,642					
15	6	4	(1) 災害時に備え、構造、配置、遮断及び消火の方法等について定め、工事關係者に周知させること。また、訓練を実施すること。	安規則640,642	15	6	4	(1) 災害時に備え、構造、配置、遮断及び消火の方法等について定め、工事關係者に周知させること。また、訓練を実施すること。	安規則640,642					
15	6	4	(2) 有毒、出水等による危険した危険があるときは、直ちに安全部門に連絡せること。	安規則389の7	15	6	4	(2) 有毒、出水等による危険した危険があるときは、直ちに安全部門に連絡せること。	安規則389の7					
15	6	4	(3) 坑口にトランセル等で作業を行う人の数及び氏名を常時確認する所置きに記載すること。	安規則24の6	15	6	4	(3) 坑口にトランセル等で作業を行う人の数及び氏名を常時確認する所置きに記載すること。	安規則24の6					
15	6	4	(4) 火災が発生したときは、直ちに初動火災に応じるとともに、直ちに三種類を発し、遮断遮断を行うこと。	15	6	4	(4) 火災が発生したときは、直ちに初動火災に応じるとともに、直ちに三種類を発し、遮断遮断を行うこと。	15	6	4				
15	7	1	第7章 可燃性ガス対策	官技発第329号 (SSJ.7.26)	15	7	1	第7章 可燃性ガス対策	官技発第329号 (SSJ.7.26)					
15	7	1	1. 施前調査における留意事項	官技発第329号 (SSJ.7.26)	15	7	1	1. 施前調査における留意事項	官技発第329号 (SSJ.7.26)					
15	7	1	(1) 地形、地質、ボーリング等資料の他、文獻資料、周辺工事実況記録等を十分検討し、可燃性ガスの発生のおそれについて判断すること。	15	7	1	(1) 地形、地質、ボーリング等資料の他、文獻資料、周辺工事実況記録等を十分検討し、可燃性ガスの発生のおそれについて判断すること。	15	7	1				
15	7	1	(2) 工事に先立って可燃性ガスの発生を伴う可能性のある地層、周囲、鉱脈及び断層など、ガスの派出と密接に関連する地質構造を吟味すること。	15	7	1	(2) 工事に先立って可燃性ガスの発生を伴う可能性のある地層、周囲、鉱脈及び断層など、ガスの派出と密接に関連する地質構造を吟味すること。	15	7	1				
15	7	1	(3) 計画の目的と達成するためには必ずしも所において、トランセル等で作業を行う場合に、ボーリング等で行うのと同様にガスの存在を認められた場合はエアーフリット、吸引等を実施してガスの漏洩をはかり排出状況(位置、湧出量)を的確に把握すること。	15	7	1	(3) 計画の目的と達成するためには必ずしも所において、トランセル等で作業を行う場合に、ボーリング等で行うのと同様にガスの存在を認められた場合はエアーフリット、吸引等を実施してガスの漏洩をはかり排出状況(位置、湧出量)を的確に把握すること。	15	7	1				
15	7	2	2. 工事中の調査・観察	官技発第329号 (SSJ.7.26)	15	7	2	2. 工事中の調査・観察	官技発第329号 (SSJ.7.26)					
15	7	2	(1) 可燃性ガスの発生を伴う可能性のある地層を避所する場合に、地盤の性質の変化と地盤の変動、可燃性ガスの存在に注目する。また、坑内に可燃性ガスの存在を認めた場合は、可燃性ガスの濃度と誤差を記載すること。	15	7	2	(1) 可燃性ガスの発生を伴う可能性のある地層を避所する場合に、地盤の性質の変化と地盤の変動、可燃性ガスの存在に注目するため、毎日切替の地盤状況を監視し、可燃性ガスの有無を調査し記載すること。	15	7	2				
15	7	2	(2) 既存に可燃性ガスが記載され、ガスの存在の可能性がある場合には、先述ボーリング等を実施し、本質属性とガスの状況を調査すること。なお、この際のガスの状況の調査は測定を行なうべき方法で実施して記載すること。	15	7	2	(2) 既存に可燃性ガスが記載され、ガスの存在の可能性がある場合には、先述ボーリング等を実施し、地盤属性とガスの状況を調査すること。なお、この際のガスの状況の調査は測定を行なうべき方法で実施して記載すること。	15	7	2				
15	7	2	(3) 可燃性ガスが発生するおそれのあるときは、通系、火災防止装置の設置等の措置を講じ、坑内に可燃性ガスの濃度を測定し、その結果を記載すること。	安規則382の2	15	7	2	(3) 可燃性ガスが発生するおそれのあるときは、通系、火災防止装置の設置等の措置を講じ、坑内に可燃性ガスの濃度を測定し、その結果を記載すること。	安規則382の2					
15	7	2	(4) 可燃性ガスの測定は、切羽、坑口(爆破立ち止まりを含む。)など、可燃性ガスが発生し、又は停滯するおそれがある場所について実施すること。	15	7	2	(4) 可燃性ガスの測定は、切羽、坑口(爆破立ち止まりを含む。)など、可燃性ガスが発生し、又は停滯するおそれがある場所について実施すること。	15	7	2				
15	7	3	3. 施工計画における留意事項	官技発第329号 (SSJ.7.26)	15	7	3	3. 施工計画における留意事項	官技発第329号 (SSJ.7.26)					
15	7	3	(1) 施工計画における留意事項のものあるときは、引火による爆発、火災時の遮断及び遮離、放散等の措置を検討したうえで施工計画を立案すること。	15	7	3	(1) 施工計画における留意事項のものあるときは、引火による爆発、火災時の遮断及び遮離、放散等の措置を検討したうえで施工計画を立案すること。	15	7	3				
15	7	3	(2) 日々の計画の統廃合により、施工計画の変更が必要が生じた場合は、速かに変更を行うこと。	15	7	3	(2) 日々の計画の統廃合により、施工計画の変更が必要が生じた場合は、速かに変更を行うこと。	15	7	3				
15	7	3	4. 可燃性ガスの処理	官技発第329号 (SSJ.7.26)	15	7	3	4. 可燃性ガスの処理	官技発第329号 (SSJ.7.26)					
15	7	4	安規則389の20/22	安規則389の20/22	15	7	4	4. 可燃性ガスの処理	官技発第329号 (SSJ.7.26)					

57/77

名古屋市規則				改訂(表)				改訂理由						
章	節	項	文	適用基準等	章	節	項	文	適用基準等	章	節	項		
15	10	1	(2) 地山のぬみを少なくするため、底削工法ただちに吹付けし、すみやかに支承工の施工を行うこと。	安衛則396	15	10	1	(2) 地山のぬみを少なくするため、底削工法ただちに吹付けし、すみやかに支承工の施工を行うこと。	安衛則396					
15	10	1	(3) 高橋を定め、高作業台及び高處4以上の地盤の底、部材の裏面、脚部の下の有無について点検し、常に危険のないように措置すること。	安衛則396	15	10	1	(3) 高橋を定め、高作業台及び高處4以上の地盤の底、部材の裏面、脚部の下の有無について点検し、常に危険のないように措置すること。	安衛則396					
15	10	1	(4) 穴吹き必要なる約分には、やらずを段切ること。	安衛則394	15	10	1	(4) 穴吹き必要なる部分には、やらずを段切ること。	安衛則394					
15	10	2	(1) ブルク支承工法は、灌漿面にあって、同一平面内に壁面、脚部には吹付消音用の防音板を設けること。	安衛則392, 393, 394	15	10	2	(1) ブルク支承工法は、灌漿面にあって、同一平面内に壁面、脚部には吹付消音用の防音板を設けること。	安衛則392, 393, 394					
15	10	2	(2) ブルク支承工法は、灌漿面にあって、同一平面内に壁面、脚部には吹付消音用の防音板を設けること。	安衛則394	15	10	2	(2) ブルク支承工法は、灌漿面にあって、同一平面内に壁面、脚部には吹付消音用の防音板を設けること。	安衛則394					
15	10	2	(3) 天井工法で施工するには、高架、机脚などの高さ、浮石の除去、天井の取り等を行った後、高石等に注意しながら施工し、必要により防音板を設けること。	安衛則384	15	10	2	(3) 天井工法で施工するには、高架、机脚などの高さ、浮石の除去、天井の取り等を行った後、高石等に注意しながら施工し、必要により防音板を設けること。	安衛則384					
15	10	2	(4) 天井工法で施工するには、高架、机脚などの高さ、浮石の除去、天井の取り等を行った後、高石等に注意しながら施工し、必要により防音板を設けること。	安衛則384	15	10	2	(4) 天井工法で施工するには、高架、机脚などの高さ、浮石の除去、天井の取り等を行った後、高石等に注意しながら施工し、必要により防音板を設けること。	安衛則384					
15	10	2	(5) ブルク支承工法は、繩ガルト及び繩ざり等を用いて造園に適応すること。	安衛則394	15	10	2	(5) ブルク支承工法は、繩ガルト及び繩ざり等を用いて造園に適応すること。	安衛則394					
15	10	3	3. 吹付コンクリート		15	10	3	3. 吹付コンクリート						
15	10	3	(1) 支承工としての十分な強度を確保するため、示方配合に基づき、吹付材料、練り混ぜ方、吹付機械、吹付方法等、現場の状況に合わせて施工方法を決定すること。	安衛則394	15	10	3	(1) 支承工としての十分な強度を確保するため、示方配合に基づき、吹付材料、練り混ぜ方、吹付機械、吹付方法等、現場の状況に合わせて施工方法を決定すること。	安衛則394					
15	10	3	(2) 施工用器具等の組合せや、添水のあらかじめ等、予想外の条件のもと効率よく施工するよう注意を喚起すること。	安衛則394	15	10	3	(2) 施工用器具等の組合せや、添水のあらかじめ等、予想外の条件のもと効率よく施工するよう注意を喚起すること。	安衛則394					
15	10	3	(3) 初引の初期荷重が近く、周囲が薄いとき又は土圧があるとき等、状況に応じて補助工法も含めた対策を講じること。	安衛則394	15	10	3	(3) 初引の初期荷重が近く、周囲が薄いとき又は土圧があるとき等、状況に応じて補助工法も含めた対策を講じること。	安衛則394					
15	10	4	4. ロックボルト		15	10	4	4. ロックボルト						
15	10	4	(1) 吹付コンクリート完了後、すみやかにロックボルトを打設すること。	安衛則390	15	10	4	(1) 吹付コンクリート完了後、すみやかにロックボルトを打設すること。	安衛則390					
15	10	4	(2) 施工を十分に実施するため、地山に打ち込んだボルトを定期的に確認するよう努めること。	安衛則390	15	10	4	(2) 施工を十分に実施するため、地山に打ち込んだボルトを定期的に確認するよう努めること。	安衛則390					
15	10	4	(3) せん孔部、孔の内引力を除去し、地山とロックボルトが十分に付着するよう努めること。	安衛則390	15	10	4	(3) せん孔部、孔の内引力を除去し、地山とロックボルトが十分に付着するよう努めること。	安衛則390					
15	10	4	(4) ボルトは、ペアリングプレートを介して、端みのないよう一分縫付すること。	安衛則390	15	10	4	(4) ボルトは、ペアリングプレートを介して、端みのないよう一分縫付すること。	安衛則390					
15	10	5	5. その他の標準		15	10	5	5. その他の標準						
15	10	5	6. 計測装置		15	10	6	6. 計測装置						
15	10	6	安全に実施するため、施工用具に応じて内空部及び地山の車動等の計測を行い、計測の結果に基づいて必要に応じて安全な工法への変更に留意を図ること。	安衛則390	15	10	6	安全に実施するため、施工用具に応じて内空部及び地山の車動等の計測を行い、計測の結果に基づいて必要に応じて安全な工法への変更に留意を図ること。	安衛則390					
15	11	1	第11節 塗工		15	11	1	第11節 塗工						
15	11	1	1. 塗わく一般		15	11	1	1. 塗わく一般						
15	11	1	(1) 塗わく施工の場合は、地盤、土圧等を考慮した强度を有し、着しりを十分に実施するため、地山に打ち込んだボルトを定期的に確認するよう努めること。	安衛則398	15	11	1	(1) 塗わく施工の場合は、地盤、土圧等を考慮した强度を有し、着しりを十分に実施するため、地山に打ち込んだボルトを定期的に確認するよう努めること。	安衛則398					
15	11	1	(2) 塗わく施工を行なう場合、地盤の上に十分に剥離されるものとすること。	安衛則398	15	11	1	(2) 塗わく施工は、通過する重量、車両等に対して安全上必要な空間を有し、堅密な足場を有するものであること。	安衛則398					
15	11	1	(3) 塗わくの組立、解体		15	11	2	2. 塗わくの組立、解体						
15	11	2	(1) 塗わくのケレン、運搬作業においては、落屑を防止するため、適切な放電棒を設けること。	安衛則398	15	11	2	(1) 塗わくのケレン、運搬作業においては、落屑を防止するため、適切な放電棒を設けること。	安衛則398					
15	11	2	(2) 塗わく施工の場合は、部材の落下、転倒防止のため、構造設計上、上下方向間に作業を行なうようにし、必要に応じて監視員を配置すること。	安衛則398	15	11	2	(2) 塗わく施工の場合は、構造設計上、上下方向間に作業を行なうようにし、必要に応じて監視員を配置すること。	安衛則398					
15	11	2	(3) 収口は、打ち込んだコンクリートが必要な強度に達するまで取りはずすこと。	安衛則398	15	11	2	(3) 収口は、打ち込んだコンクリートが必要な強度に達するまで取りはずすこと。	安衛則398					
15	11	3	3. コンクリートの打設		15	11	3	3. コンクリートの打設						
15	11	3	(1) 吹上り方式による場合は、通圧送による塗わくの実施を妨げると、十分な塗り重ねを難しくする。	安衛則398	15	11	3	(1) 吹上り方式による場合は、通圧送による塗わくの実施を妨げると、十分な塗り重ねを難しくする。	安衛則398					
15	11	3	(2) 吹上り方式による場合は、地盤の上に十分に剥離されるものとすること。	安衛則398	15	11	3	(2) 吹上り方式による場合は、地盤の上に十分に剥離されるものとすること。	安衛則398					
15	11	3	(3) コンクリート圧送装置が故障した場合は、圧送空氣を遮断し、吹き出されないような拘束をとつてから操作をすること。	安衛則398	15	11	3	(3) コンクリート圧送装置が故障した場合は、圧送空氣を遮断し、吹き出されないような拘束をとつてから操作をすること。	安衛則398					
15	11	3	4. ブルク支承工法		15	11	4	4. ブルク支承工法						
15	11	4	(1) コンクリートの施工が終了後、満度が適度で、かつ雨圧がかかるないように左右対象に、できるだけ水平に打込むこと。	安衛則390	15	11	4	(1) コンクリートの施工が終了後、満度が適度で、かつ雨圧がかかるないように左右対象に、できるだけ水平に打込むこと。	安衛則390					
15	11	4	(2) 高橋注入		15	11	4	4. 高橋注入						
15	11	4	過大な注入量による、高エコングリートの破壊等が発生しないよう、注入量をあらかじめ設定すること。	安衛則390	15	11	4	過大な注入量により、高エコングリートの破壊等が発生しないよう、注入量をあらかじめ設定すること。	安衛則390					
16	1	第1節 シールド・推進工事		16	1	第1節 一般事項		16	1	シールド・トンネル工事の場合は、シールド・トンネル工事に伴う改訂				
16	1	1.	通用		16	1	1	1. 通用		・ガイドライン策定に伴う改訂				
16	1	本車は主に、シールド工事、立坑工事、推進工事に適用する。			16	1	1	本車は主に、シールド・トンネル工事、立坑工事、推進工事に適用する。		・ガイドライン策定に伴う改訂				
16	1	1	1		16	1	1	1	シールド・トンネル工事の場合は、シールド・トンネル工事に伴う改訂					
16	1	2	2. 工事内容の把握		16	1	2	2. 工事内容の把握						
16	1	2	0	第5章第1節、第5章第2節に準ずること。	安衛則390	16	1	2	0	第5章第1節、第5章第2節に準ずること。				
16	1	3	3. 常時監視		16	1	3	3. 常時監視						
16	1	3	0	常時監視に準ずること。	安衛則390	16	1	3	0	常時監視に準ずること。	安衛則390	・ガイドライン策定に伴う改訂		
16	1	4	4. 前期調査における留意事項		16	1	4	4. 前期調査における留意事項		・ガイドライン策定に伴う改訂				
16	1	4	1	1. 地盤の状況		16	1	4	1	1. 地盤の状況				
16	1	4	0	四脚の台車から、万一事故が発生した場合の収容を終了し、リリクをあらした場合約シールド・トンネルの工事を行うことを。	安衛則390	16	1	4	0	四脚の台車から、万一事故が発生した場合の収容を終了し、リリクをあらした場合約シールド・トンネルの工事を行うことを。		・ガイドライン策定に伴う改訂		
16	1	4	0	そのためシールド工法、推進工法を安全に実施するために必要な資料を用いるため、「どの調査を行い、その範囲と記述」保存すること。	安衛則390	16	1	4	0	そのためシールド工法、推進工法を安全に実施するために必要な資料を用いるため、「どの調査を行い、その範囲と記述」保存すること。		・ガイドライン策定に伴う改訂		
16	1	4	0	3	① 地盤及び土質調査（地盤試験、地下水）		16	1	4	0	① 地盤及び土質調査（地盤試験、地下水）		・ガイドライン策定に伴う改訂	
16	1	4	0	② 地盤構造、有害ガスによる危険防止、通気・火災防止等のための調査（地下水、有害ガス及びタンブル等、有害ガスの有無等）	安衛則390	16	1	4	0	② 地盤構造、有害ガスによる危険防止、通気・火災防止等のための調査（地下水、有害ガス及びタンブル等、有害ガスの有無等）		・ガイドライン策定に伴う改訂		
16	1	4	0	③ 地盤・溶岩・断層の調査（地盤の基礎状況、地下埋設物占用勘定等）の状況、材質並びに周辺地盤の状況	安衛則390	16	1	4	0	③ 地盤・溶岩・断層の調査（地盤の基礎状況、地下埋設物占用勘定等）の状況、材質並びに周辺地盤の状況		・ガイドライン策定に伴う改訂		
16	1	4	0	④ 海、河川、湖沼を横断して通過するシールド・トンネルを計画する場合は、海底、河床、湖底の底蓋等を十分に実施すること。	安衛則390	16	1	4	0	④ 海、河川、湖沼を横断して通過するシールド・トンネルを計画する場合は、海底、河床、湖底の底蓋等を十分に実施すること。		・ガイドライン策定に伴う改訂		
16	1	5	5. 初じに設ける留意事項		16	1	5	5. 初じに設ける留意事項						
16	1	5	0	初じんの発生のあらゆる工事を採用の場合は、第15章第6、(3)、8.(3)(5)、第3部1.2及び第3部2.0を準用すること。	安衛則390	16	1	5	0	初じんの発生のあらゆる工事を採用の場合は、第15章第6、(3)、8.(3)(5)、第3部1.2及び第3部2.0を準用すること。				
16	1	6	6. 可燃性ガスによる影響		16	1	6	6. 可燃性ガスによる影響						
16	1	6	0	可燃性ガスによる影響のある工事等については、本章の他の規定に準用すること。	安衛則390	16	1	6	0	可燃性ガスによる影響のある工事等については、本章の他の規定に準用すること。		・ガイドライン策定に伴う改訂		
16	1	7	7. 施工計画における留意事項		16	1	7	7. 施工計画における留意事項						
16	1	7	0	第1章第3節に準ずること。	安衛則390	16	1	7	0	第1章第3節に準ずること。				
16	1	8	8. 施工工事における留意事項		16	1	8	8. 施工工事における留意事項						
16	1	8	0	(1) 土質及び地下水の調査に基づいて、工法及び高橋注入等の補助工法の施工計画を定め、実施に実施すること。	安衛則390	16	1	8	0	(1) 土質及び地下水の調査に基づいて、工法及び高橋注入等の補助工法の施工計画を定め、実施に実施すること。		・適用基準等の表示位置を16-1-8-1に移動		
16	1	8	1	(2) 地盤及び地下水の調査に基づいて、工法及び高橋注入等の補助工法の施工計画を定め、実施に実施すること。	安衛則390	16	1	8	1	(2) 地盤及び地下水の調査に基づいて、工法及び高橋注入等の補助工法の施工計画を定め、実施に実施すること。		・適用基準等の表示位置を16-1-8から移動		

65/77

令和3年3月版				改訂(本)				改訂(本)				
章	節	項	一	章	節	項	一	章	節	項	一	
第1章	安全・衛生・環境の基準と方針	本文		適用基準等	本文			適用基準等	本文			
16	2	11	7	シールド工事の安全・衛生・環境の基準と方針	本文			シールド工事の安全・衛生・環境の基準と方針	本文			
16	2	11	1	シールド工事の安全・衛生・環境の基準と方針をもとに改訂したこと。				シールド工事の安全・衛生・環境の基準と方針をもとに改訂したこと。			・ガイドライン策定に伴う改訂	
16	4	12	1	1.5. 二次覆工コンクリート				1.5. 二次覆工コンクリート			・ガイドライン策定に伴う改訂	
16	4	12	0	1 二次覆工コンクリートについては、第15条(1)項に兼じること。	16	4	0	1 二次覆工コンクリートについては、第15条(1)項に兼じること。			・ガイドライン策定に伴う改訂	
16	4	12	1	1.5. 施工管理会社				1.5. 施工管理会社			・ガイドライン策定に伴う改訂	
16	4	12	2	シールド工事の安全・衛生・環境の基準と方針をもとに改訂したこと。	16	4	5	1.5. 施工管理会社			・ガイドライン策定に伴う改訂	
16	4	15	0	1.5. 施工管理会社				1.5. 施工管理会社			・ガイドライン策定に伴う改訂	
16	4	15	0	1.5. 施工管理会社	16	4	5	1.5. 施工管理会社	シールド工事の安全・衛生・環境の基準と方針をもとに改訂したこと。		・ガイドライン策定に伴う改訂	
16	4	15	1	シールド工事の安全・衛生・環境の基準と方針をもとに改訂したこと。	16	4	5	1.5. 施工管理会社	シールド工事の安全・衛生・環境の基準と方針をもとに改訂したこと。		・ガイドライン策定に伴う改訂	
16	4	15	2	シールド工事の安全・衛生・環境の基準と方針をもとに改訂したこと。	16	4	5	1.5. 施工管理会社	シールド工事の安全・衛生・環境の基準と方針をもとに改訂したこと。		・ガイドライン策定に伴う改訂	
16	5	1	1.1. 袋材	16	5	1	1.1. 袋材	シールド工事の安全・衛生・環境の基準と方針をもとに改訂したこと。			・ガイドライン策定に伴う改訂	
16	5	1	0	袋用資材は、その使用目的に十分耐え得る強度を有するものを使用すること。	16	5	1	0	袋用資材は、その使用目的に十分耐え得る強度を有するものを使用すること。			・ガイドライン策定に伴う改訂
16	5	2	2. 施設台	16	5	2	2. 施設台	2. 施設台			・ガイドライン策定に伴う改訂	
16	5	2	0	施設台は、立坑の基礎コンクリートの上に、正確かつ堅密に設付されるべきである。	16	5	2	0	施設台は、立坑の基礎コンクリートの上に、正確かつ堅密に設付されること。			・ガイドライン策定に伴う改訂
16	5	3	3. 施設管理	16	5	3	3. 施設管理	3. 施設管理			・ガイドライン策定に伴う改訂	
16	5	3	1	(1) 第16条(4)項に準ずること。	16	5	3	1	(1) 第16条(4)項に準ずること。			・ガイドライン策定に伴う改訂
16	5	3	2	(2) ジャッキは、掩道管に対して均等な荷力を与えよう。掩道管と壁の接道方向と一致させて搬入すること。	16	5	3	2	(2) ジャッキは、掩道管に対して均等な荷力を与えよう。掩道管と壁の接道方向と一致させて搬入すること。			・ガイドライン策定に伴う改訂
16	5	3	3	(3) 刃口部施工工法では刃の破損、刃部の荷重をかけ、掩道管の搬入に際して刃を保護すること。	16	5	3	3	(3) 刃口部施工工法では、刃の破損、刃部の荷重をかけ、掩道管の搬入に際して刃を保護すること。			・ガイドライン策定に伴う改訂
16	5	3	4	(4) 掘進行程は、地山の土質及び掘進距離に応じ、切羽の安定、掩道管、支柱等の保護を割り、車の通行がないように施工すること。	16	5	3	4	(4) 掘進行程は、地山の土質及び掘進距離に応じ、切羽の安定、掩道管、支柱等の保護を割り、車の通行がないように施工すること。			・ガイドライン策定に伴う改訂
16	5	4	4. 地盤土の搬出	安衛法21	16	5	4	4. 地盤土の搬出	安衛法21			

令和3年3月版				改訂(第)				改訂理由			
章	節	条	項	本文	適用基準等	章	節	条	項	本文	適用基準等
17	2	1	2	(2) 火打薬を用いた構造とする時は、特に落りが起こらないようにし、常に直立させること。		17	2	1	2	(2) 火打薬を用いた構造とする時は、特に落りが起こらないようにし、常に直立させること。	
17	2	2		2. 遊傍者の範囲と確認するには、水面、底面及び場内外の確認を行う場合には、水面、底面及び場内外の確認を行うこと。		17	2	2	2	(1) 城防等の範囲確認を行う際には、水面、底面及び場内外の確認を行ったうえで、作業をすること。	
17	2	2	1	(2) 落り羽等では、城防の範囲、使用する範囲の確認、作業員の配置、河川距離標・障害物の有無等確認すること。		17	2	2	2	(2) 落り羽等では、城防の範囲、使用する範囲の確認、作業員の配置、河川距離標・障害物の有無等確認すること。	
17	2	2	2			17	2	3		3. 安全注意等	
17	2	3	1	(1) 河川を歩く場合のときは、あらかじめ、安全な渡河地点を選び、必ずに応じて歩く場所はお鍋を着用せず、特に直接を踏むことを禁じること。		17	2	3	1	(1) 河川を歩いて渡かるときは、あらかじめ、安全な渡河地点を選び、必ずに応じて歩く場所はお鍋を着用せず、特に直接を踏むことを禁じること。	
17	2	3	2	(2) 船を活用するときは、定員を超えた乗船、又は定員以上の荷物を運搬するときは、作業員をすること。	安規則532	17	2	3	2	(2) 船を活用するときは、定員を超えた乗船、又は定員以上の荷物を運搬するときは、作業員をすること。	安規則532
17	2	3	3	(3) 船を止めておくときは、いかりをおろすか又はロープでつなぐこと。		17	2	3	3	(3) 船を止めておくときは、いかりをおろすか又はロープでつなぐこと。	
17	2	3	4	(4) 船の舟の卸し販賣をするときは、船主、甲板、積荷及び船と同様の間の通路を確保しておくこと。	安規則551	17	2	3	4	(4) 船の舟の卸し販賣をするときは、船主、甲板、積荷及び船と同様の間の通路を確保してておくこと。	安規則551
17	2	3	5	(5) 水への伝播のおそれのあるときは、作業用救衣を着用すること。		17	2	3	5	(5) 水中の伝播のおそれのあるときは、作業用救衣を着用すること。	
17	2	4		4. 防水時の対策		17	2	4		4. 防水時の対策	
17	2	4	1	(1) 防水が起るおそれのある河川では、特に水面に対しての防水対策を講じておくこと。		17	2	4	1	(1) 防水が起るおそれのある河川では、特に水面に対しての防水対策を講じておくこと。	
17	2	4	2	(2) 衣料等に防水しておこうこと。		17	2	4	2	(2) 衣料等に防水しておこうこと。	
17	2	4	3	(3) 上岸時にダム等のある河川工事では、ダムの放流等に対する対策を講じておくこと。		17	2	4	3	(3) 上岸時にダム等のある河川工事では、ダムの放流等に対する対策を講じておくこと。	
17	3			第五節 防水作業		17	3	1		1. 防水作業	
17	3	1	1	(1) 予想される海水深度に対して十分な防波設置を準備すること。	高圧則8	17	3	1	1	(1) 予想される海水深度に対して十分な防波設置を準備すること。	高圧則8
17	3	1	2	(2) 手斧・ポンプ等は、海水深度に応じて、テコを出す速度を変えること。	高圧則28	17	3	1	2	(2) 手斧・ポンプ等では、海水深度に応じて、テコを出す速度を変えること。	高圧則28
17	3	1	3	(3) コンプレッサーを使う場合は、予備空氣の空気圧が十分でないコンプレッサーが先端に作用しないよう、空気筒と空気筒の接続部にその水素の圧力における規定の遮気量を確保すること。	高圧則8, 9, 28	17	3	1	3	(3) コンプレッサーを使う場合は、予備空氣の空気圧が十分でないコンプレッサーが先端に作用しないよう、空気筒と空気筒の接続部にその水素の圧力における規定の遮気量を確保すること。	高圧則8, 9, 28
17	3	1	4	(4) 海水用ポンプ等は、十分安全な場所に設置し、付近で発作作業を行うことがあるときは更なる防波設置を設けること。		17	3	1	4	(4) 海水用ポンプ等は、十分安全な場所に設置し、付近で発作作業を行うこと。	
17	3	2		2. 救急設備		17	3	2		2. 救急設備	
17	3	2	0	(1) 救急船等を行うために必要な二往室を備えるか、又は利用できるよう位置を設じること。		17	3	2	0	(1) 救急船等を行うために必要な二往室を備えるか、又は利用できるよう位置を設じること。	
17	3	3		3. 潜水作業		17	3	3		3. 潜水作業	
17	3	3	1	(1) 作業の内容、作業方法、潜水時間等に最も適した潜水種別を選択すること。		17	3	3	1	(1) 作業の内容、作業環境、潜水時間等に最も適した潜水種別を選択すること。	
17	3	3	2	(2) 潜水・浮上は、常に固定した下り制を伝わって行うこと。	高圧則33	17	3	3	2	(2) 潜水・浮上は、常に固定した下り制を伝わって行うこと。	高圧則33
17	3	3	4	4. 運航方法		17	3	4		4. 運航方法	
17	3	4	0	ヘルメット及びスマスク式潜水装置を使うときは、潜水士は水中電話又はヘッドセットにつけて、監視係員と常に連絡をとること。		17	3	4	0	ヘルメット及びスマスク式潜水装置を使うときは、潜水士は水中電話又はヘッドセットにつけて、監視係員と常に連絡をとること。	
17	3	5		5. 組織		17	3	5		5. 組織	
17	3	5	1	(1) 潜水作業中は、同一作業船上に所定の機械を運搬するほか、積付吊などを設置する機械を揚げ、専任の監視員を配置すること。	海事法27	17	3	5	1	(1) 潜水作業中は、同一作業船上に所定の機械を運搬するほか、積付吊などを設置する機械を揚げ、専任の監視員を配置すること。	海事法27
17	3	5	2	(2) 潜水士2人以上ごとに1人の通話員を付けること。		17	3	5	2	(2) 潜水士2人以上ごとに1人の通話員を付けること。	
17	3	6		6. 取手上げ防止		17	3	6		6. 取手上げ防止	
17	3	6	1	(1) 身体表面に付けるときは、吸汗布により吸汗量を調節して、吸汗性をもつたうえで、肌面を考慮して設けること。		17	3	6	1	(1) 身体表面に付けるときは、吸汗布により吸汗量を調節して、吸汗性をもつたうえで、肌面を考慮して設けること。	
17	3	6	2	(2) 防水分の吸収率の作動を終了させること。	高圧則19	17	3	6	2	(2) 防水分や吸収率の作動を終了させること。	高圧則19
17	3	6	3	(3) 防水分を引きずらないよう、船をしっかり止めておくこと。	高圧則29	17	3	6	3	(3) 防水分を引きずらないよう、船をしっかり止めておくこと。	高圧則29
17	3	7		7. 更なる防い止め		17	3	7		7. 更なる防い止め	
17	3	7	1	(1) 漏れで作業をする場合は、漏れによって漏れないので対応しつけること。		17	3	7	1	(1) 漏れで作業をする場合は、漏れによって漏れないので対応しつけること。	
17	3	7	2	(2) 潜水場内に陥落ガスの漏洩が起らないうよう、遮気を十分に保つこと。		17	3	7	2	(2) 潜水場内に陥落ガスの漏洩が起らないうよう、遮気を十分に保つこと。	
17	3	7	3	(3) 防水着を口でくわえるアクリラングのような漏水箇を使用場合は、潜水作業員に異常がないか監視すること。		17	3	7	3	(3) 防水着を口でくわえるアクリラングのような漏水箇を使用場合は、潜水作業員に異常がないか監視すること。	

69/77

令和3年3月版				改訂(第)				改訂理由			
章	節	条	項	本文	適用基準等	章	節	条	項	本文	適用基準等
17	3	8		8. 戻船力等による中止		17	3	8		8. 戻船力等による中止	
17	3	8	1	(1) ヘルメット式又はスマスク式潜水装置では、水面にかかるらず、常に規定の遮気量以上の空気が潜水士に送られるように監視すること。		17	3	8	1	(1) ヘルメット式又はスマスク式潜水装置では、水面にかかるらず、常に規定の遮気量以上の空気が潜水士に送られるように監視すること。	
17	3	8	2	(2) 遮気用ポンプの空気取入口は、エンジンの排気その他の有害ガスの入らないよう、風向を考慮して設けること。		17	3	8	2	(2) 遮気用ポンプの空気取入口は、エンジンの排気その他の有害ガスの入らないよう、風向を考慮して設けること。	
17	3	8	3	(3) 通過する空気は、必ず浮化装置を通したものとすること。	高圧則9	17	3	8	3	(3) 通過する空気は、必ず浮化装置を通したものとすること。	高圧則9
17	3	9		9. 頭痛の中止		17	3	9		9. 頭痛の中止	
17	3	9	1	(1) 高圧仕事下の潜時は、作業計画を監視すること。		17	3	9	1	(1) 高圧仕事下の潜時は、作業計画を監視すること。	
17	3	9	2	(2) ヘリウム純度海水では、深淵に応じて酸素濃度比を常に一定に保つこと。		17	3	9	2	(2) ヘリウム純度海水では、深淵に応じて酸素濃度比を常に一定に保つこと。	
17	3	10		10. 通話装置		17	3	10		10. 通話装置	
17	3	10	1	(1) 潜水士免許を有する者に作業させること。	高圧則12	17	3	10	1	(1) 潜水士免許を有する者に作業させること。	高圧則12
17	3	10	2	(2) 潜水する前に記述止、換気装置等が確実に作動することを確認すること。	高圧則34	17	3	10	2	(2) 潜水する前に記述止、換気装置等が確実に作動することを確認すること。	高圧則34
17	4			第四節 作業船及び船舶作業		17	4			第四節 作業船及び船舶作業	
17	4	1	1	1. 人身の水上補助		17	4	1	1	1. 人身の水上補助	
17	4	1	2	(1) 作業船員及び小艇船員は資格を有する潜航作業者を乗り組ませること。	船員資格及び小型艇船員資格法16	17	4	1	1	(1) 作業船員及び小艇船員は資格を有する潜航作業者を乗り組ませること。	船員資格及び小型艇船員資格法16
17	4	1	3	(2) 予想される潜航人員、気象、渦潮、渦流、その他の条件に応じて船員の大きさで、十分な強度を有し、最大潜航よりも遅い速さ、安全性のある潜航を選定すること。		17	4	1	2	(2) 予想される潜航人員、気象、渦潮、渦流、その他の条件に応じて船員の大きさで、十分な強度を有し、最大潜航よりも遅い速さ、安全性のある潜航を選定すること。	
17	4	1	4	(3) 通過に必要な航跡準備、その他の船員及び気象を備えること。		17	4	1	3	(3) 通過に必要な航跡準備、その他の船員及び気象を備えること。	
17	4	1	5	(4) 船員は、潜航人員が多い場合でも、定員を守ること。	安規則531	17	4	1	4	(4) 船員は、潜航人員が多い場合でも、定員を守ること。	安規則531
17	4	1	6	(5) その他の潜航に関する法律を遵守し、安全に運航すること。		17	4	1	6	(5) その他の潜航に関する法律を遵守し、安全に運航すること。	
17	4	2		2. 運航・回航・航跡作業		17	4	2		2. 運航・回航・航跡作業	
17	4	2	1	(1) 作業船等を自航式又は帆式により運航、回航するときは、当該作業船等の安全を確保することは勿論のこと、付近の一般船舶又は漁業船舶等に対する危険航行を避けること。		17	4	2	1	(1) 作業船等を自航式又は帆式により運航、回航するときは、当該作業船等の安全を確保することは勿論のこと、付近の一般船舶又は漁業船舶等に対する危険航行を避けること。	
17	4	2	2	(2) 回航、乗合船等にあつては、沿岸に求められた形態物、灯火、航法表示等を守り、適切な航跡、艶麗な曳引などを行動し、安全に運航すること。	海事法20, 24	17	4	2	2	(2) 回航、乗合船等にあつては、沿岸に求められた形態物、灯火、航法表示等を守り、適切な航跡、艶麗な曳引などを行動し、安全に運航すること。	海事法20, 24
17	4	2	3	(3) 乗合は定期的に行なうことを原則とし、潮流、逆潮流に適応するよう計画すること。		17	4	2	3	(3) 乗合は定期的に行なうことを原則とし、潮流、逆潮流に適応するよう計画すること。	
17	4	2	4	(4) 航跡が長いときは、あらかじめ航跡地を定めるとともに、避難港を定め、潜航等を実施するなどして、船を迷わないようすること。		17	4	2	4	(4) 航跡が長いときは、あらかじめ航跡地を定めるとともに、避難港を定め、潜航等を実施するなどして、船を迷わないようすること。	
17	4	2	5	(5) 潜航等の作業を実施する場合は、潜航員、作業用救衣、その他の必要道具を充てんさせること。		17	4	2	5	(5) 潜航等の作業を実施する場合は、潜航員、作業用救衣、その他の必要道具を充てんさせること。	
17	4	3	6	(6) 潜航等の作業を終了する場合は、潜航員、作業用救衣、その他の必要道具を充てんさせること。	船員資格55	17	4	3	6	(6) 潜航等の作業を終了する場合は、潜航員、作業用救衣、その他の必要道具を充てんさせること。	船員資格55
17	4	3	7	(7) 出入港・係留作業		17	4	3	7	(7) 出入港・係留作業	
17	4	3	8	(1) 出入港時に定められた潜航等を実施すること。		17	4	3	8	(1) 出入港時に定められた潜航等を実施すること。	
17	4	3	9	(2) 出航前があるときは、船の出航を優先させること。	港則法18の3	17	4	3	9	(2) 出航前があるときは、船の出航を優先させること。	港則法18の3
17	4	3	10	(3) 作業を開始する前に、搭載機の作動状況、実測距離を点検すること。	港則法15	17	4	3	10	(3) 作業を開始する前に、搭載機の作動状況、実測距離を点検すること。	港則法15
17	4	3	11	(4) 白旗にて潜航等を実施する場合は、潜航等を実施すること。		17	4	3	11	(4) 白旗にて潜航等を実施する場合は、潜航等を実施すること。	
17	4	3	12	(5) 潜航等の潜航等を終了する場合は、潜航員、作業用救衣、その他の必要道具を充てんさせること。		17	4	3	12	(5) 潜航等の潜航等を終了する場合は、潜航員、作業用救衣、その他の必要道具を充てんさせること。	
17	4	4	1	(6) 潜航等の作業を終了した場合は、潜航員、作業用救衣、その他の必要道具を充てんさせること。	安規則41	17	4	4	1	(6) 潜航等の作業を終了した場合は、潜航員、作業用救衣、その他の必要道具を充てんさせること。	安規則41
17	4	4	2	(7) 潜航等の潜航等を終了する場合は、潜航員、作業用救衣、その他の必要道具を充てんさせること。	安規則450	17	4	4	2	(7) 潜航等の潜航等を終了する場合は、潜航員、作業用救衣、その他の必要道具を充てんさせること。	安規則450
17	4	4	3	(8) 潜航等の潜航等を終了する場合は、潜航員、作業用救衣、その他の必要道具を充てんさせること。		17	4	4	3	(8) 潜航等の潜航等を終了する場合は、潜航員、作業用救衣、その他の必要道具を充てんさせること。	
17	4	4	4	(9) 潜航等の潜航等を終了する場合は、潜航員、作業用救衣、その他の必要道具を充てんさせること。		17	4	4	4	(9) 潜航等の潜航等を終了する場合は、潜航員、作業用救衣、その他の必要道具を充てんさせること。	
17	4	4	5	(10) 潜航等の潜航等を終了する場合は、潜航員、作業用救衣、その他の必要道具を充てんさせること。		17	4	4	5	(10) 潜航等の潜航等を終了する場合は、潜航員、作業用救衣、その他の必要道具を充てんさせること。	

令和3年3月版					改訂(本文)					改訂(本文)				
規	範	規	項	一	本文	適用基準等	規	範	規	項	一	本文	適用基準等	
17	4	5	1	5. 船外作業			17	4	5	1	5. 船外作業			
17	4	5	1	(1) 船外作業の作業員は、安全ベルト又は作業用救命衣を着用し、作業を行なうこと。	船安則附16.52		17	4	5	1	(1) 船外作業の作業員は、安全ベルト又は作業用救命衣を着用し、作業を行なうこと。	船安則附16.52		
17	4	5	2	(2) 安全な作業用具を使用し、付近には救命浮環等を用意しておこなうこと。	船安則附52		17	4	5	2	(2) 安全な作業用具を使用し、付近には救命浮環等を用意しておこなうこと。	船安則附52		
17	4	5	3	(3) 安置員は、適当な場所に配置し、船外の作業員との連絡を行なうこと。	船安則附52		17	4	5	3	(3) 監視員は、適当な場所に配置し、船外の作業員との連絡を行なうこと。	船安則附52		
17	4	5	4	(4) 下の場合には、船外作業を中止すること。	船安則附51		17	4	5	4	(4) 下の場合には、船外作業を中止すること。	船安則附51		
17	4	5	4	(1) 船体が船底又は海底等で傾く大いに危険な場合			17	4	5	4	(1) 船体が船底又は海底等で傾く大いに危険な場合	船安則附51		
17	4	5	4	(2) 強風、大雨、大波等の悪天候で危険のおそれのある場合			17	4	5	4	(2) 強風、大雨、大波等の悪天候で危険のおそれのある場合	船安則附51		
17	4	6	6	6. 被渕・漁網作業			17	4	6	6	6. 被渕・漁網作業			
17	4	6	1	(1) 被渕網の搭船、漁網作業及び準備作業、船体の点検整備は船長の監視の指揮により行い、安全で正確な作業を行うこと。			17	4	6	1	(1) 被渕網の搭船、漁網作業及び準備作業、船体の点検整備は船長の監視の指揮により行い、安全で正確な作業を行うこと。			
17	4	6	2	(2) あらかじめ作業場所付近の警戒を行い、漁港及び非常用舟艇等を確認しておこなうこと。			17	4	6	2	(2) あらかじめ作業場所付近の警戒を行い、漁港及び非常用舟艇等を確認しておこなうこと。			
17	4	6	3	(3) 航運監視、あらかじめ確実な航路を確認し、可動船の航跡等を把握した後、警戒、避難所等を周知したのち行なうこと。特に川の曲り四回目四回目の運航を確認すること。			17	4	6	3	(3) 航運監視、あらかじめ確実な航路を確認し、可動船の航跡等を把握した後、警戒、避難所等を周知したのち行なうこと。特に川の曲り四回目四回目の運航を確認すること。			
17	4	6	4	(4) 作業作業中の運航船に対する対応では、作業員は十分な注意を払い、他の船舶の安全を保つこと。			17	4	6	4	(4) 作業作業中の運航船に対する対応では、作業員は十分な注意を払い、他の船舶の安全を保つこと。			
17	4	6	5	(5) 推理又は準備中に作業員の交代を行なうときは、作業計画の説明又は航行状況、作業中の監視の担当、迷航の要否、送電禁止区域の説明等の引き継ぎ事項を交代会員間に徹底すること。			17	4	6	5	(5) 推理又は準備中に作業員の交代を行なうときは、作業計画の説明又は航行状況、作業中の監視の担当、迷航の要否、送電禁止区域の説明等の引き継ぎ事項を交代会員間に徹底すること。			
17	4	6	6	(6) 作業のため電話の開閉を行う場合には、受電設備側と電話子機にリヤード線を接続し、作業員の他のものにも接続を行うこと。			17	4	6	6	(6) 作業のため電話の開閉を行う場合には、受電設備側と電話子機にリヤード線を接続し、作業員の他のものにも接続を行うこと。			
17	4	6	7	(7) 高圧ケーブル埋設箇所又は高圧電気設備箇所には、危険区域の標示（覆設ケーブルの位置を明確に示す）及び遮断器等を設け、埋設ケーブルの位置は明確に標示すること。			17	4	6	7	(7) 高圧ケーブル埋設箇所又は高圧電気設備箇所には、危険区域の標示（覆設ケーブルの位置を明確に示す）及び遮断器等を設け、埋設ケーブルの位置は明確に標示すること。			
17	4	6	8	(8) 作業のため、通常用電話の系統を高圧空氣管路に接続する場合は、引込口に必ず保安栓を設置すること。			17	4	6	8	(8) 作業のため、通常用電話の系統を高圧空氣管路に接続する場合は、引込口に必ず保安栓を設置すること。			
17	4	6	9	(9) 船舶用火災警報装置の船内に、非常用放声器、両島として下記のものと組みえておくこと。（この記載は、船内に記載する）			17	4	6	9	(9) 船舶用火災警報装置の船内に、非常用放声器、両島として下記のものと組みえておくこと。（この記載は、船内に記載する）			
17	4	6	9	① 電気装置（ワインチモーターが使用できる容量を有するもの）			17	4	6	9	① 電気装置（ワインチモーターが使用できる容量を有するもの）			
17	4	6	9	② 捕水口			17	4	6	9	② 捕水口			
17	4	6	9	③ 救命装置、又は救命衣			17	4	6	9	③ 救命装置、又は救命衣			
17	4	6	9	④ 芳香油類（船内に記載する量）			17	4	6	9	④ 芳香油類（船内に記載する量）			
17	4	6	9	⑤ 船舶用火災警報装置（船内に記載する量）			17	4	6	9	⑤ 船舶用火災警報装置（船内に記載する量）			
17	4	7	1	7. 現地作業			17	4	7	1	7. 現地作業			
17	4	7	1	(1) ポンプから排水用器具を埋立地に搬送するときには、ポンプ及び埋立地の責任者は運搬を適切にし、あらかじめ排水口付近の作業員の退避を確保してから搬送を開始すること。			17	4	7	1	(1) ポンプから排水用器具を埋立地に搬送するときには、ポンプ及び埋立地の責任者は運搬を適切にし、あらかじめ排水口付近の作業員の退避を確保してから搬送を開始すること。			
17	4	7	2	(2) 同上、約3キロメートル相当の作業に從事する者は、トランシーバー、充電池、携帯灯及び作業用具を携行すること。また、既設、更新時に必ず各以上の構成で行駆すること。			17	4	7	2	(2) 同上、約3キロメートル相当の作業に從事する者は、トランシーバー、充電池、携帯灯及び作業用具を携行すること。また、既設、更新時に必ず各以上の構成で行駆すること。			
17	4	8	8.	地盤改良作業			17	4	8	8	8. 地盤改良作業			
17	4	8	1	(1) 作業記録紙の長さ、枚数、作業員の能力を換算して選定すること。			17	4	8	1	(1) 作業記録紙の長さ、枚数、作業員の能力を換算して選定すること。			
17	4	8	2	(2) 脱落用耐荷重等により示す限り、砂粒作業中は漏水土や砂等の充填材を充填する。			17	4	8	2	(2) 脱落用耐荷重等により示す限り、砂粒作業中は漏水土や砂等の充填材を充填する。			
17	4	8	3	(3) 作業中は、漏水土、漏水の質、漏水量、ボルトのゆるみ、漏水の止め止めの状況等に随時留意すること。			17	4	8	3	(3) 作業中は、漏水土、漏水の質、漏水量、ボルトのゆるみ、漏水の止め止めの状況等に随時留意すること。			
17	4	8	4	(4) 高圧作業、及び脱落作業の作業では安全ベルトを使用すること。	船安則附51		17	4	8	4	(4) 高圧作業、及び脱落作業の作業では安全ベルトを使用すること。	船安則附51		
17	4	8	5	(5) 作業前の技術、可動物、ブーム等は、船体の高さにより移動しないようくさり等で止めを行い、ロープ等で固定する。			17	4	8	5	(5) 作業前の技術、可動物、ブーム等は、船体の高さにより移動しないようくさり等で止めを行い、ロープ等で固定する。			
17	4	8	6	(6) 打込みが終了し、次の段階へ作業を移動するときは、ケージングやフロットが完全に海底から離れて引き上げられたことを確認すること。			17	4	8	6	(6) 打込みが終了し、次の段階へ作業を移動するときは、ケージングやフロットが完全に海底から離れて引き上げられたことを確認すること。			
17	4	9	9.	航行作業			17	4	9	9	9. 航行作業			

令和3年3月版					改訂(本)					改訂理由						
東	西	北	南	通用基準等	東	西	北	南	通用基準等	東	西	北	南	通用基準等		
18	1	5	2	(2) 建物内の施設間は、相互に遮光的な遮蔽体制を確保すること。特に緊急を要する連絡が発生しやすいところ及び現場が常に活動するところについては、トランシーバー等を用い、緊急連絡網を実現保全しておくこと。	安規則642	18	1	5	2	(2) 現場内の施設間は、相互に遮光的な遮蔽体制を確保すること。特に緊急を要する連絡が発生しやすいところ及び現場が常に活動するところについては、トランシーバー等を用い、緊急連絡網を実現保全しておくこと。	安規則642					
18	1	5	3	(3) 施設全体に遮光装置が取りまくことによるカバー、サイレン等の遮蔽体制を確立するには、費用を考慮して構造化された場合はでも構造化すること。		18	1	5	3	(3) 現場全体に遮光装置が取りまくことによるカバー、サイレン等の遮蔽体制を確立するには、費用を考慮して構造化された場合はでも構造化すること。						
18	1	5	4	(4) 一般送えび工事用遮断器の必要な箇所には、遮断器等を配置すること。		18	1	5	4	(4) 一般送えび工事用遮断器の必要な箇所には、遮断器等を配置すること。						
18	1	5	5	(5) フルタライズムやCDT工法のダムなどの場合は、重複が発生することから、誤作動防止を配置すること。		18	1	5	5	(5) フルタライズムやCDT工法のダムなどの場合は、重複が発生することから、誤作動防止を配置すること。						
18	1	6	6	6. コンクリートダム工事の留意事項		18	1	6	6	(6) 地盤が堅硬な場合でコンクリート施工台車や運搬車の転倒防止等を考慮する場合には、運搬車の適切な位置、起立の起立等の周囲等を含めて考慮し、安全施工に配慮した配置とすること。						
18	1	6	7	(2) 作業は、安全通路、支承等がないものを使用し、安全に施工・解体が可能な状態とすること。	安規則239	18	1	6	7	(2) 作業は、安全通路、支承等がないものを使用し、安全に施工・解体が可能な状態とすること。	安規則239					
18	1	7	7	7. フィルタライズム工事の留意事項		18	1	7	7	(1) フィルタライズム工事の運搬車は、ダブルラックの搬入位置に沿って、一方通行式で組合せ式を走らせて、適切な曲率半径、緩急勾配、傾斜、路面状況を決める。	安規則151の3					
18	1	7	8	(2) 運搬車は、使用範囲の範囲で運搬車の離合時の悪さを考慮して十分な安全な操作とすること。		18	1	7	8	(2) 運搬車は、使用範囲の範囲で運搬車の離合時の悪さを考慮して十分な安全な操作とすること。						
18	2	2	2	第2章 基礎地盤工事		18	2	2	2	第2章 第1章 基礎地盤工事						
18	2	3	1	1. 現場管理及び建設機械の運用		18	2	3	1	1. 現場管理及び建設機械の運用						
18	2	11	11	11. 第10節 施設及び第1章に準じること。		18	2	11	11	11. 第10節 施設及び第1章に準じること。						
18	2	2	2	2. 大型重機械に関する留意事項		18	2	2	2	2. 大型重機械に関する留意事項						
18	2	2	1	(1) 重機械の搬入、搬出においては、運搬車等の了解のもと、運搬車による運搬車の離合等を含めて考慮し、安全施工に配慮すること。	安規則151の12, 161	18	2	2	1	(1) 重機械の搬入、搬出においては、運搬車等の了解のもと、運搬車による運搬車の離合等を含めて考慮し、安全施工に配慮すること。	安規則151の12, 161					
18	2	2	2	(2) 重機械は、色料料地において作業するが多ないので、誤認の指示により運行・消焰・防爆を防止すること。	安規則157	18	2	2	2	(2) 重機械は、色料料地において作業するが多ので、誤認の指示により運行・消焰・防爆を防止すること。	安規則157					
18	2	2	3	(3) 作業員と他の機械類とが競合して作業するが多いで、使用範囲に於ける安全留意事項の周知徹底を図ること。	安規則642の3	18	2	2	3	(3) 作業員と他の機械類とが競合して作業するが多いで、使用範囲に於ける安全留意事項の周知徹底を図ること。	安規則642の3					
18	2	3	3.	3. 上下作業	安規則21 安規則537, 538	18	2	3	3	3. 上下作業	安規則21 安規則537, 538					
18	2	3	0	高圧の運行する上部で断面を行なう場合は、落石防止設備を設置し、必要に応じて延伸して運搬員を記載すること。		18	2	3	0	1. 高圧の運行する上部で断面を行なう場合は、落石防止設備を設置し、必要に応じて延伸して運搬員を記載すること。						
18	2	4	4	4. のり面開削機の留意事項	安規則29の2	18	2	4	4	4. のり面開削機の留意事項	安規則29の2					
18	2	4	1	(1) 開削面は、滑り止め配りすること。	安規則356, 357	18	2	4	1	(1) 開削面は、滑り止め配りすること。	安規則356, 357					
18	2	4	2	(2) 岩の上に岩盤荷重が掛かっている場合には、あらかじめその負担を十分に行なっておくこと。		18	2	4	2	(2) 岩の上に岩盤荷重が掛かっている場合には、あらかじめその負担を十分に行なっておくこと。						
18	2	4	3	(3) 岩石が目的の場合はオーバーハングに留意して搬削作業を行うこと。		18	2	4	3	(3) 岩石が目的の場合はオーバーハングに留意して搬削作業を行うこと。						
18	2	4	4	(4) のり面の上部の出水、のり面の湧水などは崩壊の原因となるので、排水処理を行つてから作業を終めること。	安規則358	18	2	4	4	(4) のり面の上部の出水、のり面の湧水などは崩壊の原因となるので、排水処理を行つてから作業を終めること。	安規則358					
18	2	4	5	(5) 洋石などはあらかじめ止めを、ゆるんだ洋石などはローラー ホルトによる紛付等、モルタル吹付け、金網を巻きに張る等の措置を行なうこと。	安規則361	18	2	4	5	(5) 洋石などはあらかじめ止めを、ゆるんだ洋石などはローラー ホルトによる紛付等、モルタル吹付け、金網を巻きに張る等の措置を行なうこと。	安規則361					
18	2	4	6	(6) 大きい岩の崩壊、滑りのおりの岩の直下は、敷削工程等に適切な位置を設けるとともに必要に応じて押え土等の保護を施すこと。	安規則361	18	2	4	6	(6) 大きい岩の崩壊、滑りのおりの岩の直下は、敷削工程等に適切な位置を設けるとともに必要に応じて押え土等の保護を施すこと。	安規則361					
18	2	5	5	6. 在上作業		18	2	5	5	6. 在上作業						
18	2	5	0	人力による上部作業は、軒樋取扱いや防塵マスクなどの保護具を着て作業を行うこと。		18	2	5	0	1. 人力による上部作業は、軒樋取扱いや防塵マスクなどの保護具を着て作業を行うこと。						
18	2	6	6	6. 岩盤作業		18	2	6	6	6. 岩盤作業						
18	2	6	0	高圧水やスキーを使用する装置は、保護帽や防塵マスクを着用していいで作業開始は立ち入り禁止とすること。		18	2	6	0	1. 高圧水やスキーを使用する装置は、保護帽や防塵マスクを着用していいで作業開始は立ち入り禁止とすること。						
18	2	7	7	7. 岩盤作業の形状	安規則642の3	18	2	7	7	7. 岩盤作業の形状	安規則642の3					
18	2	8	8	(1) 基地内通路の形状は、十分な幅員、勾配、曲線を確保すること。又、道路からの脱落、転倒防止装置として、必要に応じて橋脚やガードレール設置、避難等を行うこと。	安規則151の6	18	2	8	8	B. 通路道路の形状	安規則151の6					
18	2	8	1	(1) 基地内通路の形状は、十分な幅員、勾配、曲線を確保すること。又、道路からの脱落、転倒防止装置として、必要に応じて橋脚やガードレール設置、避難等を行うこと。		18	2	8	1	(1) 基地内通路の形状は、十分な幅員、勾配、曲線を確保すること。又、道路からの脱落、転倒防止装置として、必要に応じて橋脚やガードレール設置、避難等を行うこと。						

令和3年3月版					改訂(本)					改訂理由					
東	西	北	南	通用基準等	東	西	北	南	通用基準等	東	西	北	南	通用基準等	
18	2	8	2	(2) 岩面は常に安全な運搬ができるように軌道するとともに、附設両端は軌道・補助輪で走行すること。		18	2	8	2	(2) 岩面は常に安全な運搬ができるように軌道するとともに、附設両端は軌道・補助輪で走行すること。					
18	2	9	1	1. 土槽場の安全運搬		18	2	9	1	9. 土槽場の安全運搬					
18	2	9	1	(1) 土槽場は、のり面の表示や土槽の設置により、運搬車両の走行、転倒等に注意すること。	安規則151の6	18	2	9	1	(1) 土槽場は、のり面の表示や土槽の設置により、運搬車両の走行、転倒等に注意すること。	安規則151の6				
18	2	9	2	(2) 走行中の走行距離が5m未満の場合は、運搬車両の走行を停止して運搬車両の走行を確認すること。		18	2	9	2	(2) 走行中の走行距離が5m未満の場合は、運搬車両の走行を停止して運搬車両の走行を確認すること。					
18	3	3	3	3. 第3章 基礎地盤工事		18	3	3	3	3. 第3章 基礎地盤工事					
18	3	1	1	1. ポーリング作業	安規則194の3	18	3	1	1	1. ポーリング作業	安規則194の3				
18	3	1	1	(1) ワーラー・スライベルホースは固定して、巻き込まれ事故を防止すること。		18	3	1	1	(1) ワーラー・スライベルホースは固定して、巻き込まれ事故を防止すること。					
18	3	1	2	(2) ロッドの切削部は、スピンドルの回転が停止したことを確認してから作業を行うこと。	安規則194の2	18	3	1	2	(2) ロッドの切削部は、スピンドルの回転が停止したことを確認してから作業を行うこと。	安規則194の2				
18	3	1	3	(3) ロッドは駆動させようることのないように、確実に収納すること。		18	3	1	3	(3) ロッドは駆動させようることのないように、確実に収納すること。					
18	3	1	4	(4) 注入ホール、計画、ケーブル等は極力一ヶ所にまとめて配置し、作業員の転倒防止を図ること。		18	3	1	4	(4) 注入ホール、計画、ケーブル等は極力一ヶ所にまとめて配置し、作業員の転倒防止を図ること。					
18	3	2	1	2. 法人作業		18	3	2	1	2. 法人作業					
18	3	2	1	(1) バイクやホースの取扱いは、グラウトミルクの飛散がゼロにならぬ限り、直接噴射すること。	安規則561, 562	18	3	2	1	(1) バイクやホースの取扱いは、グラウトミルクの飛散がゼロにならぬ限り、直接噴射すること。	安規則561, 562				
18	3	2	2	(2) 作業用器具の裏面の岩面直下に岩盤を直接する場合は、あらかじめ岩盤を剥離する意図とされるとともに、最大限被覆材の表示を記載すること。		18	3	2	2	(2) 作業用器具の裏面の岩面直下に岩盤を直接する場合は、あらかじめ岩盤を剥離する意図とされるとともに、最大限被覆材の表示を記載すること。					
18	3	2	3	(3) 足場のからの落物の落下防止装置を設けること。	安規則537	18	3	2	3	(3) 足場からの落物の落下防止装置を設けること。	安規則537				
18	3	2	4	(4) 定期的に岩盤はねはねの点検を行なうことを。	安規則552	18	3	2	4	(4) 定期的に岩盤はねはねの点検を行なうことを。	安規則552				
18	3	2	5	(5) 岩盤はねはねを止める保護具は、保護帽や防塵マスクを着用していいで作業開始は立ち入り禁止とすること。		18	3	2	5	(5) 岩盤はねはねを止める保護具は、保護帽や防塵マスクを着用していいで作業開始は立ち入り禁止とすること。					
18	3	2	5	(6) 岩盤はねはねの岩盤は、あらかじめ定めた作業手順で施工すること。		18	3	2	5	(6) 岩盤はねはねの岩盤は、あらかじめ定めた作業手順で施工すること。					
18	3	2	6	(7) 作業は岩盤作業の指示に基づいて行なうこと。		18	3	2	6	(7) 作業は岩盤作業の指示に基づいて行なうこと。					
18	3	2	7	(8) 岩盤内の急勾配の部分には、落石物の落差防止装置を設けること。	安規則537	18	3	2	7	(8) 岩盤内の急勾配の部分には、落石物の落差防止装置を設けること。	安規則537				
18	3	2	8	(9) 岩盤内の急勾配におけるボーリングマシンの移動歩哨は下方の人件通行許可をること。		18	3	2	8	(9) 岩盤内の急勾配におけるボーリングマシンの移動歩哨は下方の人件通行許可をること。					
18	4	1	1	(10) 第4章の「構造物の施工」に記載する内容を参考して、岩盤はねはねの点検を行なうことを。		18	4	1	1	(10) 第4章の「構造物の施工」に記載する内容を参考して、岩盤はねはねの点検を行なうことを。					
18	4	1	1	(11) 作業は岩盤はねはねの手筋、手縫いを抜け、床の端にははね下物を設置すること。	安規則537	18	4	1	1	(11) 作業は岩盤はねはねの手筋、手縫いを抜け、床の端にははね下物を設置すること。	安規則537				
18	4	1	2	(12) 作業は岩盤はねはねの手筋、手縫いを抜け、床の端にははね下物を設置すること。	安規則537	18	4	1	2	(12) 作業は岩盤はねはねの手筋、手縫いを抜け、床の端にははね下物を設置すること。	安規則537				
18	4	1	3	(13) パンカルーにおける台車又はトランクスフーカーの運行には、十分注意すること。		18	4	2	3	(13) パンカルーにおける台車又はトランクスフーカーの運行には、十分注意すること。					
18	4	3	3	(14) コンクリート表面設置		18	4	3	3	(14) コンクリート表面設置					
18	4	3	1	(1) コンクリート上面の施工は水による洗浄して、黄薙したもしくは洗浄してから施工すること。		18	4	2	1	(1) コンクリート上面の施工は水による洗浄して、黄薙したもしくは洗浄してから施工すること。					
18	4	3	2	(2) コンクリートの表面の施工は、外刃による洗浄して、黄薙したもしくは洗浄してから施工すること。		18	4	2	2	(2) コンクリートの表面の施工は、外刃による洗浄して、黄薙したもしくは洗浄してから施工すること。					
18	4	3	3	(3) パンカルーにおける台車又はトランクスフーカーの運行には、十分注意すること。		18	4	3	3	(3) パンカルーにおける台車又はトランクスフーカーの運行には、十分注意すること。					
18	4	4	3	(4) コンクリート上面の施工は、作業員の間の連携を最も優先すること。		18	4	3	4	(4) コンクリート上面の施工は、作業員の間の連携を最も優先すること。					
18	4	3	5	(5) コンクリート上面の施工は、作業員の間の連携を最も優先すること。		18	4	3	5	(5) コンクリート上面の施工は、作業員の間の連携を最も優先すること。					
18	4	4	1	(6) 行き止まりの壁面等、手筋、手縫いを抜け、床の端にははね下物を設置すること。		18	4	3	2	(6) 行き止まりの壁面等、手筋、手縫いを抜け、床の端にははね下物を設置すること。					
18	4	4	2	(7) 手筋、手縫い、手縫い、手縫いを抜け、床の端にははね下物を設置すること。		18	4	3	1	(7) 手筋、手縫い、手縫いを抜け、床の端にははね下物を設置すること。					
18	4	4	3	(8) 壁面等における手筋、手縫いを抜け、床の端にははね下物を設置すること。		18	4	3	1	(8) 壁面等における手筋、手縫いを抜け、床の端にははね下物を設置すること。					

令和3年3月版				改訂(案)				改訂理由				
章	節	項	本文	通用基準等	章	節	項	本文	通用基準等	章	節	項
18	4	4	- 4. クレーン下の作業	クレーン制29	18	4	4	- 4. クレーン下の作業	クレーン制29			
18	4	4	0 1 ケーブルクレーンによるコンクリート打設及び資機材運搬作業は、ケーブルクレーンによるコンクリート打設及び資機材運搬作業を立入させないこと。		18	4	4	0 1 ケーブルクレーンによるコンクリート打設及び資機材運搬作業を立入させないこと。				
18	4	5	- 5. シュート・ロープの支着力		18	4	5	- 5. シュート・ロープの支着力				
18	4	5	0 1 シュートの支着力、ロープ等は、コンクリート・作業員等の荷重に対して耐える強度のものとすること。		18	4	5	0 1 シュートの支着力、ロープ等は、コンクリート・作業員等の荷重に対して耐える強度のものとすること。				
18	4	6	- 6. リリードの作業		18	4	6	- 6. リリードの作業	安規則534	18	4	6
18	4	6	0 1 のり面の作業は、必ずしもして地山の基礎、土石の底面に付する。		18	4	6	0 1 のり面の作業は、必ずしもして地山の基礎、土石の底面に付する。	安規則534	18	4	6
18	4	7	- 7. 砂利の底面		18	4	7	- 7. 砂利の底面		18	4	7
18	4	7	0 1 地下を防ぐする通常方法を採り、荷積み、荷卸し時の安全にも留意すること。		18	4	7	0 1 地下を防ぐする通常方法を採り、荷積み、荷卸し時の安全にも留意すること。		18	4	7
18	4	8	- 8. 積むく作業		18	4	8	- 8. 積むく作業		18	4	8
18	4	8	0 1 積むくの作業は、必ずしもして地山の基礎、土石の底面に付する。		18	4	8	0 1 積むくの作業は、必ずしもして地山の基礎、土石の底面に付する。		18	4	8
18	4	9	- 9. 補助内への出入		18	4	9	- 9. 補助内への出入		18	4	9
18	4	9	0 1 補助内に付すること。		18	4	9	0 1 補助内に付すること。		18	4	9
18	4	10	- 10. 距離の管理		18	4	10	- 10. 距離の管理		18	4	10
18	4	10	1 (1) ミサイラー、ヘルツコンペヤなどの特殊・装備などは、必ず	安規則107	18	4	10	1 (1) ミサイラー、ヘルツコンペヤなどの特殊・装備などは、必ず	安規則107	18	4	10
18	4	10	(2) 施工終了した道路は、危険のないことを確認してから	安規則104	18	4	10	(2) 施工終了した道路は、危険のないことを確認してから	安規則104	18	4	10
18	4	11	- 11. R.C.D.工法の監査事項		18	4	11	- 11. R.C.D.工法の監査事項		18	4	11
18	4	11	1 (1) 在来工法に比べて床面の施工工程が多いことから、作業員	安規法20, 21	18	4	11	1 (1) 在来工法に比べて床面の施工工程が多いことから、作業員	安規法20, 21	18	4	11
18	4	11	2 (2) 保有している電気機器は、打設・清掃等の作業の死角となるないように保有された場所に付すこと。	安規則158	18	4	11	2 (2) 保有している電気機器は、打設・清掃等の作業の死角となるないように保有された場所に付すこと。	安規則158	18	4	11
18	4	11	3 (3) 墓碑杭に付はばくツバ、放電灯等を設置し、特に夜間防		18	4	11	3 (3) 墓碑杭に付はばくツバ、放電灯等を設置し、特に夜間防		18	4	11
18	4	11	4 (4) 及びより高い箇所に付はばくツバ、放電灯等を設置し、お盆に応じて立入禁止措置を行ふこと。	安規則158	18	4	11	4 (4) 及びより高い箇所に付はばくツバ、放電灯等を設置し、お盆に応じて立入禁止措置を行ふこと。	安規則158	18	4	11
18	4	11	5 (5) ダンプトラック等は運搬路を指定し、立入禁止措置を講じること。	安規則151の3	18	4	11	5 (5) ダンプトラック等は運搬路を指定し、立入禁止措置を講じること。	安規則151の3	18	4	11
18	4	11	6 (6) ダンプトラック等の底面溝には、道路からおろしまで作業員を配置し、作業を行うこと。	安規則151の6	18	4	11	6 (6) ダンプトラック等の底面溝には、道路からおろしまで作業員を配置し、作業を行うこと。	安規則151の6	18	4	11
18	4	11	7 (7) 運送会員と運送業者は、各自の合意に基づき連絡を取り合うこと。	安規則151の8	18	4	11	7 (7) 運送会員と運送業者は、各自の合意に基づき連絡を取り合うこと。	安規則151の8	18	4	11
18	5	1	1. 共通事項		18	5	1	1. 共通事項		18	5	1
18	5	1	0 1 施工前準備すること。		18	5	1	0 1 施工前準備すること。		18	5	1
18	5	2	2. ストッパバイオ作業		18	5	2	2. ストッパバイオ作業		18	5	2
18	5	2	0 1 防止措置などとともに結合作業による接触事故を防止すること。	安規則158	18	5	2	0 1 防止措置などとともに結合作業による接触事故を防止すること。	安規則158	18	5	2
18	5	3	3. 運搬作業		18	5	3	3. 運搬作業		18	5	3
18	5	3	0 1 (1) 第6章第2項を遵守すること。		18	5	3	0 1 (1) 第6章第2項を遵守すること。		18	5	3
18	5	3	(2) 運搬道路のり面には、のり面に応じてガードレール、繩類等を設置し、通行部の軒端部を保護すること。	安規則158	18	5	3	(2) 運搬道路のり面には、のり面に応じてガードレール、繩類等を設置し、通行部の軒端部を保護すること。	安規則158	18	5	3
18	5	4	4. 施工前の種種の作業		18	5	4	4. 施工前の種種の作業		18	5	4
18	5	4	0 1 (1) 施工前に付はばくツバの確認が整備し、同時に人力作業員の記録と施工員の記録、危険範囲への立入禁止措置を講じること。	安規則151の7	18	5	4	0 1 (1) 施工前に付はばくツバの確認が整備し、同時に人力作業員の記録と施工員の記録、危険範囲への立入禁止措置を講じること。	安規則151の7	18	5	4
18	5	5	5. 施工前準備の実行		18	5	5	5. 施工前準備の実行		18	5	5
18	5	5	0 1 施工前の作業は、弱導員を配置して直轄員の行為を防止すること。	安規則151の6	18	5	5	0 1 施工前の作業は、弱導員を配置して直轄員の行為を防止すること。	安規則151の6	18	5	5
18	5	6	6. 施工前準備		18	5	6	6. 施工前準備		18	5	6
18	5	6	1 (1) コア取扱部では、多量の人力作業が行われているので、跡跡を記録し、直轄員の行為を行ふこと。		18	5	6	1 (1) コア取扱部では、多量の人力作業が行われているので、跡跡を記録し、直轄員の行為を行ふこと。		18	5	6
18	5	6	2 (2) 必要に応じて上部地山のり面を保護する監視員を配置し、作業場所下に立入禁止措置を講じること。		18	5	6	2 (2) 必要に応じて上部地山のり面を保護する監視員を配置し、作業場所下に立入禁止措置を講じること。		18	5	6
18	5	7	7. 施工前準備の実行		18	5	7	7. 施工前準備の実行		18	5	7
18	5	7	1 (1) 施工前の品質管理試験を行う場合は、作業中である自を示すことを。	安規則151の7	18	5	7	1 (1) 施工前の品質管理試験を行う場合は、作業中である自を示すことを。	安規則151の7	18	5	7
18	5	7	(2) 木桿やオーバーサイズの脚立作業を人力で行ふ場合は、監視員を設置し、直轄員と作業員との接触を防止すること。		18	5	7	(2) 木桿やオーバーサイズの脚立作業を人力で行ふ場合には、監視員を設置し、直轄員と作業員との接触を防止すること。		18	5	7
18	5	8	8. チッピング		18	5	8	8. チッピング		18	5	8

令和3年1月版				改訂(案)				改訂理由				
章	節	項	本文	通用基準等	章	節	項	本文	通用基準等	章	節	項
19	5	6	1 (1) 施工前準備やその他のクリーリング・競争のチッピング作業は、施工作業場所等に付はばくツバ等を設置して行なうこと。	安規則593	19	5	6	1 (1) 施工前準備やその他のクリーリング・競争のチッピング作業は、施工作業場所等に付はばくツバ等を設置して行なうこと。	安規則593	19	5	6
19	5	6	2 (2) 作業員に対する監視員を配置すること。		19	5	6	2 (2) 作業員に対する監視員を配置すること。		19	5	6
19	5	9	2 リップラップ		19	5	9	2 リップラップ		19	5	9
19	5	9	1 (1) リップラップの中では、直立面及びそののり面下部には立入禁止区域を設けること。	安規則158	19	5	9	1 (1) リップラップの中では、直立面及びそののり面下部には立入禁止区域を設けること。	安規則158	19	5	9
19	5	9	2 (2) 直立面と人との同時作業を行う場合は、直立面を記録		19	5	9	2 (2) 直立面と人との同時作業を行う場合は、直立面を記録		19	5	9
19	5	9	3 (3) リップラップの底面溝には、直立面と人との同時作業を行う場合は、直立面を記録		19	5	9	3 (3) リップラップの底面溝には、直立面と人との同時作業を行う場合は、直立面を記録		19	5	9
19	5	9	4 (4) リップラップの底面溝には、直立面と人との同時作業を行う場合は、直立面を記録		19	5	9	4 (4) リップラップの底面溝には、直立面と人との同時作業を行う場合は、直立面を記録		19	5	9
19	5	9	5 (5) リップラップの底面溝には、直立面と人との同時作業を行う場合は、直立面を記録		19	5	9	5 (5) リップラップの底面溝には、直立面と人との同時作業を行う場合は、直立面を記録		19	5	9
19	5	9	6 (6) リップラップの底面溝には、直立面と人との同時作業を行う場合は、直立面を記録		19	5	9	6 (6) リップラップの底面溝には、直立面と人との同時作業を行う場合は、直立面を記録		19	5	9
19	5	9	7 (7) リップラップの底面溝には、直立面と人との同時作業を行う場合は、直立面を記録		19	5	9	7 (7) リップラップの底面溝には、直立面と人との同時作業を行う場合は、直立面を記録		19	5	9
19	5	10	1 第1章・構造物の取りこなし工事		19	5	10	1 第1章・構造物の取りこなし工事		19	5	10
19	1	1	1. 第1章・一般事項		19	1	1	1. 第1章・一般事項		19	1	1
19	1	1	1 (1) 第5章(1)、及び(2)に準ずること。		19	1	1	1 (1) 第5章(1)、及び(2)に準ずること。		19	1	1
19	1	1	2 (2) 过去の施工実績について、施工方法・検討事項・問題点等		19	1	1	2 (2) 过去の施工実績について、施工方法・検討事項・問題点等		19	1	1
19	1	2	2. 基本規則における共通事項		19	1	2	2. 基本規則における共通事項		19	1	2
19	1	2	0 1 第2章に準ずること。	安規則150	19	1	2	0 1 第2章に準ずること。	安規則150	19	1	2
19	1	3	3. 施工範囲における留意事項		19	1	3	3. 施工範囲における留意事項		19	1	3
19	1	3	1 (1) 施工前準備の確認		19	1	3	1 (1) 施工前準備の確認		19	1	3
19	1	3	(2) 施工前準備は必ずしもして上部地山のり面を保護する監視員を配置すること。		19	1	3	(2) 施工前準備は必ずしもして上部地山のり面を保護する監視員を配置すること。		19	1	3
19	1	3	(3) 取りこなし構造物の周辺環境(地形、地質、周辺の構造物、老朽化、腐食、変形、道路、地下埋設物等の条件)について評定すること。		19	1	3	(3) 取りこなし構造物の周辺環境(地形、地質、周辺の構造物、老朽化、腐食、変形、道路、地下埋設物等の条件)について評定すること。		19	1	3
19	1	3	(4) 潜伏・溶接・火災、その他の火気使用の可否の確認をすること。		19	1	3	(4) 潜伏・溶接・火災、その他の火気使用の可否の確認をすること。		19	1	3
19	1	3	(5) 取りこなしの影響によるものとし、責任者から指示されたものに付はばく等しいこと。	安規則51の15	19	1	5	(5) 取りこなしの影響によるものとし、責任者から指示されたものに付はばく等しいこと。	安規則51の15	19	1	5
19	1	3	2 (2) 施工前準備のため、引ワイヤ等を設置すること。	安規則51の15	19	1	5	2 (2) 施工前準備のため、引ワイヤ等を設置すること。	安規則51の15	19	1	5
19	1	3	3 (3) 施工前準備のため、引ワイヤ等とマット等の設置		19	1	5	3 (3) 施工前準備のため、引ワイヤ等とマット等の設置		19	1	5
19	1	3	4 (4) 施工前準備のため、立入禁止措置及び防護マット等の設置		19	1	5	4 (4) 施工前準備のため、立入禁止措置及び防護マット等の設置		19	1	5
19	1	3	5 (5) 施工前準備のため、警戒員・警戒装置及び明示		19	1	5	5 (5) 施工前準備のため、警戒員・警戒装置及び明示		19	1	5
19	1	3	(6) 火気使用及び火災を発生する時は、消火器具を準備したこと。		19	1	5	(6) 火気使用及び火災を発生する時は、消火器具を準備したこと。		19	1	5
19	1	3	(7) 付近に火災を起さないよう防護措置を講じること。		19	1	5	(7) 付近に火災を起さないよう防護措置を講じること。		19	1	5
19	1	3	(8) 作業終了後の火災の消火点検を行うこと。		19	1	5	(8) 作業終了後の火災の消火点検を行うこと。		19	1	5
19	2	1	1. 日時計、筋骨切削機、大型ブレーカにおける必要な措置		19	2	1	1. 日時計、筋骨切削機、大型ブレーカにおける必要な措置		19	2	1
19	2	1	2 (2) 施工前準備に対する対策(おじん、監督、監査、監視、地盤調査、電気設備、配電盤、送電線、漏出端子等)を講じること。		19	2	1	2 (2) 施工前準備に対する対策(おじん、監督、監査、監視、地盤調査、電気設備、配電盤、送電線、漏出端子等)を講じること。		19	2	1
19	2	1	3 (3) 施工前準備に対する対策(おじん、監督、監査、監視、地盤調査、電気設備、配電盤、送電線、漏出端子等)を講じること。		19	2	1	3 (3) 施工前準備に対する対策(おじん、監督、監査、監視、地盤調査、電気設備、配電盤、送電線、漏出端子等)を講じること。		19	2	1
19	2	1	4 (4) 施工前準備に対する対策(おじん、監督、監査、監視、地盤調査、電気設備、配電盤、送電線、漏出端子等)を講じること。		19	2	1	4 (4) 施工前準備に対する対策(おじん、監督、監査、監視、地盤調査、電気設備、配電盤、送電線、漏出端子等)を講じること。		19	2	1
19	2	1	5 (5) 施工前準備に対する対策(おじん、監督、監査、監視、地盤調査、電気設備、配電盤、送電線、漏出端子等)を講じること。		19	2	1	5 (5) 施工前準備に対する対策(おじん、監督、監査、監視、地盤調査、電気設備、配電盤、送電線、漏出端子等)を講じること。				

令和3年3月版				改訂(本)				改訂理由			
章	節	項	一	章	節	項	一	章	節	項	一
19	2	3	1	(1) 回転部の養生及び冷却水の導入を行うこと。	19	2	3	1	(1) 回転部の養生及び冷却水の導入を行うこと。		
19	2	3	2	(2) 切削断面が比較的大きくなるため、クレーン等による荷吊り、搬出が必要となるので、第4章5節、第6章の留意事項を従来に遵守すること。	19	2	3	2	(2) 切削断面が比較的大きくなるため、クレーン等による荷吊り、搬出が必要となるので、第4章5節、第6章の留意事項を従来に遵守すること。		
19	2	4	1	4. ワイヤーソーラー工法における必要な措置	19	2	4	1	4. ワイヤーソーラー工法における必要な措置		
19	2	4	1	(1) ワイヤーソーラーにゆるみが生じないよう必要な張力を保持する	19	2	4	1	(1) ワイヤーソーラーにゆるみが生じないよう必要な張力を保持する		
19	2	4	2	(2) ワイヤーソーラーの調査を行ふこと。	19	2	4	2	(2) ワイヤーソーラーの調査を行ふこと。		
19	2	4	3	(3) 防護カバーを検査し整備すること。	19	2	4	3	(3) 防護カバーを検査し整備すること。		
19	2	5	5.	アブレッシュフォーラージェット工法における措置	19	2	5	5.	アブレッシュフォーラージェット工法における措置		
19	2	5	1	(1) 防護カバーを使用し、低騒音化を図ること。	19	2	5	1	(1) 防護カバーを使用し、低騒音化を図ること。		
19	2	5	2	(2) スラリーを処理すること。	19	2	5	2	(2) スラリーを処理すること。		
19	2	6	6.	爆薬等を使用した取り扱い作業における措置	19	2	6	6.	爆薬等を使用した取り扱い作業における措置		
19	2	6	1	(1) 爆薬取扱いに係する者と、	19	2	6	1	(1) 爆薬取扱いに係する者と、		
19	2	6	2	(2) 爆薬取扱いに係する者以外の作業区域内への立入禁止、火薬剤53	19	2	6	2	(2) 爆薬取扱いに係する者以外の作業区域内への立入禁止、火薬剤53		
19	2	6	3	(3) 防護装置等は、不規の有無などの安全の確認が行われるまで、実爆作業範囲内を立入禁止にすること。	19	2	6	3	(3) 防護装置等は、不規の有無などの安全の確認が行われるまで、実爆作業範囲内を立入禁止にすること。		
19	2	6	4	(4) 実爆予定時日、直通方法、退避場所、古火の合図等は、あらじめ作業員に周知徹底しておくこと。	19	2	6	4	(4) 実爆予定時日、直通方法、退避場所、古火の合図等は、あらじめ作業員に周知徹底しておくこと。		
19	2	6	5	(5) コンクリート破砕工法及び剥離剤 (ダイナマイト工法)においては、十分な効果を期待するため、达物は確実に穴を打つことを。	19	2	6	5	(5) コンクリート破砕工法及び剥離剤 (ダイナマイト工法)においては、十分な効果を期待するため、达物は確実に穴を打つことを。		
19	2	6	6	(6) 炎石防護の検査をすること。	19	2	6	6	(6) 炎石防護の検査をすること。		
19	2	6	7	(7) 取り扱い作業に適した萬葉を使用すること。	19	2	6	7	(7) 取り扱い作業に適した萬葉を使用すること。		
19	2	7	7.	静的爆破剤工法における措置	19	2	7	7.	静的爆破剤工法における措置		
19	2	7	1	(1) 破砕剤充填時は、充填孔から漏出に留意すること。	19	2	7	1	(1) 破砕剤充填時は、充填孔からの漏出に留意すること。		
19	2	7	2	(2) 施工観測時は気象と関連があるため、適切な破砕剤を使用すること。	19	2	7	2	(2) 施工観測時は気象と関連があるため、適切な破砕剤を使用すること。		
19	2	7	3	(3) 水中(海中)で使用する場合は、材料の漏出・噴出に対する安全性、充填方法及び水中環境への影響に十分配慮すること。	19	2	7	3	(3) 水中(海中)で使用する場合は、材料の漏出・噴出に対する安全性、充填方法及び水中環境への影響に十分配慮すること。		